

令和8年第3回教育委員会定例会日程

1 日 時 令和8年3月25日(水)午後2時00分

2 場 所 朝霞市役所 第1委員会室

3 出席者

教育委員会教育長	二見隆久
教育委員会教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会委員	高橋松久
教育委員会委員	森島史枝
教育委員会委員	上野正道

4 説明のための出席者

学校教育部長	福士昌三
学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	堀川政昭
教育管理課長	横瀬修克
教育指導課長	手島牧子
学校給食課長	星加敏昭
文化財課長	藤原真吾
中央公民館長	大瀧一彦
図書館長	増田 潔

5 議事日程

- (1) 開 会 宣 言
- (2) 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名
- (3) 会 議 録 の 承 認 ・ 訂 正
- (4) 教 育 長 月 間 行 事 の 承 認
- (5) 教 育 長 の 報 告
- (6) 議 案 の 審 議
- (7) そ の 他
- (8) 閉 会 宣 言

別紙のとおり
別紙のとおり
別紙のとおり

(別紙)

◎ 教育長報告事項

- ①専決処理について（朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて）
（当日配付）
- ②いじめに関する調査結果について
（当日配付）
- ③令和7年度朝霞市就学支援委員会に関する答申について
- ④第26回朝霞市吹奏楽・器楽フェスティバルについて
- ⑤令和7年度第48回朝霞市小・中・高等学校書きぞめ展覧会について
- ⑥令和7年度なかよし発表会、なかよし作品展について
- ⑦市民スポーツ教室「ボッチャ」について
- ⑧朝霞市・越生町交流事業 梅香るおごせハイキング大会について
- ⑨令和7年度第2回朝霞市スポーツ推進審議会について
- ⑩令和7年度生涯学習体験教室について
- ⑪令和7年度第2回朝霞市文化財保護審議委員会議について
- ⑫令和7年度第2回朝霞市博物館協議会について
- ⑬令和7年度第2回朝霞市公民館運営審議会について
- ⑭令和7年度第4回朝霞市立図書館協議会について

◎ 提出議案

議案第22号 朝霞市教育委員会職員の人事について

（当日配付）

議案第23号 朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を修正することについて

議案第24号 学校運営協議会委員の解任及び任命について

議案第25号 朝霞市小、中学校事務の共同実施に係る代表者等の指名について

議案第26号 朝霞市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

議案第27号 朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則

議案第28号 令和8年度朝霞市教育委員会重点施策について

議案第29号 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針について

（当日配付）

議案第30号 朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

議案第31号 第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画の決定について

◎ その他

朝霞市民スポーツ大会について

教育長月間行事（令和8年2月） 実績

日	曜	時間	行 事 等
1	日	8:30	第24回丸沼旗争奪地域交流サッカー大会
1	日	10:00	吹奏楽・器楽フェスティバル
12	木	14:00	第7回南部教育長会議・教育長協議会
27	金	15:15	時年休（2時間）

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長月間行事（令和8年4月） 予定

日	曜	時 間	行 事 等
3	金	14:00	埼玉県都市教育長協議会第1回役員会
4	土	10:00	障害者ふれあいセンター10周年記念パーティ
10	金	14:30	令和8年度埼玉県都市教育長協議会総会、情報交換会
11	土	10:00	交通安全標語表彰式
12	日	10:00	令和8年度朝霞市文化協会定期総会
16	木	15:00	第1回南部教育長会議及び南部教育長会総会
20	月	14:00	朝霞地区教育委員会連合会定期総会
25	土	9:00	丸沼芸術の森コレクション展 テープカット

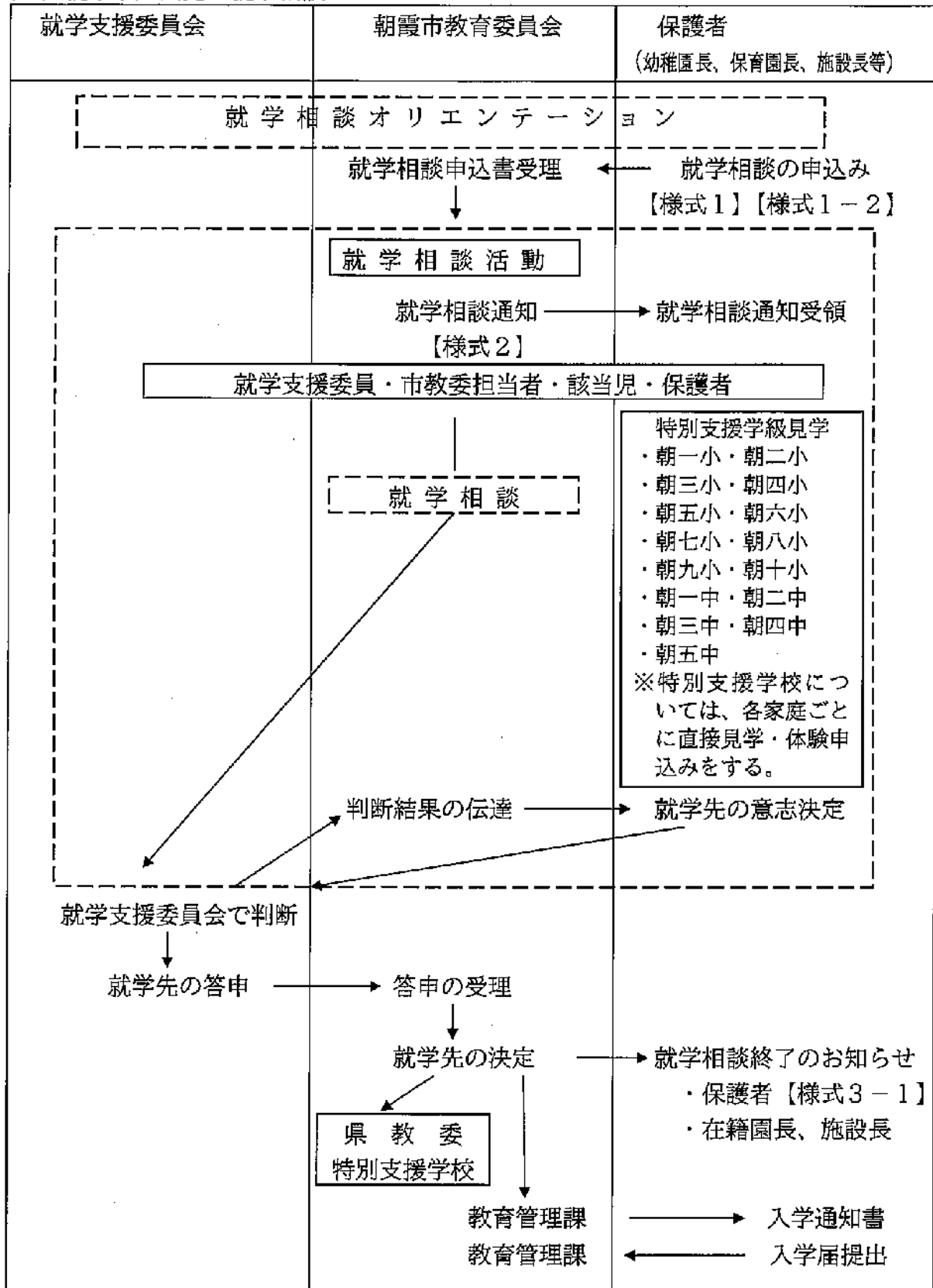
※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

令和7年度朝霞市就学支援委員会に関する答申について

令和7年度の就学相談申込者 173件			
		判 断	就学・転学先
新就学児 136件	通常の学級	24件	通常の学級 24件
	特別支援学級（知）	26件	特別支援学級（知） 23件
			通常の学級 3件
			特別支援学校（知） 0件
	特別支援学級（自・情）	19件	特別支援学級（自・情） 17件
			通常の学級 2件
	特別支援学校（知）	7件	特別支援学校（知） 7件
			特別支援学級（知） 0件
特別支援学校（肢体）	2件	特別支援学校（肢体） 2件	
相談のみ	56件		
取り下げ	2件		
新中1 15件	通常の学級	1件	通常の学級 1件
	特別支援学級（知）	2件	特別支援学級（知） 1件
			通常の学級 1件
	特別支援学級（自・情）	0件	特別支援学級（自・情） 0件
	特別支援学級（難聴）	0件	特別支援学級（難聴） 0件
	特別支援学校（知）	8件	特別支援学校（知） 8件
	特別支援学校（肢体）	0件	特別支援学校（肢体） 0件
相談のみ	4件		
取り下げ	0件		
教育形態変更 22件	通常の学級	3件	通常の学級 3件
	特別支援学級（知）	5件	特別支援学級（知） 5件
	特別支援学級（自・情）	10件	特別支援学級（自・情） 10件
	特別支援学校（知）	0件	特別支援学校（知） 0件
			特別支援学級（知） 0件
	相談のみ	3件	
	取り下げ	1件	
保留（継続）	0件		

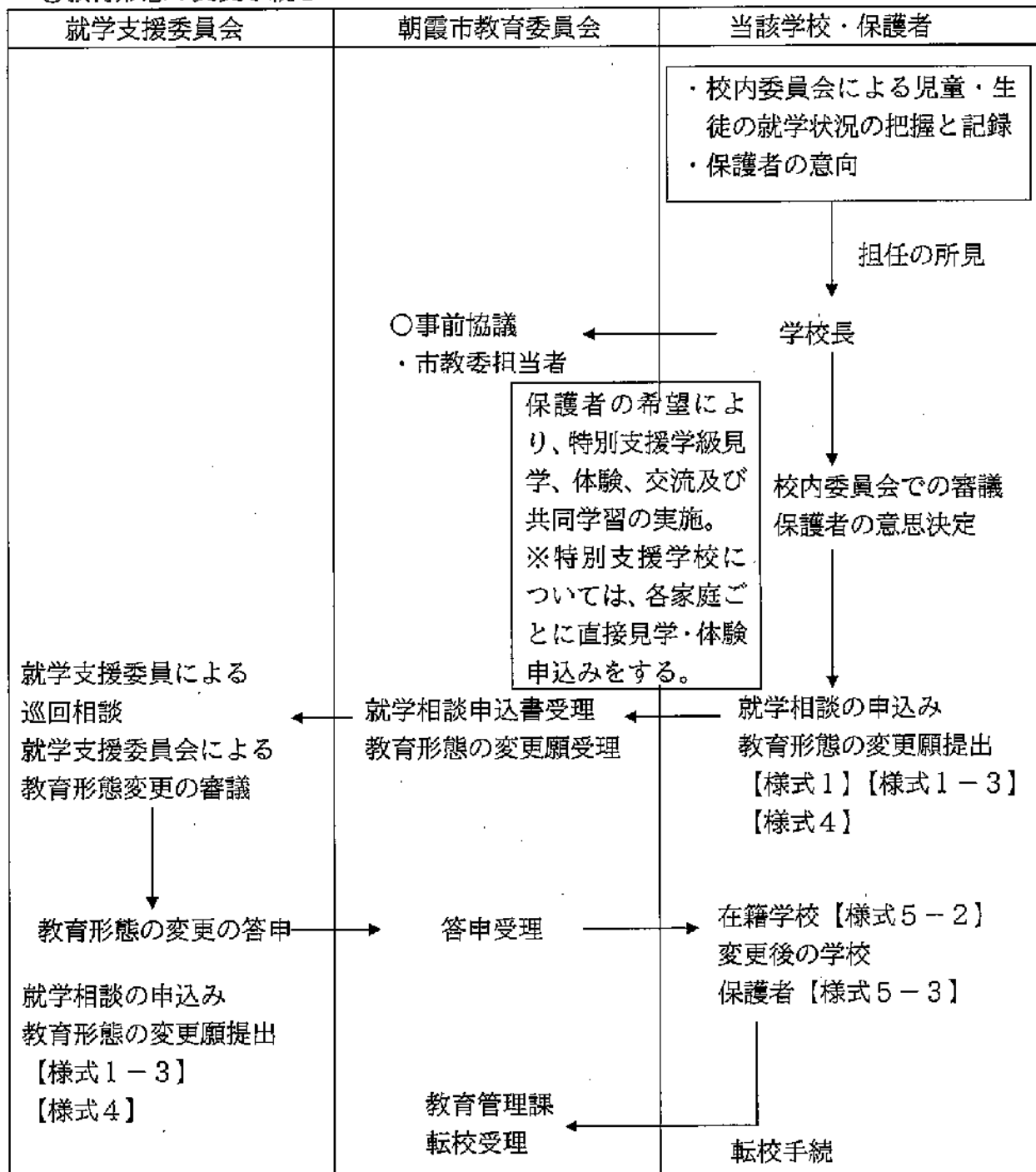
2 朝霞市就学支援委員会の実施手順

(1) 就学予定園児の就学相談について



(2) 教育形態の変更及び中学校進学に係る就学相談について

①教育形態の変更手続き



②中学校進学に係る手続き

※小学校特別支援学級から中学校特別支援学級へ進学する際には、就学相談を省略することができる。ただし、体験・見学は、市教委を通して実施すること。また、通常学級から特別支援学級、特別支援学級から特別支援学校等、教育形態を変更して進学する際は、上記の流れと同様に、就学相談を実施する。

教育長報告事項

第26回朝霞市吹奏楽・器楽フェスティバルについて

- 1 日 時 令和8年2月1日(日) 午前10時～午後3時15分
- 2 会 場 ゆめばれす(朝霞市民会館) 大ホール
- 3 主 催 朝霞市教育委員会
- 4 内 容 午前10時00分～午前10時15分 開会セレモニー
午前10時20分～午後3時00分 各団体の演奏
午後3時00分～午後3時15分 合同演奏

5 出演団体(出演順)及び人数

- | | |
|----------------------|--------|
| ① 埼玉県南西部消防音楽隊 | 21人 |
| ② ジャグラーズ ウィンド オーケストラ | 20人 |
| ③ 朝霞第二中学校 吹奏楽部 | 34人 |
| ④ 朝霞高等学校 吹奏楽部 | 40人 |
| ⑤ 彩夏交響吹奏楽団 | 50人 |
| ⑥ 朝霞第四中学校 吹奏楽部 | 不参加 |
| ⑦ 朝霞第五中学校 吹奏楽部 | 28人 |
| ⑧ 朝霞第三中学校 吹奏楽部 | 28人 |
| ⑨ 東洋大学 吹奏楽研究部 | 40人 |
| ⑩ 朝霞市民吹奏楽団 | 50人 |
| ⑪ 朝霞西高等学校 音楽部 | 53人 |
| ⑫ 合同演奏 | (206人) |

◎出演11団体(四中は当日不参加のため10団体) 合計364人

- 6 入場者数 540人(内 来賓9人) ※パンフレット残部および受付による集計

7 成果と課題

今年度は、市内中学校4校、高等学校2校、大学1校、社会人4団体、合わせて11団体が参加いたしました。(朝霞第一中学校は、スキー林間と重なったため不参加)当日は、朝霞第四中学校がインフルエンザのため学年閉鎖となった関係で、朝霞第四中学校が出演を辞退となりましたが、盛大なイベントとして、開催することができました。どの出演団体も、練習の成果や思いが伝わってくる演奏と工夫のある演出で、素晴らしい演奏会となりました。合同演奏は、7団体が出演し(朝霞第二中学校がインフルエンザ蔓延防止のため当日不参加)、総勢241名超の迫力ある演奏となり、出演者と観客が一体となって盛り上がりました。出演団体からも、市民の方々からも、喜びの声をいただくことができました。

フェスティバル開催に向け、令和7年7月に実行委員会を立ち上げ、当日までの業務を分担し、準備を進めてきました。実行委員の中から準備委員会を組織し、具体的な内容を分担し、円滑な運営が行われました。今後も実行委員が主体となって、準備・運営等を進める形で実施できるように計画してまいります。

課題としましては、市内の行事(北朝霞どんぶり王選手権やスキー林間等)と日程が重なったことが挙げられます。来年度の日程については、実行委員会で協議をし、配慮してまいります。

教育長報告事項

令和7年度第48回朝霞市小・中・高等学校書きぞめ展覧会について

- 1 日 時 令和8年 2月7日(土) 午前9時から午後4時
2月8日(日) 午前9時から午後4時
- 2 会 場 朝霞市産業文化センター 1階 展示ギャラリー
- 3 出品点数 小学校 573点
中学校 309点
高等学校 14点 合計 896点 令和6年度 819点
- 4 来場者数 2月 7日(土) 1423名
2月 8日(日) 858名
合計 2,281名

参 考 :

年度	H28	H29	H30	R1	R4	R5	R6
来場者数(人)	1,865	1,720	1,814	2,071	1,651	2,252	2,393

5 評価と反省

2月7日・8日の2日間に渡り、朝霞市小・中・高等学校書きぞめ展覧会が開催されました。作品は、市内小・中・高等学校から896点が出品されました。日曜日は降雪の影響で入場者数がやや少なくなりましたが、来場者は総合計で2,281人でした。家族で来場される人が多く、作品の出来映えを熱心に鑑賞したり、作品の前で記念撮影をしたりする姿が見られました。また、一般の方も多く来場され、「心が洗われた」と感想をいただいた方もおりました。

展示作品には、小・中学校の県展に出品された33点が含まれますが、そのうち県の特選賞に入った作品は10点ございました。

全体として見ますと、練習時間等限られた中で各学校の児童生徒ががんばっている様子が感じられました。各小中学校で行われております校内作品展でもよい作品が多くございました。

来年度に向けて、掲示の仕方を統一するなど、児童生徒の作品がよりよく見えるよう、展示の方法について検討してまいります。

教育長報告事項

令和7年度なかよし発表会、なかよし作品展について

1 なかよし発表会

- (1) 日 時 令和8年2月13日(金) 午前9時30分～午前11時50分
 (2) 会 場 朝霞市民会館(ゆめばれす)大ホール
 (3) 来場者数 保護者等約400人 教育委員会1人 小中学校管理職17人
 市議会議員0人

(4) 事業概要

- ・昨年よりも来場者数が50～60人程度増加した。要因としては、特別支援学級児童生徒数が令和6年度184名から令和7年度226名に増え、それに伴い来場する保護者、家族、放課後デイサービス職員等関係者の来場が増加したこと等が挙げられる。
- ・各校が様々な工夫を凝らしながら準備を進め、児童生徒の日頃の取組や学習・練習の成果を発表することができた。また、事前打ち合わせに参加する学校が増え、中央舞台と詳細を確認できていたため、運営全般についても円滑に進めることができた。

2 なかよし作品展

- (1) 日 時
 令和8年2月21日(土)・22日(日) 午前9時30分～午後4時30分
 (2) 会 場 朝霞市産業文化センター 1階 ギャラリー
 (3) 来場者数 合計 735人
 一般客人 683人(1日目:316人、2日目:367人)
 教育委員会4人 小中学校管理職13人
 教職員29人(他市教員や特別支援学級補助員等も含む)
 市長1名 国会議員1人 市議会議員4人

(4) 事業概要

- ・特別支援学級の児童生徒が制作した様々な作品が多数展示された。どの作品も工夫を凝らしながら丁寧に作られており、日頃の学習の成果が表れていた。児童生徒の思いや個性が伝わってくる作品が多く、展示方法も学校ごとに工夫され、見応えのある作品展となった。
- ・内間木公民館、南公民館のご協力によりパネルを貸出してもらうことで、産業文化センターで開催することができた。
- ・前日準備は午後3時に開始し、各校の協力により円滑に進めることができた。
- ・来場者数は、昨年度よりも112人増加した(昨年度623人 +18%)。
- ・来場者については、来賓・学校関係者は受付名簿への記入を行った。一般来場者については受付名簿は作成せず、受付担当者が来場者数を30分毎に記録・集計した。
- ・受付には常に2人が常駐した。

教育長報告事項

市民スポーツ教室「ボッチャ」について

1 日 時 令和8年2月5日(木)、6日(金)
午後6時30分～午後8時30分

2 場 所 朝霞市立総合体育館 サブアリーナ

3 参加者数 11組25人

4 概 要

市民スポーツ教室「ボッチャ」は、小学生以上の市民を対象に実施しました。講師は、朝霞市スポーツ推進委員連絡協議会に依頼し、ボッチャのルールの説明や試合の審判について御指導をいただきました。

5 所 感

本教室では、1日目に投球練習及びミニゲーム、2日目に試合を行い、両日とも講師の皆さんに丁寧に御指導いただき、スムーズに進行することができました。ボッチャは、ジャックボール(目標球)と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールをいかに近づけることができるかというシンプルなルールです。見た目は激しい運動ではありませんが、頭で考えていることと、それを実行することの難しさがあり、技術や集中力も必要になります。

2日目の試合では、1日目の練習を活かしてチーム内で作戦を考える様子も見られ、それぞれ優勝を目指して真剣に取り組んでいました。また、参加者が自身のボールをジャックボールのそばに近づけることができたり、うまく相手のボールを弾いたときには、拍手が起こったり、参加者の喜ぶ声が聞こえてきたりと、会場全体でボッチャを楽しんでいるのが印象的でした。

今回は、子どもから大人まで幅広い年代の方に御参加いただき、中には昨年参加した方もみられ、ボッチャへの関心が高まっていると感じました。また、参加者アンケートでは、「非常に満足」「今後も継続して行いたい」と回答した方が参加者の過半数を越え、「楽しかった」との感想も多くいただき、高い評価を得られたものと考えております。

今後につきましても、生涯スポーツの振興の一つとして、アンケートの意見などを参考にしながら、より参加者に満足していただける教室の実施に努めていきます。

教育長報告事項

朝霞市・越生町交流事業 梅香るおごせハイキング大会について

- 1 日 時 令和8年2月21日(土) 午前8時30分～午後2時
- 2 場 所 (スタート) 道灌おもてなしプラザ
(ゴール) 越生梅林
- 3 参加者数 329人(うち朝霞市89人)
- 4 コース ・Aコース【ふれあいの里山展望台コース】(約6.6km)
道灌おもてなしプラザ⇒虚空蔵尊さくら山⇒幕岩展望台
⇒大高取山⇒うめその梅の駅⇒越生梅林
・Bコース【梅のかおり散策コース】(約4.7km)
道灌おもてなしプラザ⇒越辺川遊歩道⇒弘法山⇒田代三喜生地
⇒越生梅林

5 所 感

当日は天候に恵まれ、体を動かすにはちょうど良い気温の中、朝霞市及び越生町の交流事業である梅香るおごせハイキング大会が開催されました。

参加者にはスタート地点で、越生町がハイキングマップのほか、リーフレットや缶バッジを配り、本市からは朝霞の雫や朝霞市に関係するリーフレットを配布しました。参加者は、各々の脚力に合わせたコースを選び、スタートしていました。

ゴール地点の越生梅林では、参加者がゴールした順に抽選会に臨み、越生町の特産品である梅や柚子の加工品、ハイキング用の帽子などの賞品を受け取り、喜んでいる様子が印象的でした。また、越生梅林ではハイキング大会と同時に梅まつりが開催されており、越生町の「うめりん」、朝霞市の「ぼぼたん」、「彩夏ちゃん」が、参加者と一緒に写真撮影をして会場を盛り上げていました。

当日は、朝霞市民の参加も多く見受けられ、越生町との都市間交流の促進となったものと考えております。

今後につきましても、梅香るおごせハイキング大会に出向き、多くの市民の皆様に参加していただけるようPRにも努めてまいります。

教育長報告事項

令和7年度第2回朝霞市スポーツ推進審議会について

- 1 事業名 令和7年度 第2回朝霞市スポーツ推進審議会
- 2 開催日時 令和8年2月13日(金)
午後1時30分から午後2時30分まで
- 3 開催場所 朝霞市立総合体育館 会議室
- 4 出席者数 朝霞市スポーツ推進審議会委員：15人中10人
事務局：7人
- 5 議題
 - (1)令和7年度スポーツ事業報告について
 - (2)朝霞市スポーツ推進計画について
 - (3)その他
 - ・朝霞市ロードレース大会の参加料の見直しについて
 - ・「朝霞の教育」の配付について

6 会議の概要

(1) 令和7年度スポーツ事業報告について

令和7年度に実施したスポーツ事業について、委員へ報告しました。

(2) 朝霞市スポーツ推進計画について

令和3年3月に策定された朝霞市スポーツ推進計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とし、策定から5年を目途に取組内容の中間評価を行うこととされていることから、5年目の今年度5月にスポーツに関するアンケート調査を行いました。アンケート調査の結果、計画の目標の指標としている「20歳以上の市民のうち、60%が週1回以上スポーツを行うこと（以下、スポーツ実施率といいます。）について、週1回以上スポーツを行っている市民は全体の51.2%となりました。前回の48.8%から2.8ポイントの増加となっているものの、目標値である60%に到達していないため、引き続きスポーツ実施率を高める取組が必要となることを報告し、ほかのアンケート調査結果を説明しました。

審議会委員からは、アンケート結果よりイベントや事業の周知が足りてい

ないと読み取れることから周知方法の取組状況について御質問いただきました。そのほか、アンケートの調査方法や施設・設備に関する民間との連携について御意見をいただきました。周知方法に関しては、tetoru 配信などの最近の取組を説明し、今後は事業のターゲットを明確にし、対象者に対して SNS の活用も含めた適切な方法で周知していくことや新たな周知方法があれば前向きに検討していくと回答しました。アンケートの調査方法について、今回のアンケートは、市政情報モニターを回答対象者としたため、前回よりも回答者数は減っているものの、統計学上の観点よりアンケートのサンプル数は、ある程度の正確な数字を算出するのに適していることを説明しました。施設・設備について、老朽化などの問題がある中、今後の施設の運営や新設に当たり、官民連携は、重要であるため、調査・研究を進めると回答しました。

(3) その他

・朝霞市ロードレース大会の参加料の見直しについて

朝霞市ロードレース大会の運営方法について、記録計測業務等の運営の一部を委託することに伴い、参加料を従来の 1 人 5 0 0 円からふれあいの部を 1 組 2, 0 0 0 円、小・中学生 1 人 2, 0 0 0 円、高校生以上は 2, 0 0 0 円とする参加料改定案について以下のような御意見をいただきました。

○ロードレース大会は、小・中学生の参加率が低いため、より参加しやすくするためにも小・中学生の料金は 1, 0 0 0 円にしたほうがよい。高校生は 2, 0 0 0 円でもよいと思うが、大人は他市と比較し、まだ廉価なため、小・中学生の参加料を減らす分、3, 0 0 0 円程度でも妥当に感じる。

○朝霞市のコースは周回コースであるため、値上げ幅にもよるが、大人の参加者数の減少が懸念される。ただし、実業団のコモディイイダの選手と一緒に走ってくれているという点は大変魅力的な側面であり、申込の動機になるという声も聞いているので、バランスを考えて検討してほしい。

いただいた御意見に対して、小中学生の参加率、コース内容や実業団の協等を考慮しながら最終決定に当たって、再度検討していくと回答しました。

また、発走順に対する意見やスポーツ協会との共催にあたり、事務局の準備等の進め方について御意見をいただきましたので、来年度以降、指摘いただいた点については、注視しながら進めていくと回答しました。

・「朝霞の教育」の配布について

「朝霞の教育」を配布しました。

令和7年度 第2回朝霞市スポーツ推進審議会 出欠席表

開催日時：令和8年2月13日（金） 午後1時30分

開催場所：朝霞市立総合体育館 会議室

選出の 根拠	氏名	職業又は所属	出席／欠席
1号委員	石原 茂	朝霞市スポーツ協会	欠席
1号委員	渋谷 昇	朝霞市陸上競技協会	出席
1号委員	馬場 典成	朝霞市スポーツ推進委員	出席
1号委員	塩味 光夫	朝霞市卓球協会	出席
1号委員	奥山 直希	朝霞市ソフトテニス連盟	出席
1号委員	椎橋 成美	朝霞市スポーツ少年団	出席
1号委員	鈴木 静江	朝霞市レクリエーション協会	欠席
1号委員	松尾 哲	朝霞市自治会連合会	出席
1号委員	鈴木 智子	東洋大学健康スポーツ科学部准教授	欠席
1号委員	齋藤 光司	元小学校長	出席
1号委員	高橋 義正	朝霞市ジョギングクラブ	出席
2号委員	田中 誠	朝霞市小学校体育連盟会長	欠席
2号委員	野口 邦彦	朝霞市中学校体育連盟会長	出席
2号委員	井上 俊輝	朝霞警察署 生活安全課	欠席
2号委員	佐藤 成美	埼玉県立朝霞西高等学校	出席

※ 選出の根拠… 1号委員：学識経験者 2号委員：関係行政機関の職員

※15名中10名出席

教育長報告事項

令和7年度生涯学習体験教室について

- 1 目的 市民の多様化する学習に対する要求に応えるため、ボランティアバンク登録者が講師となり、講師が持つさまざまな知識や経験、優れた技術や技能を生かして「生涯学習体験教室」を開催し、市民の学習の機会を提供するとともに、ボランティアバンク登録者が講師の体験をすることにより、学びの循環が行われ、もって生涯学習の推進を図ることを目的とする。

2 内容

講座番号	講座名	講師	開催日	延べ参加者数	会場
1	【中止】ふるさとの四季をみんなで歌おう！コーラス体験	吉見 佳晃	7月9日(水)、7月16日(水)	—	溝沼市民センター
2	【中止】フラワーセラピー教室(サマーリース)	川池 さえ子	7月11日(金)	—	根岸台市民センター
3	ゆかたの着かた教室	きものぐるーぷ	7月23日(水)	10人	溝沼市民センター
4	幸せな100歳代を目指す人の健康体操	小寺 陽子	8月4日(月)	18人	弁財市民センター
5	書道のおけいこ(毛筆・硬筆)	堂前 寿草	8月9日(土)、8月23日(土)	15人	産業文化センター
6	科学折り紙の世界	特定非営利活動法人 科学芸術学際 研究所 ISTA	8月9日(土)、8月16日(土)	4人	仲町市民センター、産業文化センター
7	腎臓病教室～大切な腎臓を守るために～	永井 沙季	8月10日(日)	13人	産業文化センター
8	カンタン遺言・相続の話	彩相続相談所	8月10日(日)	15人	産業文化センター
9	腎臓病教室～大切な腎臓を守るために～	永井 沙季	8月17日(日)	12人	産業文化センター
10	TFA 朝霞かすみ太極拳クラブ	TFA 朝霞かすみ太極拳クラブ	8月21日(木)、8月28日(木)	15人	武道館
11	幸せな100歳代を目指す人の健康体操	小寺 陽子	8月25日(月)	15人	弁財市民センター
12	桜草の会・どんぐりの会(絵手紙)	片柳 芳枝	9月2日(火)	4人	溝沼市民センター
13	彩霞吟詠会 詩吟教室	彩霞吟詠会	9月3日(水)、9月10日(水)	1人	仲町市民センター
14	24式太極拳の初歩	朝霞太極拳クラブ	9月4日(木)	8人	武道館

15	ヨガ	五十嵐 玲子	9月6日(土)	12人	弁財市民センター
16	フラワーアレンジメント教室 (アニマルフラワー)	chicca 吉花	9月13日(土)	6人	産業文化センター
17	古典和歌の魅力(入門編)	若松 永暁	9月14日(日)、10月12日(日)、 11月9日(日)	3人	産業文化センター、 仲町市民センター
18	おひとり様とおふたり様の安心の終活 5つの備え	正木 隆雄	9月27日(土)	18人	産業文化センター
19	スマホ教室2025	大塚 誠	9月30日(火)、10月7日(火)	24人	溝沼市民センター
20	1.笑い健康法 2.オキシトシン療法	恩田 邦彦	10月2日(木)	10人	仲町市民センター
21	カンタン遺言・相続の話	彩相続相談所	10月5日(日)	16人	産業文化センター
22	ヨガ	五十嵐 玲子	10月12日(日)	13人	弁財市民センター
23	着付け教室	藤田 良子	10月18日(土)、10月25日(土)	15人	仲町市民センター
24	きもの 着かた教室	きものぐるーぷ	11月5日(水)、11月12日(水)	11人	仲町市民センター
25	ヨガ	五十嵐 玲子	11月8日(土)	15人	弁財市民センター
26	オペラ気分で”乾杯の歌”を歌ってみよう	イタリア音楽を歌う会	11月12日(水)、11月19日(水)	6人	溝沼市民センター
27	あなたも歌える”群青”コーラス体験	コーラスぐるーぷゆりかご	11月12(水)、11月19(水)	7人	溝沼市民センター
28	東洋タロット占い入門	春日 莉央	11月15(土)、11月22(土)	40人	産業文化センター
29	よろこびGO! 歓喜のうた♪体験教室	朝霞第九を歌う会	11月15(土)、11月22(土)	7人	溝沼市民センター
30	おひとり様とおふたり様の安心の終活 5つの備え	正木 隆雄	11月29日(土)	19人	仲町市民センター
31	フラワーアレンジメント教室 (クリスマスアレンジ)	chicca 吉花	12月6日(土)	10人	産業文化センター
32	カンタン遺言・相続の話	彩相続相談所	12月7日(日)	3人	仲町市民センター
33	指で描く パステルアート	松田 明子	12月9日(火)	8人	産業文化センター
34	フラワーセラピー教室(クリスマスリース)	川池 さえ子	12月12日(金)	8人	根岸台市民センター

35	書の楽しみ、魅力、こころ—書の教室	若松 永暁	12月14日(日)、1月11日(日)、 2月8日(日)	11人	産業文化センター、 仲町市民センター
36	おひとり様とおふたり様の安心の終活 5つの備え	正木 隆雄	1月24日(土)	13人	産業文化センター
合計				331人	405人

(前年度参考全30講座 延べ参加者数 435人)

3 評価及び反省

令和7年度は、7月から2月まで全34講座(中止2講座を除く)を開催しました。

講座の内容につきましては、実行委員会で検討し、音楽、芸術、趣味、教養等の多岐に渡る分野の講座が開設されました。

昨年度に比べ、講座数は増加したものの、参加者数が減少し、応募が少なかった等の理由から中止となる講座もありました。しかし、募集定員を超える講座もあり、アンケートからも「満足だった」との意見を多くいただきました。

今年度開催した講座の中には、初めての開催となるものもありました。その中の一つである講座番号16・31「フラワーアレンジメント教室」は、小学生から大人まで幅広い年代での参加が見られ、学校外での学習を行う若年層や、学校教育が終了した後に学習の機会から遠ざかってしまった層が講座に取り組み、生涯学習の意義を十分に果たしたものとなりました。また、講座終了後のアンケートでは、「他のイベントのフラワーアレンジも作ってみたいです」という学習内容についての意見があり、特定の講師に限らずとも学習を続けたいという学習意欲に訴求する結果となりました。その他にも、同じく初めての開催であった講座番号10「TFA朝霞かすみ太極拳クラブ」も募集定員を大幅に超える申し込みがあり、市民の学習意欲の高さが伺えました。

一方で、中止となった講座もあり、講座内容や開催日時の見直し、広報の方法など、講座を開催する上で講師と相談しながら改善を図る必要があります。

今後も、アンケート結果から市民の学習ニーズ等を把握し、多くの方に参加していただけるよう実行委員会で検討し、充実した事業の実施に努めてまいります。

教育長報告事項

令和7年度第2回朝霞市文化財保護審議委員会議について

- 1 日 時 令和8年2月12日(木)午後2時~午後3時20分
- 2 会 場 朝霞市博物館 講座室
- 3 出席者 朝霞市文化財保護審議委員 8人中7人
事務局職員 4人
傍聴者 なし
- 4 議 題 (1) 令和7年度事業の進捗状況について
(2) 令和8年度事業予定について
- 5 概 要

- (1) 令和7年度事業の進捗状況について
- (2) 令和8年度事業予定について

議題1、議題2について、委員の承認を得て、一括審議を行いました。

議題1は令和7年12月31日現在の状況、議題2は特記的な内容について、事務局からそれぞれ説明を行い、御承認いただきました。

委員から、埋蔵文化財発掘調査報告書の刊行計画、旧高橋家住宅活用事業の計画・実施方法、旧高橋家住宅の来園者数の減少に関する事、文化財関係団体補助金を含む文化財保護事業全体での予算のあり方、など様々な御質問、御意見をいただきました。

令和7年度第2回朝霞市文化財保護審議委員会議出欠席表

令和8年2月12日(木)開催

氏名	職	出欠席	備考(所属等)
新井 浩文		出席	埼玉県立文書館資料編さん担当 学芸主幹
笹森 紀己子		出席	さいたま市史編さん専門委員
斯波 治	副議長	出席	元新座市教育委員会生涯学習課 副課長兼学芸員
鈴木 康之		出席	朝霞第五中学校校長
陶山 憲裕	議長	出席	三光院住職
寺元 正俊		出席	宝蔵寺住職
富岡 則夫		出席	溝沼獅子舞保存会会長
橋本 直子		欠席	元葛飾区郷土と天文の博物館学芸員

※委員名五十音順

教育長報告事項

令和7年度第2回朝霞市博物館協議会について

- 1 日 時 令和8年2月4日(水)
午後2時00分から3時15分まで
- 2 会 場 朝霞市博物館 講座室
- 3 出席者 朝霞市博物館協議会委員 10名中9名
事務局 4名
傍聴者 0名
- 4 議 題 (1) 令和7年度事業報告
(2) 令和8年度事業計画
(3) その他

5 会議内容

(1) 令和7年度事業報告

令和7年度事業報告について事務局から説明を行った。
広報物等の周知について、記載事項の工夫などについて
御意見をいただいた。

(2) 令和8年度事業計画

令和8年度事業計画について事務局から説明を行った。
展示の実施時期や資料などについて御意見をいただいた。

(3) その他

- ・次回会議について
- ・会議録について

令和7年度第2回朝霞市博物館協議会出欠表

令和8年2月4日（水）開催

氏名	職	出欠	備考（所属等）
増山 智宏		出席	公募委員
榎本 洋二	副会長	出席	陶芸家
金子 幸男	会長	出席	朝霞市公民館運営審議会委員長
杉山 正司		出席	元埼玉県立歴史と民俗の博物館主任専門員 兼学芸員
小島 孝之		出席	朝霞第六小学校長
陶山 憲裕		出席	朝霞市文化財保護審議会委員会議長
飯倉 一樹		出席	朝霞市議会議員
渡辺 貴子		出席	朝霞第二小学校長
櫛田 直子		出席	朝霞市公民館運営審議会委員
吉岡 知子		欠席	埼玉県立近代美術館学芸員

教育長報告事項

令和7年度第2回朝霞市公民館運営審議会について

- 1 開催日 令和8年1月30日(金)
- 2 場所 内間木公民館 会議室
- 3 出席数 公民館運営審議会委員 14人中11人

4 議題

- (1) 令和7年度公民館事業報告について
- (2) 令和8年度公民館事業計画(案)について
- (3) その他
 - ①中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事の進捗について
 - ②中央公民館主催人権教育講座について

5 会議の概要

(1) 令和7年度公民館事業報告について

配布資料を基に、全6館で令和7年11月末までに実施した事業及び令和8年3月までに実施予定の事業を報告並びに令和7年12月22日(月)から令和8年2月28日(土)まで地区公民館と総合体育館で実施している「受験生応援!学習スペースの提供」について説明しました。

委員からは、公民館まつりにおける盛り上がりのため、食事の提供について質問があり、食品の販売は可能であること、今年度は南朝霞公民館と北朝霞公民館でキッチンカーが出店したことなどを回答しました。

その他、地区公民館合同開催の人権教育講座の参加人数について質問があり、36人の参加があったことを回答しました。

(2) 令和8年度公民館事業計画(案)について

令和8年度予定している事業について説明するとともに、中央公民館は工事のため、事業の実施に影響があることを説明しました。

委員からは、サークル見学について、実施している館としていない館で割振りなどがあるのかと質問があり、問合せがあった際にその都度対応している館などと回答しました。また、会員を増やすためにサークル見学を行いたい場合、どのようにすれば良いかと質問があり、実施したい館に相談していただきたいと回答しました。

(3) その他

中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事について、契約工期が令和7年10月1日から令和8年11月30日までであり、進捗状況としては、昨年末に仮設事務所が設置され、年明けから既存の電気設備の撤去や外壁足場の設置を行っていることを説明しました。

委員からは、11月から使用できないかと質問があり、11月から開館したいと考えているが、工事の進捗によっては予定どおり開館できないこともあることを回答しました。

その他、令和8年2月16日(月)に予定している中央公民館主催の人権教育講座について説明し、委員への参加を呼びかけました。

教育長報告事項

令和7年度第4回朝霞市立図書館協議会について

- 1 日時 令和8年2月24日(火)10:00~12:00
- 2 会場 朝霞市立図書館(本館) 視聴覚室
- 3 出席者 朝霞市立図書館協議会委員 7人中6人出席
事務局6人
- 4 議題 (1) 報告事項
ア 令和7年度中間利用状況(4月~12月末)について
イ 令和7年度中間事業報告(4月~12月末)について
(2) 協議事項
ア 令和8年度事業計画(案)について
イ 第4次朝霞市立図書館サービス基本計画
・子ども読書活動推進計画について
(3) その他
- 5 概要 (1) 報告事項
令和7年度4月~12月末における中間利用状況および事業の実施状況について報告をした。
(2) 協議事項
ア 令和8年度事業計画(案)について説明し、各委員からご意見をいただいた。
イ 第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画(案)について説明し、各委員からご意見をいただいた。
(3) その他
・第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画の施行について、今後のスケジュールを説明した。

令和7年度第4回朝霞市立図書館協議会 出欠票

令和8年2月24日(火)

選出根拠	所属・役職	氏名	出欠
1号委員 学校関係者	朝霞第二中学校長	小石川 知治	出席
2号委員 社会教育団体	図書館友の会	有永 克司	出席
4号委員 公民館運営審議会委員	公民館運営審議会委員	大野 良雄	出席
5号委員 家庭教育の向上	公募委員	岡田 一成	出席
6号委員 学識経験者	朝霞西高等学校長	佐藤 成美	出席
6号委員 学識経験者	十文字学園女子大学 教授	石川 敬史	欠席
6号委員 学識経験者	市議会議員	黒川 滋	出席

議案第23号

朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を修正することについて

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第10号の規定により、別紙のとおり令和7年度朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を修正することについて議決を求める。

令和8年3月25日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

朝霞市教育委員会表彰被表彰者推薦申出一覧（児童生徒対象）【修正後】

令和8年3月表彰分

No.	団体名・氏名	学年	主な経歴	種目	功績の概要
【朝霞第六小学校】					
1	川畑 太洋	4	令和7年度国土と交通に関する図画コンクール 佳作	絵画	全国大会入賞
2	渡邊 大雅	6	朝霞市小学校陸上競技大会 ポール投げ 62m11 (大会新記録)	陸上	校長推薦

【朝霞第一中学校】					
1	ラミチャネ アヌサ	2	第77回埼玉県中学校英語弁論大会 第4位	英語	県大会入賞

【朝霞第二中学校】					
1	池田 香苗	2	埼玉県新人体育大会兼県民スポーツ大会埼玉県大会 女子水泳自由形200m第5位	陸上	県大会入賞
2	小倉 隆聖	3	令和7年度第71回全日本中学生通信陸上競技埼玉県大会 中学男子4×100m決勝7位	陸上	県大会入賞

【朝霞第三中学校】					
1	持田 莉愛	1	埼玉県新人体育大会兼県民スポーツ大会埼玉県大会 女子400mリレー第3位	陸上	県大会入賞
2	滝瀬 佳音	2	埼玉県新人体育大会兼県民スポーツ大会埼玉県大会 女子円盤投げ 第6位	陸上	県大会入賞
3	小宮山 夏花	2	埼玉県新人体育大会兼県民スポーツ大会埼玉県大会 女子100mハードル 第2位	陸上	県大会入賞
4	若山 華子	2	埼玉県新人体育大会兼県民スポーツ大会埼玉県大会 女子400mリレー第3位	陸上	県大会入賞
5	市田 杏月	2	埼玉県新人体育大会兼県民スポーツ大会埼玉県大会 女子100mハードル 第5位	陸上	県大会入賞
6	平山 翔太	2	埼玉県新人体育大会兼県民スポーツ大会埼玉県大会 男子400mリレー第6位	陸上	県大会入賞
7	清水 麻衣	2	埼玉県新人体育大会兼県民スポーツ大会埼玉県大会 女子200m 第5位	陸上	県大会入賞
8	佐藤 柚花	3	第24回全国障害者スポーツ大会「わか8HIGA探検探スポ. ディスタンスンディース・スタンディング」1位	フライングディスク	全国大会入賞
9	橋本 優登	3	令和7年度第60回記念郷土を描く児童生徒美術展 県知事賞	絵画	県大会入賞

【朝霞第四中学校】					
1	奥野 藍央	1	令和7年度全国中学校体育大会第46回全国中学校スケート大会出場	スピードスケート	全国大会出場

【朝霞第五中学校】					
1	見澤 祥真	3	第77回埼玉県中学校英語弁論大会 第7位	英語	県大会入賞

朝霞市教育委員会表彰被表彰者推薦申出一覧（児童生徒対象）【修正前】

令和8年3月表彰分

No.	団体名・氏名	学年	主な経歴	種目	功績の概要
【朝霞第六小学校】					
1	川畑 太洋	4	令和7年度国土と交通に関する図画コンクール 佳作	絵画	全国大会入賞
2	渡邊 大雅	6	朝霞市小学校陸上競技大会 ボール投げ 6.2m11 (大会新記録)	陸上	校長推薦
【朝霞第一中学校】					
1	ラミチヤネ アヌサ	2	第77回埼玉県中学校英語弁論大会 第4位	英語	県大会入賞
【朝霞第二中学校】					
1	小倉 隆聖	3	令和7年度第71回全日本中学生通信陸上競技埼玉県大会 中学男子4×100m決勝7位	陸上	県大会入賞
【朝霞第三中学校】					
1	持田 莉愛	1	埼玉県新人体育大会兼県民スポーツ大会埼玉県大会 女子400mリレー第3位	陸上	県大会入賞
2	滝瀬 佳音	2	埼玉県新人体育大会兼県民スポーツ大会埼玉県大会 女子円盤投げ 第6位	陸上	県大会入賞
3	小倉山 夏花	2	埼玉県新人体育大会兼県民スポーツ大会埼玉県大会 女子100mハードル 第2位	陸上	県大会入賞
4	若山 華子	2	埼玉県新人体育大会兼県民スポーツ大会埼玉県大会 女子400mリレー第3位	陸上	県大会入賞
5	市田 杏月	2	埼玉県新人体育大会兼県民スポーツ大会埼玉県大会 女子100mハードル 第5位	陸上	県大会入賞
6	平山 翔太	2	埼玉県新人体育大会兼県民スポーツ大会埼玉県大会 男子400mリレー第6位	陸上	県大会入賞
7	清水 麻衣	2	埼玉県新人体育大会兼県民スポーツ大会埼玉県大会 女子200m 第5位	陸上	県大会入賞
8	佐藤 袖花	3	第24回全国障害者スポーツ大会「社会SHIGA輝く埼玉」 ディスタンスレディース・スタンディング 1位	ソートボール	全国大会入賞
9	橋本 優登	3	令和7年度第60回記念郷土を描く児童生徒美術展 県知事賞	絵画	県大会入賞
【朝霞第四中学校】					
1	奥野 藍央	1	令和7年度全国中学校体育大会第46回全国中学校スケート大会出場	スピードスケート	全国大会出場
【朝霞第五中学校】					
1	見澤 祥真	3	第77回埼玉県中学校英語弁論大会 第7位	英語	県大会入賞

議案第26号

朝霞市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、朝霞市学校運営協議会規則の一部を別紙のように改正することについて議決を求める。

令和8年3月25日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

朝霞市教育委員会規則第3号

朝霞市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

朝霞市学校運営協議会規則（平成31年朝霞市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育課程の編成に関する事。
- (2) 学校経営計画に関する事。
- (3) 業務量管理・健康確保措置の実施に関する事。
- (4) 組織編成に関する事。
- (5) 学校予算の編成及び執行に関する事。
- (6) 施設管理及び施設設備等の整備に関する事。
- (7) 学校安全の推進に関する事。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

朝霞市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

改正後	改正前
<p>(学校の運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 <u>対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し協議会の承認を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>教育課程の編成に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学校経営計画に関すること。</u></p> <p>(3) <u>業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u></p> <p>(4) <u>組織編成に関すること。</u></p> <p>(5) <u>学校予算の編成及び執行に関すること。</u></p> <p>(6) <u>施設管理及び施設設備等の整備に関すること。</u></p> <p>(7) <u>学校安全の推進に関すること。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(学校の運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 <u>法第47条の5第4項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>学校経営計画に関すること。</u></p> <p>(2) <u>組織編成に関すること。</u></p> <p>(3) <u>学校予算の編成及び執行に関すること。</u></p> <p>(4) <u>施設管理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>施設設備に関すること。</u></p> <p>2 (略)</p>

議案第27号

朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を別紙のように改正することについて議決を求める。

令和8年3月25日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

朝霞市教育委員会規則 4 号

朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則

朝霞市立小、中学校職員服務規程（昭和 3 2 年朝霞市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条の 2 第 3 項中「第 1 9 条第 1 項」を「第 1 9 条第 2 項」に、「承認を受けようとするときは、部分休業承認請求書（様式第 7 号の 4）をもって教育委員会に請求」を「請求に係る申出をしようとするときは、部分休業申出書（様式第 7 号の 4）を教育委員会に提出」に改め、同項に後段として次のように加える。

同条第 3 項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

第 1 7 条の 2 中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項の申出を行った職員は、育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業の請求にあつては第 1 号部分休業簿（様式第 7 号 4 の 2）を、同項第 2 号に掲げる範囲内で請求する部分休業の請求にあつては第 2 号部分休業簿（様式第 7 号 4 の 3）をもって教育委員会に請求しなければならない。第 1 7 条の 2 に次の 1 項を加える。

7 職員は、第 1 項、第 2 項及び第 4 項の請求に係り、教育委員会の指示があった場合は、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。様式第 7 号の 4 を次のように改める。

様式第7号の4の次に次の2様式を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案28号

令和8年度朝霞市教育委員会重点施策について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第1号の規定により、本市教育行政の基本方針たる令和8年度朝霞市教育委員会重点施策を別紙のように定めることについて、議決を求める。

令和8年3月25日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

令和8年度朝霞市教育委員会重点施策（案） ～豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育～

朝霞市においては、令和8年度から「豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育」を基本理念とする第3期朝霞市教育振興基本計画がスタートしました。

朝霞市教育委員会では、この計画の実効性を一層高めるために、下記のとおり13の基本目標とそれに位置づけられた施策に沿って教育行政を推進してまいります。なお、第3期から新たに策定したのものには★を付けています。

記

- 1 持続可能な社会の創り手の育成★
 - (1) 豊かな心を育む教育の推進
 - (2) いじめ・不登校対策の推進
 - (3) こどもの意見反映を推進するとともに人権を尊重した教育の推進
 - (4) 体力の向上と学校体育活動の推進
 - (5) 健康の保持・増進
- 2 確かな学力と自立する力の育成
 - (1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
 - (2) キャリア教育と職業教育の推進
 - (3) 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進
 - (4) 教育DXの推進
 - (5) 特別支援教育の推進
- 3 多様なニーズに対応した教育の推進★
 - (1) 共生社会を目指した支援・指導の充実
 - (2) 学校に行きづらい子どもたちへの支援の推進
 - (3) 一人一人の状況に応じた支援
- 4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実
 - (1) 教職員の資質・能力の向上
 - (2) 学校の組織・運営の改善
 - (3) こどもの安全・安心の確保
 - (4) 小中一貫教育の推進
 - (5) 適切な教育環境の設定
 - (6) 安全・安心で持続可能な学校給食の提供
- 5 学校施設の適切な維持・管理★
 - (1) 学校施設・設備の適切な維持管理
 - (2) 長寿命化を見据えた学校施設の改修等の実施
 - (3) 目標使用年数を迎える学校施設の改築の実施
 - (4) 教育課題に対する施設面での解決策の検討

- 6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上★
 - (1) 地域と一体となったコミュニティ・スクールの推進
 - (2) 生涯スポーツ・文化活動を支える地域クラブ活動の体制整備
 - (3) 貴重な地域人材の教育活動への積極的参画
 - (4) 学校・家庭・地域の教育力向上のための支援
- 7 生涯にわたる学びの推進★
 - (1) 生涯学習推進体制の充実
 - (2) 学習情報の提供と学習機会の充実
 - (3) 豊かな地域文化活動に向けた団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用
 - (4) 放課後のこどもの居場所づくり
- 8 学びを支える環境の充実
 - (1) 学習活動の支援・充実
 - (2) 利用しやすい施設の提供
- 9 スポーツ・レクリエーション活動の推進
 - (1) 推進体制の充実
 - (2) 活動情報の提供の充実
 - (3) スポーツ事業の充実
 - (4) 豊かな地域スポーツ活動に向けた団体、指導者の育成・支援
- 10 利用しやすい施設の提供
 - (1) 利用しやすい施設の整備
 - (2) 利用しやすい施設の運営
- 11 歴史や伝統の保護・活用
 - (1) 文化財の保護・活用・伝承支援
 - (2) 地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開
 - (3) 小・中学校等と連携した学習活動
- 12 芸術文化の振興
 - (1) 芸術文化の活動の充実支援
 - (2) 発表と鑑賞の機会の充実支援
- 13 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援★
 - (1) 学校教育における人権教育の推進
 - (2) 社会教育における人権教育の推進

◇朝霞市教育振興基本計画に基づく令和8年度の主な事業◇

1 持続可能な社会の創り手の育成

施策	主な取組	令和8年度の主な事業
(1) 豊かな心を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳教育の充実 ・ 社会の一員として活躍できる力の育成 ・ 体験活動などの推進 ・ 読書活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝霞市道徳教育推進教師・道徳主任研修会授業研究会 ・ 「彩の国の道徳」、「学級づくりの羅針盤」、「匠の技」の活用 ・ 豊かな心を育てる体験活動や実践的活動の充実 ・ 朝読書の推進 ・ 司書教諭、学校図書館支援員等合同研修会の実施
(2) いじめ・不登校対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止対策の推進 ・ 教育相談体制の充実 ・ 不登校児童生徒への支援 ・ 家庭・地域・関係諸機関との連携 ・ 様々な人権課題に対応した教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「朝霞市いじめ防止等のための基本的な方針」の運用 ・ 各学校による「いじめ防止基本方針」に基づいた取組の推進 ・ 月毎の「いじめに関する調査」の実施 ・ 朝霞市いじめ問題対策連絡協議会の開催 ・ 朝霞市いじめ問題専門委員会の開催 ・ 朝霞市いじめ問題調査委員会との連携 ・ 「いじめ防止月間」(10,11月)の実施 ・ 「いじめに関する保護者アンケート」の実施 ・ 「心と生活アンケート」の実施 ・ いじめ問題に対応する校内組織の活用 ・ スクールソーシャルワーカー活用事業 ・ 教育相談活動の一層の充実 ・ 教育相談活動における小中連携の推進 ・ 朝霞市いじめ不登校児童生徒支援連絡協議会の開催 ・ スペシャル・サポートルーム(SSR)への支援員配置(朝霞第六小学校) ・ <u>市内小学校全校へのSSR設置の推進</u> ・ 県事業メタパス支援の周知・運営 ・ <u>いじめ撲滅サミットの開催</u>
(3) こどもの意見反映を推進するとともに	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもたちの意見を反映した教育活動 ・ 学校教育における人権教育の推進 ・ 関係各課と連携した人権活動の推進 ・ 児童虐待防止教育の推進 ・ 様々な人権課題に対応した教育の 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「人権感覚育成プログラム」の活用 ・ 人権教育主任研修会の充実 ・ 現地研修会の実施 ・ 人権の花運動、人権作文、人権メッセージへの積極的な参加 ・ 児童虐待対応研修会等への積極的な参加 ・ 男女平等教育の推進

<p>人権を尊重した教育の推進</p>	<p>充実 ・教職員等による児童生徒への性暴力等根絶</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・LGBTQを始めとする性的マイノリティに係る理解及び対応研修の充実 ・新たな人権課題に対応した人権教育全体計画、年間指導計画の作成、見直し ・<u>朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会の開催</u> ・朝霞市教職員による犯罪被害者支援補助金交付制度の実施 ・ヤングケアラーの確認と把握
<p>(4) 体力の向上と学校体育活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの体力の向上 ・学校体育の充実 ・持続可能な部活動の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・新体力テストの分析と活用 ・各校における体力向上推進委員会の充実 ・朝霞市体力向上推進委員会授業研究会の実施 ・小体連、中体連との連携 ・地域人材活用支援員（外部指導者）の活用 ・部活動の在り方検討会議の開催 ・<u>校外施設を活用した水泳指導の実施（朝霞第三小学校）</u> ・<u>教育指導課による着衣泳出前授業の実施</u>
<p>(5) 健康の保持・増進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育の充実 ・学校保健活動の充実 ・食に関する指導、食育の推進 ・児童生徒の健康の保持増進 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭研究協議会の実施 ・「薬物乱用防止教室」の実施 ・「早寝早起き朝ごはんしっかり食べる朝霞の子」啓発リーフレット作成 ・栄養教諭、学校栄養職員と連携した「食に関する指導」の充実 ・除去食等による学校給食のアレルギー対応の充実 ・児童生徒の健康診断の実施

2 確かな学力と自立する力の育成

施策	主な取組	令和8年度の主な事業
<p>(1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全てのこどもたちを確実に伸ばす教育の実践 ・指導方法の工夫改善 ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ・小・中学校9年間の一貫した教育の推進 ・読書活動の推進（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルによる年間指導計画の改善 ・年間授業時数の適正な管理 ・個別最適な学びと協働的な学びの推進 ・各教科等授業研究会の開催 ・全国学力・学習状況調査、埼玉県学力・学習状況調査結果分析を踏まえた学力向上プランに基づく授業改善 ・学力向上推進委員会の開催 ・低学年補助教員、あさか・スクールサポーターを活用した確かな学力の育成

		<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市理科支援員の小学校配置 ・「わくわく科学体験教室」の実施 ・探究的な学び推進リーダー会議の開催 ・推進協力校による「探究的な学び」実践研究の推進
(2) キャリア教育と職業教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導の充実 ・キャリア教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導主事会の開催 ・進路指導上の成果と課題とりまとめ ・中学生社会体験チャレンジの実施 ・キャリアパスポートの継続的な活用 ・探究学習による実践的な体験の機会の充実
(3) 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統と文化を尊重する教育の推進 ・英語をはじめとした外国語教育の推進 ・日本人帰国児童生徒・日本語を母語としないこどもたちへの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・英語指導助手と連携した外国語教育の推進 ・国際理解教育主任研修会（外国語活動・外国語科主任研修会）の実施 ・日本語指導支援員を配置し日本語の習得をサポート ・「英語・わくわくサマーフェスティバル」の実施 ・多文化共生と相互尊重の心を育む教育の実施
(4) 教育D Xの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器を活用した授業改革と自立した学習者の育成 ・情報活用能力の育成 ・校務支援システムによる教育現場の業務改革 ・デジタル学習基盤を日常的に取り入れた学びの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・AIオンラインドリル等（すららドリル・ロイロノート）の活用の定着化 ・授業研究会の実施 ・教育用ICT機器の整備・活用 ・小・中学校プログラミング教育の推進 ・情報教育主任研修会の実施 ・情報モラル研修会の実施 ・ICT推進リーダーの委嘱 ・ICT支援員の配置
(5) 特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な実態把握 ・教職員を対象とした特別支援教育に関する研修の実施 ・学校教育における学習上・生活上の配慮 ・家庭や地域への理解の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校入学に係る保幼小連絡会の開催 ・就学相談の実施と就学支援委員会の開催 ・「就学相談マニュアル」「通級による指導の手引」の活用 ・サポーターズカレッジの活用

3 多様なニーズに対応した教育の推進

施策	主な取組	令和8年度の主な事業
(1) 共生社	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会を目指した多様な学びの場の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会活動・生徒会活動等と連携したボランティア・福祉教育の一層の充実

<p>会を目指した支援・指導の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体験を生かしたボランティア・福祉教育の推進 ・学校教育における学習上・生活上の配慮（再掲） ・持続可能な開発のための教育（ESD） ・医療的な支援を必要とする児童生徒への支援 ・日本人帰国児童生徒・日本語を母国語としないこどもたちへの支援（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、家庭、地域が連携したボランティア・福祉教育の推進 ・SDGsの視点を踏まえた授業実践 ・就学相談の実施と就学支援委員会の開催 ・「就学相談マニュアル」「通級による指導の手引」の活用 ・<u>通級指導教室の充実（朝霞第五小学校・朝霞第七小学校に発達障害・情緒障害開設、朝霞第十小学校に難聴・言語障害開設）</u> ・臨床心理士、保健師、指導主事による専門家チームの巡回相談の実施 ・特別支援教育の推進に係る研修会の実施 ・特別支援教育コーディネーター研修会の開催 ・特別支援学級授業研究会の実施 ・朝霞市小・中学校特別支援学級なかよし発表会、なかよし作品展の開催 ・個別の教育支援・指導計画の充実 ・特別支援学級補助員の配置 ・通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒支援員の効果的な活用 ・朝霞市医療的ケア児支援庁内連絡会の開催（再掲） ・日本語指導支援員を配置し日本語の習得をサポート（再掲）
<p>(2) 学校に行きづらいこどもたちへの支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に行きづらくなっているこどもたちの居場所づくり ・一貫した支援体制 ・教育相談体制の充実（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>市内全小学校へのSSR（スペシャルサポートルーム）の設置推進</u> ・教育的ニーズに柔軟に応じた体制整備 ・継続した教育的支援 ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、さわやか相談員、サポート相談員、学生サポート、スチューデントサポーターの効果的な活用 ・相談支援体制の充実（子ども相談室・さわやか相談室等）
<p>(3) 一人一人の状況に応じた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就学に対する援助の充実 ・日本人帰国児童生徒・日本語を母国語としないこどもたちへの支援（再掲） ・医療的な支援を必要とする児童生徒への支援（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援委員会の実施 ・日本語指導支援員の配置 ・日本語指導支援員を配置し日本語の習得をサポート（再掲） ・専門家の意見をもとにした望ましい教育形態の検討

	<ul style="list-style-type: none"> ・一貫した支援体制（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市医療的ケア児支援庁内連絡会の開催（再掲） ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、さわやか相談員、サポート相談員、学生サポート、スチューデントサポーターの効果的な活用 ・相談支援体制の充実（子ども相談室・さわやか相談室等）
--	---	---

4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

施策	主な取組	令和8年度の主な事業
(1) 教職員の資質・能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員研修と調査研究の充実 ・指導技術の共有の推進 ・こどもの権利を大切にする教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問の充実 ・学校訪問における朝霞市小中学校教科等指導員の活用 ・教育研究奨励費受給者研修会の実施 ・研究開発学校助成事業の実施 ・朝霞市研究開発学校指定 研究発表 <u>朝霞第三中学校11月13日（金）発表</u> <u>朝霞第七小学校11月20日（金）発表</u> <u>朝霞第八小学校11月17日（火）発表</u> ・校内研修助成事業の実施 ・推進協力校による「探究的な学び」実践研究の推進（再掲） ・各教科等の授業研究会の実施 ・あさか・スクールサポーター及び低学年補助教員の資質向上 ・人事評価を活用した人材育成 ・「あさか教師塾」の実施（<u>夏季研修会の実施</u>） ・教職員事故防止に向けた研修の実施 ・各種主任研修会の充実 ・学校業務アシスタントの配置
(2) 学校の組織・運営の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における働き方改革の推進 ・教職員の健康の保持増進 	<ul style="list-style-type: none"> ・午後8時施錠の徹底及びテレワークの活用 ・朝霞市小・中学校負担軽減検討委員会の開催 ・学校業務アシスタントの活用 ・健康診断や健康相談、メンタルヘルス研修やストレスチェックなどの実施
(3) こどもたちの安全・安心の	<ul style="list-style-type: none"> ・安全教育の推進 ・地域ぐるみの学校安全体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理マニュアルの適切な見直し ・緊急地震速報を用いた避難訓練の実施 ・災害時における応急教育の実施に向けた体制の確立 ・交通指導員の配置

確保		<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室及び子ども自転車運転実技試験の実施 地震体験車の活用
(4) 小中一貫教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 指導の系統性を意識した学習指導 関係小・中学校の教職員による合同研修会の開催 小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 9か年を貫く教育課程作成の検討 小中連携推進協議会による取組の推進 幼児教育振興協議会の開催 小学校入学に係る保幼小連絡会の開催
(5) 適切な教育環境の設定	<ul style="list-style-type: none"> 教材、図書等の整備推進 快適なネットワークの整備 	<ul style="list-style-type: none"> 朝霞第十小学校大規模改修工事 オンライン学習の推進 中学校自由選択制度の実施 特認校制度の実施 就学援助制度の実施 貸付（入学準備金・奨学金）の実施 3人目以降の学校給食費無償化の実施 教職員の健康診断の実施 校務支援システムの本格活用 <u>GIGAスクール構想に係るタブレット端末のリプレイス</u>
(6) 安全・安心で持続可能な学校給食の提供	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食費の適正な運用 学校給食センターの適切な運営 給食施設・設備の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> <u>学校給食費の適正な運用と、食材費等の変動に合わせた適時適切な見直しの実施</u> 調理員の人員等に応じた将来的な給食センター運営方法の検討の実施 学校給食センター及び自校給食室の適切な維持管理及び改修・更新の実施

5 学校施設の適切な維持・管理

施策	主な取組	令和8年度の主な事業
(1) 学校施設・設備の適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設・設備の適切な維持管理 省エネルギー対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の改修、修繕の実施 各種業務委託の実施
(2) 長寿命化を見据えた学校施設の改	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の改修を計画的に実施 バリアフリーへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> 朝霞第十小学校大規模改修工事の実施 学校施設の改修、修繕の実施

修等の 実施		
(3) 目標使用年数を迎える学校施設の改築の実施	・学校施設長寿命化計画に基づく改築の実施	・改築基本計画の策定に向けての検討
(4) 教育課題に対する施設面での解決策の検討	・教育課題に対する施設面での解決策の検討	・教室不足が生じる場合の特別教室や会議室等の転用改修工事の実施。

6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

施策	主な取組	令和8年度の主な事業
(1) 地域と一体となったコミュニティ・スクールの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や保護者等の学校運営への参画の促進 ・地域とともにある学校づくりの推進 ・学校評価の効果的な活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域見守り活動の充実 ・スクールガード養成講習会の実施 ・各学校における学校応援団の取組の推進 ・特色ある学校づくり支援事業 ・地域人材活用支援員の活用 ・地域の人材を活用した学校ファームの展開 ・学校評価を活用した学校運営の充実 ・朝霞市ふれあい推進事業 ・コミュニティ・スクールの推進 ・学校ホームページの充実 ・部活動の在り方検討会議の開催（再掲）

<p>(2) 生涯スポーツ ・文化活動を支える地域クラブ活動の体制整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域との連携・協働による地域クラブ活動への転換 ・外部指導員、専門スタッフ等、地域人材の配置の検討 ・活動時間や休養日の適正化 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動の地域展開を整備 ・多様な活動の推進 ・地域の実情に応じた様々な形の環境整備の推進 ・教職員以外の地域人材の配置
<p>(3) 貴重な地域人材の教育活動への積極的参画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校応援団等と連携・協働した学びの充実 ・地域ぐるみの学校安全体制の構築（再掲） ・青少年健全活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の外部指導者活用の推進 ・各学校における学校応援団の取組の推進（再掲） ・地域見守り活動の充実（再掲） ・スクールガード養成講習会の実施（再掲） ・ふれあい推進事業（再掲） ・青少年健全育成の各種事業 ・成人の日記念式典の実施 ・保護者代表連絡会補助金交付
<p>(4) 学校・家庭・地域の教育力向上のための支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育の充実の支援 ・学校施設の開放 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級等の学習の支援 ・家庭教育学級等への積極的な参加を支援 ・学校施設の開放 ・保護者代表連絡会補助金の交付

7 生涯学習活動の推進

施策	主な取組	令和8年度の主な事業
<p>(1) 生涯学習推進体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次朝霞市生涯学習計画の推進

(2) 学習情報の提供と学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習情報の提供の充実 ・ICT化による生涯学習環境の充実 ・多様な学びの場の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、HP、SNS、X等の活用 ・生涯学習ハンドブック「コンパス」発行 ・生涯学習体験教室の実施 ・子ども大学あさかの実施 ・あさか学習おとどけ講座の実施 ・<u>障害者の生涯学習の検討</u>
(3) 豊かな地域文化活動に向けた団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・団体、学習グループへの支援の充実 ・地域における文化芸術の機会を提供する人材の活用 ・学習相談の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進に関する各種補助金交付事業 ・生涯学習ボランティアバンク ・市民企画講座実施団体への支援 <p>※生涯学習ガイドブック・コンパスを発行し、各施設で開催されている講座等の情報を発信し各施設等との連携を図る。</p>
(4) 放課後のこどもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもたちの居場所づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム提供型放課後子ども教室の拡充 ・居場所提供型放課後子ども教室と放課後児童クラブとの一体型運営を検討

8 学びを支える環境の充実

施策	主な取組	令和8年度の主な事業
(1) 学習活動の支援・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館・図書館・博物館の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館主催事業の実施 ・公民館まつりの開催 ・図書館資料の充実とレファレンスサービスの提供、多様なテーマによる講座・イベント等の開催 ・博物館運営事業
(2) 利用しやすい施設の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館・図書館・博物館の整備推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館施設管理事業 ・中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事 ・図書館管理事業 ・博物館管理事業

9 スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策	主な取組	令和8年度の主な事業
(1) 推進体制の充実	・地域全体での推進体制の整備	・オリンピックレガシー事業の実施 ・市民総合スポーツ大会の実施 ・スポーツ推進委員、スポーツ協会、スポーツ関係団体等との連携によるスポーツ・レクリエーション活動の推進
(2) 活動情報の提供の充実	・スポーツ活動情報の提供の充実	・広報、HP、SNS、X等の情報ツールを活用し、情報提供の充実を図る。 ・生涯学習ハンドブック「コンパス」発行
(3) スポーツ事業の充実	・スポーツ行事の充実	・市民総合スポーツ大会の実施 ・ロードレース大会の実施 ・各種スポーツ教室の実施 ・広報、HP、SNS、X等情報ツールの活用
(4) 豊かな地域スポーツ活動に向けた団体、指導者の育成・支援	・スポーツ団体への支援の充実 ・地域におけるスポーツの機会を提供する人材の活用	・スポーツ団体等への補助金の交付 ・スポーツ団体等の人材の活用

10 利用しやすい施設の提供

施策	主な取組	令和8年度の主な事業
(1) 利用しやすい施設の整備	・スポーツ施設の整備推進	・中央公園野球場劣化状況調査 ・中央公園陸上競技場非常放送設備の改修
(2) 利用しやすい施設の運営	・スポーツ施設の利用促進	・指定管理者による施設運営の実施 ・溝沼子どもプールの運営 ・学校体育施設開放事業の実施 ・予約管理システムの適切な運用とキャッシュレス決済導入による利便性の向上

1 1 歴史や伝統の保護・活用

施策	主な取組	令和8年度の主な事業
(1) 文化財 保護・ 活用・ 伝承支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護・活用 ・郷土芸能の保護・活用・伝承支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧高橋家住宅活用事業 ・市内開発事業に伴う埋蔵文化財確認・試掘調査 ・市内遺跡発掘調査報告書の刊行
(2) 地域資 料の専 門的調 査研究 とその 成果の 展示・ 公開	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>テーマ展示</u> <u>丸沼芸術の森コレクション展</u> 日程：4月～5月を予定 ・第40回企画展 タイトル・趣旨・内容は未定 日程：10月～11月を予定 ・調査報告の刊行 ・地域に関する継続的な調査研究 ・講座・講演会の開催
(3) 小中学 校等と 連携し た学習 活動	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校等と連携した伝統と文化を尊重する学習活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・博学連携事業

1 2 芸術文化の振興

施策	主な取組	令和8年度の主な事業
(1) 芸術文 化の活 動の充 実支援	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術と文化に触れ合えるまちづくりに向けた学習の支援 ・芸術文化活動の充実支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化活動に関する各種補助金交付事業 ・親子陶芸教室
(2) 発表と 鑑賞の 機会の 充実支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・発表と鑑賞の機会の充実支援 ・芸術作品の展示事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化展、市民芸能まつり、文化祭事業実施 ・朝霞市県展作品展 ・丸沼芸術の森コレクション展

1.3 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援

施策	主な取組	令和8年度の主な事業
(1) 学校教育における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動全体を通じた取組の推進 ・多様な人権課題に対応した教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな心を育てる体験活動や実践的活動の充実 ・人権感覚育成プログラムの活用 ・人権の花運動、人権作文、人権メッセージへの積極的な参加 ・男女平等教育の推進 ・新たな人権課題に対応した人権教育全体計画、年間指導計画の作成、見直し
(2) 社会教育における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育研修会・講演会・講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民人権教育研修会 ・人権問題講演会 ・企業人権教育研修会の開催

議案第29号

朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第1号の規定により、朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針を別紙のとおり定めることについて、議決を求める。

令和8年3月25日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する
基本的な指針（案）

朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針（案）

はじめに.....	3
1 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本理念.....	4
2 性暴力等とは.....	5
3 教職員等による児童生徒への性暴力等の発生時の対応.....	8
(1) 概要（全体像）.....	8
(2) 時系列のフロー.....	9
4 学校における対応.....	10
(1) 未然防止・早期発見のために.....	10
(2) 相談を受けた時の対応.....	14
5 教育委員会における対応.....	23
(1) 未然防止・早期発見のために.....	23
(2) 学校から被害の報告が入ったときの対応.....	23
(3) 協議会と連携した未然防止に向けた取組.....	26
6 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会の役割.....	27
7 その他.....	28
(1) 体罰との問題構造の類似性.....	28
(2) 被害を受けた児童生徒への聞き取りシート、初動報告シート（別紙参照）.....	28
(3) 参考文献・サイト.....	28
別紙1.....	29
別紙2.....	32
別紙3.....	33

はじめに

令和3年5月に、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(以下、「児童生徒性暴力等防止法」という。)が成立し、令和4年3月には、同法の基本的理念などを踏まえた「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」が示された(令和5年7月13日改訂)。

こうした中、令和5年10月に本市に勤務する教職員がわいせつ事案で逮捕される事件が発生した。当該教職員が行った行為は、教員という立場を利用した卑劣な行為で、児童生徒等の権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷を与えるものであり、決して許されるものではない。

本市では、事件発覚後、警察と連携して、被害を受けた生徒の保護、在校生の心のケア、保護者等への説明等を行ってきた。さらには、当該教職員への身分上の厳正な行政処分、事案発生までの検証と再発防止に向けた取組の策定、市内小・中学校の全教職員に向けた研修等にも取り組んできた。

これらの対応については、文部科学省の示す「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」に沿った形で行うことができたと考えているが、当時の対応を振り返ることも含めて、今回、朝霞市教育委員会として、教職員等による児童生徒性暴力等への対処と未然防止・早期発見のためのガイドラインを作成することとした。

なお、本指針における「教職員等」とは、市内の小・中学校における「児童生徒性暴力等防止法」第2条第5項の教育職員等、その他の小・中学校の学校管理下において児童生徒と接する業務に従事する者と定義する。

1 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本理念

教職員等による性暴力は、児童生徒の尊厳と人権を踏みにじり、その心を深く傷つける「魂の殺人」であり、決して許されない行為である。本来、児童生徒の人権を尊重し、守り育てる立場にある教育に携わる者が性暴力等を行うことは断じて容認できず、いかなる理由があろうともあってはならない。

教職員等は、「児童の権利に関する条約」(以下、子どもの権利条約という)にある「子どもの最善の利益」を第一に考え、「生命、生存及び発達に対する権利」を保障するとともに、学校を安全で健やかに成長できる学びの場とする責務を負っている。

朝霞市は、教職員等による性暴力等の根絶を最重要課題の一つとして位置付け、不退転の覚悟で取り組むことを誓い、以下の基本理念を定める。

- 教職員等による性暴力等の防止等に関する取組は、性暴力等が全ての児童生徒の心身の健全な発達に関わる重大な問題であるという基本的認識の下に行う。
- 教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する取組は、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、教職員等による性暴力等を根絶することを旨として行う。
- 教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する取組は、被害を受けた児童生徒を適切かつ迅速に保護することを旨として行う。
- 教職員等による児童生徒性暴力等は、児童生徒や保護者からの教職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を根底から傷つけるものであることを深く理解する。
- 教職員等による児童生徒性暴力等は、懲戒免職に相当する重大な行為であり、懲戒処分等については、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行う。
- 教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する取組は、県、学校、警察・児童相談所・医療機関等の関係機関や専門家・有識者等との連携の下に行う。

2 性暴力等とは

児童生徒性暴力等防止法第2条第3項及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針(令和4年3月18日文科科学大臣決定 令和5年7月13日改定)により、「性暴力等」を次のとおり定義する。

教職員等及び教育委員会事務局職員は、以下の事項を法の条文と照らし合わせてどのような行為が性暴力等にあたるかを改めて確認し、該当する行為を決して行わないという認識をもたなければならない。

- ① 児童生徒等に性交等(刑法(明治40年法律第45号)第177条第1項に規定する性交等をいう。)をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること(児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。)(法第2条第3項第1号)
- ② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること(①に掲げるものを除く。)(法第2条第3項第2号)
- ③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。)第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。)第2条から第6条までの罪(児童生徒等に係るものに限る。)に当たる行為をすること(①及び②に掲げるものを除く。)(法第2条第3項第3号)
- ④ 児童生徒等に次に掲げる行為(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること(①～③に掲げるものを除く。)(法第2条第3項第4号)
 - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位(児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。)その他の身体の一部に触れること。
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事(①～④に掲げるものを除く。)(法第2条第3項第5号)

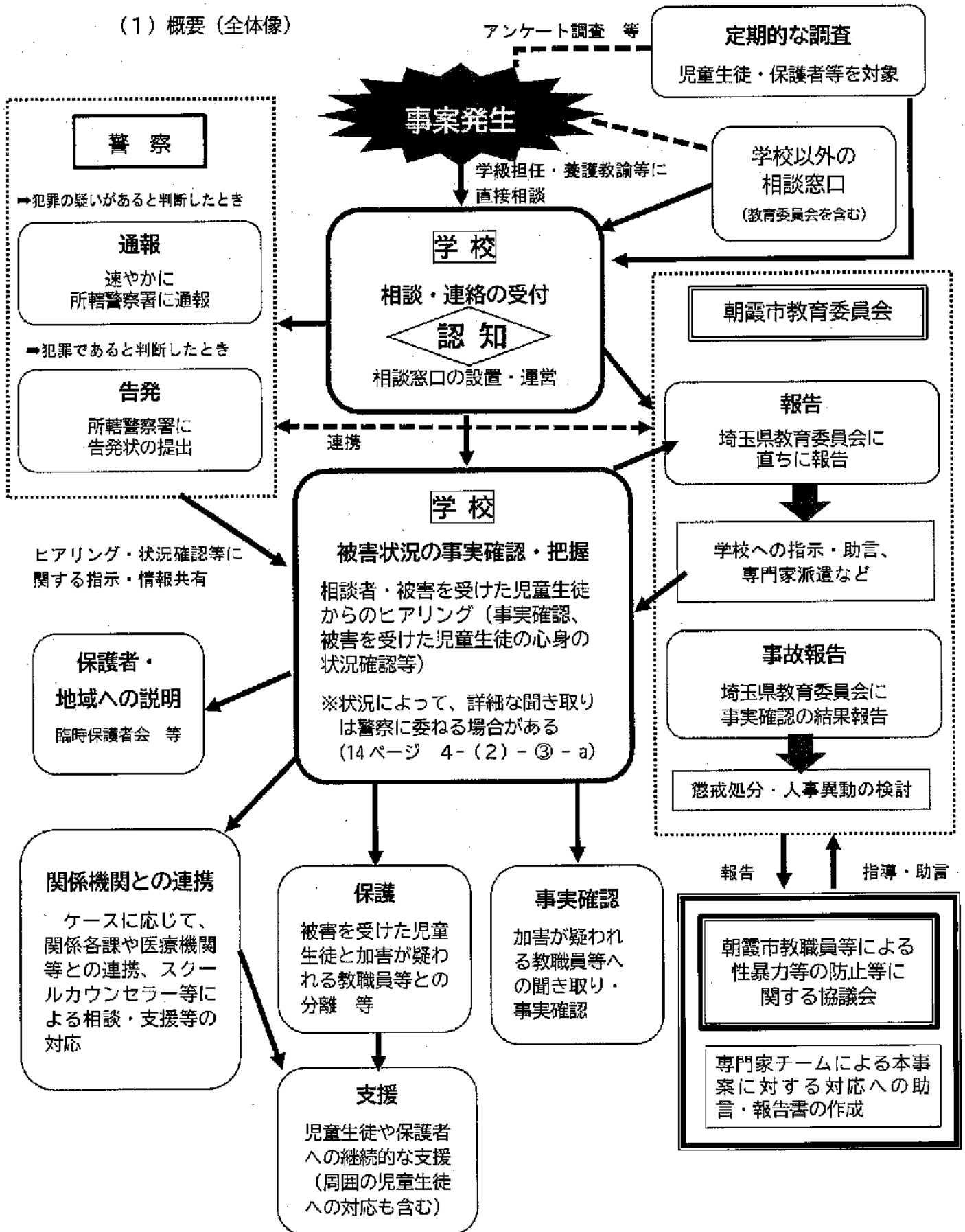
- 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。
- ①について、刑法第177条の不同意性交等罪、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止される性交等は、ここに含まれると考えられる。
- ②については、刑法第176条の不同意わいせつ罪、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為(①の場合を除く。)や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止されるわいせつ行為は、ここに含まれると考えられる。
- ③については、
 - ・刑法第182条の罪(16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求(同条第1項)、面会(同条第2項)、性的な姿態を撮影した映像の要求(同条第3項。いわゆる自撮り要求等))
 - ・児童ポルノ法第5条から第8条までの罪に当たる行為(児童買春周旋(同法第5条)、児童買春勧誘(同法第6条)、児童ポルノ所持、提供等(同法第7条)、児童買春等目的の人身売買等(同法第8条)(児童買春(同法第4条)は明記されていないが、これは性交等に係る他の規定との重複を避けるためであり、児童買春は児童生徒性暴力等の対象となる)
 - ・性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為(児童生徒等に係るものに限る。)8:児童生徒等に係る性的姿態等の撮影(同法第2条)、性的影像記録の提供等(同法第3条)及び当該行為をする目的での保管(同法第4条)、性的姿態等影像の送信(同法第5条)、及び記録(同法第6条)
 がここに含まれる。
- ④については、いわゆる迷惑防止条例により禁止される痴漢や③に含まれない盗撮などの行為などが、ここに含まれると考えられる。
- なお、④には身体の一部に触れることが内容に含まれているが、「児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事」が要件となっている。例えば、教育活動における実技指導等において児童生徒等との必要な身体接触が生じることや特別支援学校の教諭等が指導や介助のために身体接触を行うこと、幼稚園教諭等が乳幼児の着替えや排泄等の身の回りの支援を行うことなど、教職員等の業務上児童生徒等の身体に触れる必要がある場合も考えられるものの、これらの正当な業務

上の行為については、必要な範囲・態様にとどまる限りにおいて、児童生徒性暴力等の対象とはならないと考えられる。

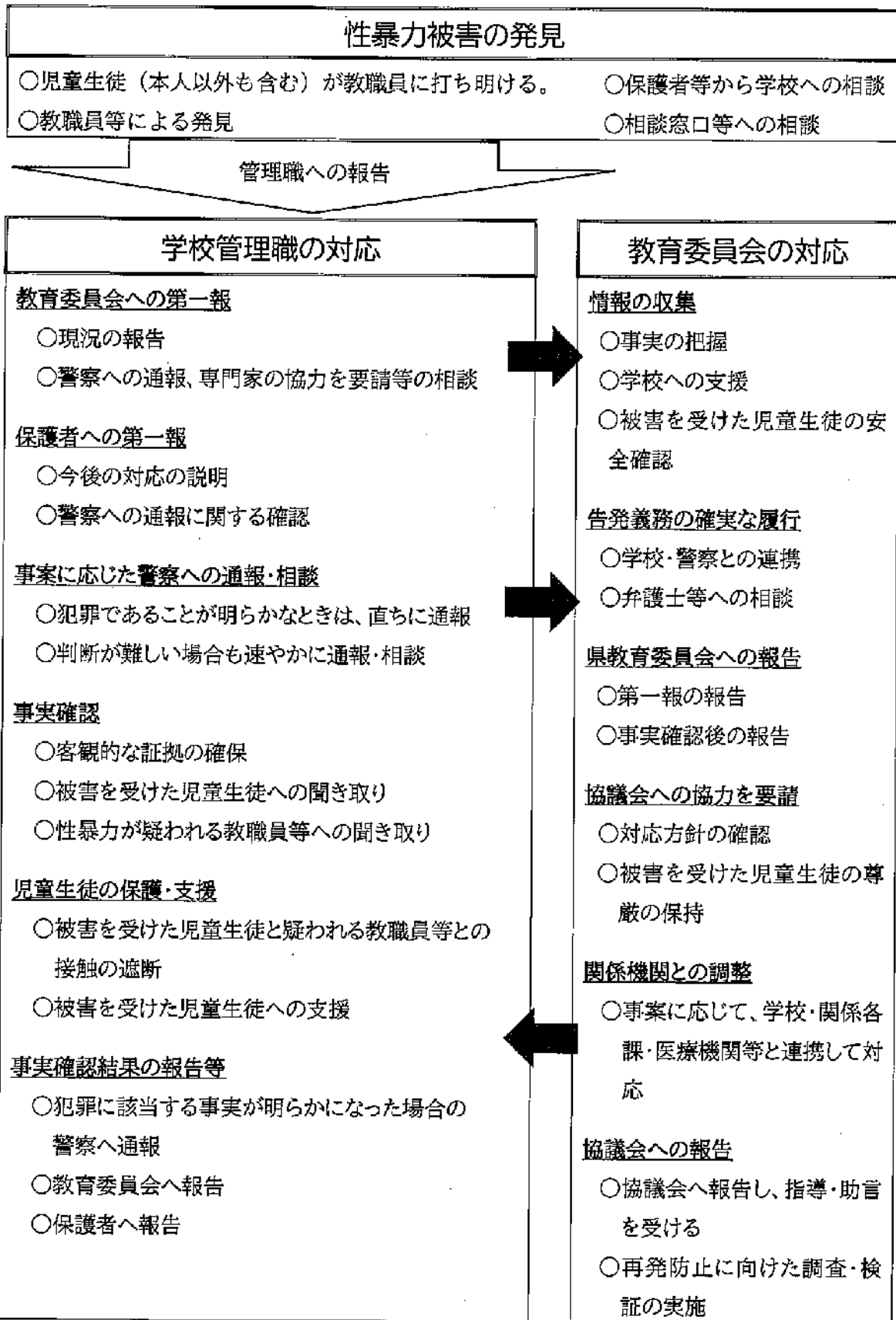
- ⑤については、児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント(児童生徒等を不快にさせる性的な言動)などが、ここに含まれると考えられる。

3 教職員等による児童生徒への性暴力等の発生時の対応

(1) 概要 (全体像)



(2) 時系列のフロー



4 学校における対応

(1) 未然防止・早期発見のために

- ① 教職員等が性暴力等に関する理解を深めるための研修等の実施
 - 「埼玉県不祥事防止研修プログラム」、「朝霞市教職員事故を受けた再発防止策の検討報告書」(令和6年2月 朝霞市教育委員会)などを使用し、校内研修を継続的に行う。
 - 学校で起きた性暴力を早期発見・対処するには、日頃から教職員等が性暴力とその被害について理解を深めることが必要である。また、性暴力は教職員と児童生徒との力関係の差を背景に起きるものであり、「教職」という職が児童生徒にどれだけ影響力をもっているか、自分自身の言動を振り返り、自覚をすることが重要である。
 - 学校は教員委員会と連携して、教職員等による性暴力等を起こさないための研修を繰り返し、児童生徒への性暴力がこどもの人権を踏みにじり、教職員としてあってはならない行為であるとの認識を共有し続けなければならない。
 - 現在行われている以下のような教職員事故防止の取組を継続し、教職員事故防止に係る意識向上に努める。
 - ・ 学校における教職員事故、事件防止のための取組
 - ・ 職員会議や倫理確立委員会等における研修(「埼玉県不祥事防止研修プログラム」や「朝霞市教職員事故を受けた再発防止策の検討報告書」の活用)
 - ・ 各学校における不祥事根絶に向けた年間計画作成による意識向上
- ② 学校施設の定期的な点検・見回り
 - 学校施設の定期的な点検については、埼玉県教育委員会より示された「県立学校における盗撮防止等ガイドライン」等に基づき、朝霞市教育委員会も「朝霞市立学校における盗撮防止等ガイドライン」を定めるとともに、学校においても盗撮防止に係る校内ルールを作成した。それを踏まえ、常に校内の整理整頓を行うとともに、日常点検、定期点検、臨時点検を実施するなど、未然防止を図るための環境整備や対策を徹底的に行う。

- 学校の管理職は、施設面で死角となるような場所がないか、曇りガラスで中が見えない状況となっている教室がないかなど、絶えず校内の状況を把握しなければならない。

また、教職員が自己の目が届かないところで作業をすることを当然としてはならない。教職員が職員室以外の特定の部屋で長時間業務を行っているような状況がある場合には、声かけをするなど、業務内容を確認する。

③ 教職員の指導に係る不祥事発生リスク要素について

- 「朝霞市教職員事故を受けた再発防止策の検討報告書」において、不祥事発生リスク分類の考え方として、以下の3つに分類した。

- ・ 「特別視」・・・高い評価やカリスマといった特別視される人物に対し 間違っただけを許さず、正しいはずだ、という バイアスが働くことによるチェック機能の低下 など
- ・ 「動機」・・・内的・外的要素(興味、性格、ストレスなど)、ストレスによる自制心や判断力の低下 など
- ・ 「機会・環境」・・・複数の目が行き届かない状況、実行可能・隠蔽可能と認識してしまう機会・環境、要望や言動が認められやすい環境 など

- 上記の中の「機会・環境」において、教職員による厳しい指導、行き過ぎた指導への対応について、権力の上下関係がある中で、支配関係を生み出してしまう可能性があること、その関係が継続した場合に逆らえない、従順にならざるを得ない、などの感覚を生み出してしまう危険性があることが指摘された。

指導の在り方を絶えず見直すことで、過度な上下関係やグルーミングなどの関係性に陥らず、教職員と児童生徒の適切な関係を保持していかなければならない。

- 教職員が SNS 等を用いて児童生徒と私的なやりとりはしないということのもとより、教職員個人が所有するスマートフォン等の端末で児童生徒を撮影することなどもないように、部活動を含めた学校内外での教職員と児童生徒とのやりとりについて、以下の項目を順守していく。

- ・ SNS等による児童生徒等との私的なやりとりの禁止を徹底する
- ・ 教職員の私物のスマートフォン等の教室への持ち込み禁止を徹底する
- ・ 学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないよう徹底する

④ 児童生徒からの声を取り上げる仕組み

- 学校は定期的に児童生徒へアンケートをとるなど、児童生徒からの声を聞く機会を設けることが必要である。この他にも、性暴力に限らず、日ごろから児童生徒の意見を聞き、こどもの権利を尊重した学校づくりに努める必要がある。
- 朝霞市では現在、次に記載するアンケート調査や相談窓口の周知を行っており、継続して児童生徒の状況を見守っていく。

- ・ 心と生活のアンケート

月1回実施。「周囲の友達や大人に嫌なことをされている」、「悩みがある」、「生きていても仕方がない」などの記載があった場合は必ず面談を行う。担任による面談を基本としており、必要に応じて、管理職へ報告を行う。

- ・ 体罰・性暴力調査

体罰・性暴力の有無について、児童生徒・保護者に向けてアンケート調査を実施している。アンケートの提出は教員、校長、教育委員会など、どこへ出してもよい。

- ・ いじめのアンケート

いじめの有無についてのアンケート。提出は、体罰調査と同様とする。

- ・ 校長ポスト等の設置

学校では、種々のアンケートを行い、こどもの声を拾っている。しかし、担任が直接関与するようなアンケートもあり、当事者が担任である場合に声を上げづらいこともあるのではないかと考えられる。そのため、校長に直に訴えることができる校長ポストを設け、児童生徒の声を広く受け止める仕組みをつくる。

- ・ 「大切な心と体を守るための SOS カード」の活用

埼玉県教育委員会では、保護者からの性的虐待を含め、身近な人からの性被害から子どもたちを守るため、「大切な心と体を守るための SOS カード」を作成した。このカードは、当該児童生徒にとって信頼できる学校の教職員等に助けを求めるために活用することを目的としている。本市の小・中学校に在籍する児童生徒にも、必要に応じて利用することを促していく。

・「こども・ほっとそうだん～こども人権相談事業」の周知

学校関係者に直接言いたくないこと等については、市の窓口である「こども・ほっとそうだん」があるので、周知に協力すること。

・性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」・性暴力等被害者支援の周知
県で実施している相談窓口である「アイリスホットライン」の周知を行い、学校、教育委員会以外にも相談窓口があることを周知する。

性別に関わらず相談可能であり、法律的に守秘義務を有する相談員が対応する。相談無料であり、匿名の相談でも可能。

【電話相談】 0120-31-8341(彩の国やさしい)※24時間365日受付

一部IP電話などからは048-839-8341(通話料有料)

【web相談受付】

<https://www.svsc8080.jp/iris/form/postmail.html>

⑤ 管理職を核とした異変を見逃さない組織体制づくり

- 教職員等による行き過ぎた指導を放置すると、教職員等と児童生徒の関係はより従属的になり、結果として、性暴力や体罰にエスカレートしてしまうことが考えられる。こうした暴力を受けた場合としても、強固な上下関係が出来上がってしまうと、児童生徒は声を上げづらい環境になる可能性が高い。

よって、学校の管理職は、教職員等に行き過ぎた指導が見られた場合は、直ちに本人に対して改善を求めるとともに、学校のみでは解決できないと判断した場合は速やかに教育委員会へ報告し、協力して事態に対処する必要がある。

- 学校の管理職は自己の評価に影響することを恐れ、いたずらに状況を放置し、事態が悪化することがないようにする。事態が自己のみでは対処できないと認識することは、状況の判断・分析ができていないことであり、評価されることである。

- 各教職員についても、常に当事者意識をもって行動することが大切である。周辺に異変を感じたとしても、「自分はその子の担任ではないから」、「あの教員は優秀で力があるため管理職は取り合わないだろう」などと管理職に報告せず、そのまま放置してしまうと、本来ならば事前に防げていたはずの事案が、結果、犯罪という形で表面化してしまうことも考えられる。

- 学校の管理職は、風通しのよい組織づくりに努め、日頃から校内の小さな違和感、小さなエラーを拾い上げ、早期に対応することで、重大事案が発生することを未然に防ぐ努力が必要である。

例えば、倫理確立委員会などを活用し、月1回の定期的な校内施設の巡回や毎学期の服務事故防止に係るセルフチェックシートの実施、若手教職員同士の相談会など、組織的に校内の違和感や小さな変化を見逃さず、早急に対応する仕組みを構築していかなければならない。

- 学校の管理職は、性暴力に係る事案が生じた際の対応にあたるチームをつくり、早期対応のために教職員の役割を決めておく必要がある。管理職、学年主任、生徒指導主任、学級担任、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー等で組織するチームを構築するとともに、被害を受けた児童生徒・保護者対応・専門機関等との対応担当職員を決めておく。

(2) 相談を受けた時の対応

① 基本的な考え方

- 学校及び教育委員会は、児童生徒・保護者等からの相談などにより、教職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、被害を受けた児童生徒の負担に十分に配慮しつつ、学校・教育委員会等及び所轄警察署との間で情報共有を図り、迅速に事案に対処するとともに、被害を受けた児童生徒やその保護者に対して、必要な保護・支援を行う必要がある。
- こうした一連の取組は、法の目的や基本理念も踏まえ、被害を受けた児童生徒を徹底して守り通すことに留意して行われなければならない。悪しき仲間意識や組織防衛心理から事なかれ主義に陥り、必要な対応を行わなかったり、躊躇したりするようなことがあってはならない。
- なお、法により求められる必要な対応を行わず、児童生徒性暴力等の事実があると思われたにもかかわらず放置したり隠べいしたりする場合には、この法の義務違反や、信用失墜行為として地方公務員法（昭和25年法律第261号）による懲戒処分の対象となり得ることを認識しておく必要がある。
- 学校及び教育委員会は、性暴力被害は見えにくいということを十分自覚しなくてはならない。児童生徒からすると、「打ち明けにくい」「何が起きているかわからな

い」「恥ずかしい」などの理由があるとともに、教職員からすると「目撃者がいない」「性的な言動は性暴力であると認識が低い」「男性から女性に対してのみに起こるといふ思い込みがある」などの理由が挙げられる。

学校の教職員は、普段と様子が異なる点にすぐ気付くことができ、困ったときに安心してすぐに相談できる関係を見童生徒と築いていくことが重要である。

② 相談内容の確認

- 児童生徒等から、性暴力等の通報を受けた場合、通報者が安心できる場所を用意し、話を聞くようにする。その際、聞き取りシートを使用するなど、繰り返し聞かないように配慮する。
- 相談の内容が疑いの段階であっても、対応を後回しにせず、速やかに対応することとする。
- 「教員と児童生徒が SNS で私的に連絡を取り合っている」「教員が自家用車に児童生徒を同乗させているのを見た」といった噂の相談についても、「所詮、噂だろう」と決めつけずに速やかに管理職に報告する。
- 通報を受けた教職員は、直ちに学校の管理職と情報を共有し、今後の対応について協議する。学校の管理職は、被害を受けた児童生徒や通報した児童生徒、保護者対応などの担当する教職員を定め、複数の教職員で組織的に対応していくことを基本とする。

③ 警察へ通報する判断

- 児童生徒性暴力防止法第2条第3項各号に「児童生徒性暴力等」が列挙されているので、犯罪性の有無を判断する時に参考する。なお、実際の事例が必ず列挙事例にあたるわけではないので、判断に迷った場合は、ためらわず警察へ通報、相談すべきである。

a 警察へ通報・告発する行為

法第2条第3項各号に列挙される「児童生徒性暴力等」のうち、次に該当するものは犯罪に該当するので、教育委員会と連携し、警察へ通報・告発する。

- ・性交、性交類似行為(第3項第1号)
- ・わいせつな行為(第3項第2号)(自身の性的部位に触らせることも含む)
- ・児童ポルノ法違反(第3項第3号)
- ・プライベートゾーンへの接触(第3項第4号イ)

・盗撮(第3項第4号口)

b 懲戒処分の対象となるような行為

法第2条第3項各号に列挙される「児童生徒性暴力等」のうち、次に該当するものは犯罪には該当しないものと考えられるが、懲戒処分の対象と考えるため、教育委員会と連携し、専門家に協力を得ながら対応する。

- ・児童生徒の性的羞恥心を害する言動で心身に有害なもの(第3項第5号)
- ・悪質なセクシュアル・ハラスメント等
- ・児童生徒を不快にさせる性的な行動
- ・口頭での発言に限らず、SNSや電子メールのやり取りも含む

c 懲戒もしくは指導の対象となる行為

法に規定がなく、児童生徒性暴力等とはいえないが、次に示すような行為は、不適切な指導として懲戒処分の対象となる可能性があり、又は指導の対象となりうる。この場合は、学校が教職員等への指導を行う。

- ・好意を伝えられた。
- ・プライベートゾーン以外への不要な接触がある。
- ・身体的な距離が近い。
- ・私的なSNSのやり取りをしようとする。
- ・じろじろ見られる。
- ・二人きりになろうとする。 等

④ 児童生徒から相談を受ける際 こどもの人権に留意するために

○ 尊重と共感

児童生徒の話を真剣に受け止め、尊重する姿勢を示すようにする。彼らの感情や意見を軽視せず、共感を持って接することが大切である。

○ 秘密の保持

相談内容は基本的に秘密にし、必要に応じて適切な専門家に相談することを児童生徒に伝える。これにより、児童生徒は安心して話すことができる。

○ 非差別の原則

すべての児童生徒を平等に扱い、差別や偏見をもたないように心掛ける。どのような背景や状況であっても、公平に対応することが重要である。

○ 適切な対応と支援

相談内容に応じて、児童生徒へ適切な対応や支援を提供する。必要に応じて、スクールカウンセラーや養護教諭などの専門家と連携し、適切な支援を提供する必要がある。

○ 「こどもの権利」における児童生徒自身の理解

子どもの権利条約に示されるとおり、教職員等は、児童生徒の発達に応じて、児童生徒の意見を十分に考慮し、尊重しなくてはならない。また、児童生徒自身が自分の権利を理解し、尊重されるべき存在であることを認識できるように支援することが大切である。

⑤ 被害を受けた児童生徒本人からのヒアリング

○ ヒアリングは、時系列に、具体的に行うとともに、被害内容を否定しないように留意する。このとき、「あのこども思いの先生だから」「優秀な先生だから」などの先入観は対応を誤る一因になるので注意する。また、児童生徒についても、「普段から問題があるから相談もいたずらかもしれない」などという考えも、同様に注意する。

○ ヒアリングは、警察の指示のもと、対応を行う。

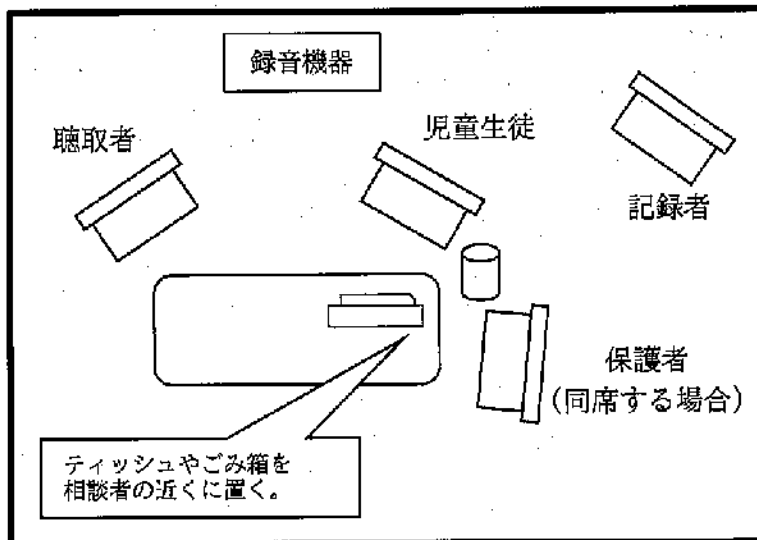
※ 5～7ページ 2-①～⑤を参照。

○ ヒアリングについては、被害を受けた児童生徒の負担を考えるとともに、児童生徒の人権に配慮し、その名誉及び尊厳を害しないように注意しなければならない。なお、これは事実確認を行うにあたって配慮・注意すべきことを規定しているのであって、いたずらに被害を受けた児童生徒への配慮やプライバシーの保護などを盾に、必要な措置を怠ることがあってはならない。

○ 学校の管理職は、聞き取りをする者について、事案が発生した状況、被害を受けた児童生徒の属性により、適切な人選に努めることが重要である。自ら又は学級担任、学年主任、部活動の顧問、養護教諭、スクールカウンセラー、その他の児童生徒の話を客観的に聞き取りができる者と記録できる者を人選し、被害を受けた児童生徒から聞き取りを行う。教育委員会は、学校からの要望がある場合は同席するなど支援に応じる。

○ 被害を受けた児童生徒本人が安心できる場所で聞く。聞き取りを行う者は、被害を受けた児童生徒に圧力をかけないようにするため、下記のように座席の配置に留意し、話を聞くようにする。記録する者は、聞き取りに口を挟まず、被害を受けた児童生徒の視界に入らないように記録に徹する。また、児童生徒に了解を得て、録音する。

<レイアウトの一例>



- ・座席は対面せずに、斜めに並んで聞く。
- ・録音機器は、聞き取りの妨げにならないように設置するなど、配置についても注意する。

※ 児童生徒の実態や状況に応じて、レイアウトは柔軟に設置する。

- 本人からのヒアリングは「いつ」「誰が」「誰に」「身体のどの部分に」「何をしたか」等、最小限の内容にとどめるとともに、聞き取りシートを用いて、必ず記録に残す。また、児童生徒から語られた言葉は、そのまま正確に逐語的に記録する。性的な表現については、慣れていないとぼかした言葉を用いてしまう恐れがあるが、被害を受けた児童生徒が語ったとおり記録することが重要である。
- 教職員がヒアリングを行う際、勇気をもって打ち明けた被害を受けた児童生徒がないがしろにされたと感じないように真摯に傾聴するとともに、相談内容を過小評価することのないように十分留意する。また、聞き取りの際、以下の言葉を使わないようにし、被害を受けた児童生徒をさらに傷つけることのないように心がける。

・児童生徒を責めていると受け取られかねない言葉

「泣いてばかりいないで、説明して」

「さっきと話が違うけど、どっちが本当なのですか？」

・「なぜ？」と非難しているように聞こえる質問

「どうして逃げなかったの？」・「どうして付いて行ったの？」

・被害を矮小化するなど、被害を受けた児童生徒の心理を理解しない言葉

「先生はこういう相談に慣れているから、恥ずかしがらずに話して」

「早く元気になりましょう」・「つらいことは忘れましょう」

「つらいのはよくわかるよ」・「時間が解決してくれるよ」

・相談を拒絶する言葉、話を遮る言葉

「〇〇先生に相談してください」・「保護者の人に伝えてください」

「私では手に負えません」・「時間がないから、次の話にいきましょう」

・感情的な言葉や態度、評価をする言葉

「××先生のやったことは、絶対に許せない！」

「(被害を受けた児童生徒に対して)かわいそうだね」

・無責任な言葉

「△△先生は明日から学校に来ないよ」

「誰にも言わないよ」・「先生だけの秘密にしておくから大丈夫だよ」

「あなたから、もうこれ以上話を聞くことはないよ」

- ヒアリングをした後、被害を受けた児童生徒が一人になってしまう時間を作らないようにするなど、孤立感を抱かせないように配慮するとともに、これから対応する教職員名を伝える。
 - 被害を受けた児童生徒を守るために、信頼できる機関と連携して対応していくことを伝える。
 - 学校の管理職は、確認した内容が事実であると仮定した場合は、加害が疑われる教職員の行為が、「児童生徒性暴力等防止法」で規定する「性暴力等」に該当するかどうかを判断する。
 - 学校の管理職は、犯罪性の有無にかかわらず、必ず教育委員会へ報告する。
- ⑥ 教育委員会と連携した警察への通報、相談
- 聞き取りの中で、犯罪性が疑われると判断した場合は、教育委員会へ報告し、連携して警察への通報、相談を行う。
 - この場合、犯罪性について判断しかねる場合についても、ためらうことなく教育委員会へ報告し、連携して警察へ通報、相談を行い、その後は、学校、教育委員会、警察が連携して対処できるようにする。

- 教職員等への聞き取りについては、証拠の隠滅、通報した児童生徒への恫喝などが想定されるため慎重に行うことが必要であり、犯罪性が疑われている状況下においては、警察に委ねる。

⑦ 被害を受けた児童生徒の保護者への対応

- 被害を受けた児童生徒の保護者に対して、被害を受けた児童生徒から相談を受けた時点もしくは被害を確認できた時点で、それまでに確認できた状況を速やかに報告する。その際は、校内で予め決めた教職員が保護者へ連絡を行う。

また、被害を受けた児童生徒から学校がヒアリングを行う際は、保護者の同意を得るとともに、ヒアリングへの同席を希望するか、確認する。

被害を受けた児童生徒が保護者には伝えないでほしいと訴える場合も想定されるが、被害を受けた児童生徒の心理的な負担や影響に配慮しつつ、学校として保護者への連絡は必ず行わなければならないことであることを、被害を受けた児童生徒本人に伝えなければならない。

- 以下の場合について、医療機関受診の必要性があることを伝える。

- ・治療が必要な外傷があった場合
- ・妊娠の可能性がある場合(緊急避妊ピルが有効な72時間以内に受診する)

- 心とからだのケアの必要性と、専門家(医師・公認心理師等)への相談をすすめる(保護者だけでも相談は可能であることも伝える)。

⑧ 被害を受けた児童生徒の保護・支援

- 学校は、通報した被害を受けた児童生徒の保護を第一に考えなければならない。加害が疑われる教職員が被害を受けた児童生徒の近くにいる場合は、クラス担任、授業の担当、部活動顧問から外すなど、その人物を被害を受けた児童生徒と接触させないようにする。

- 被害を受けた児童生徒との定期的な面談や、保護者への定期的な連絡など、継続的に児童生徒の心身の状況を把握する。

- 長期にわたり不安や心の傷が続くことが予想される。可能な限り学校の教職員やスクールカウンセラー等が寄り添いながら対応する。

⑨ 周囲の児童生徒への対応

- 学校は、被害を目撃した児童生徒に対して、目撃したこと以外の被害状況等の詳細は伝えないようにする。加えて、被害を目撃した児童生徒がうわさ話やSNSなどを通じて、被害の内容を広めないように留意することも伝える。
また、困ったときに相談できる教職員等を伝え、被害を目撃した児童生徒の心のケアについて十分配慮する。
- 被害を目撃した児童生徒以外の児童生徒には、被害の情報は伝えない。
- 被害を目撃した児童生徒の保護者に対しては、心のケアを含めた支援に係る説明と、被害内容を周囲に漏らさないよう配慮することについて理解が得られるよう丁寧に依頼をする。

⑩ 校内の教職員の情報共有・対応について

- 校内の教職員について、被害状況等の詳細な情報については、対応チームが把握しておくのみとするが、当該児童生徒や目撃した児童生徒、加害が疑われる教職員についてなど、必要最低限の情報は共有をしておかねばならない。
また、児童生徒や保護者からの問い合わせなどについては、統一的な回答ができるよう予め準備をしておく必要がある。

⑪ 教職員等が逮捕された場合

- 警察との交渉、情報交換は基本的に教育委員会で行い、学校は教育委員会との連絡を密にし、情報収集に努める。
- 警察から捜査の依頼があった場合は、これに応じ、状況について教育委員会へ報告する。
- 逮捕後、情報が公になることに備え、在校生の心のケアに向けた準備を行う。
- 報道機関からの電話取材などが入るため、対応を教頭・校長に限り、統一的な回答ができる仕組みをつくる。また、テレビなどが直接学校へ取材にくる場合が想定されるため、こどもに関する対応などを含め、十分に配慮すること。

- 学校は、教育委員会と連携し、スクールカウンセラーなどの要員確保を行い、児童生徒からの相談を受ける体制をとり、児童生徒へ周知する。
 - 学校の管理職は、収集した情報を元に、児童生徒の心理的ケアに配慮しながら、保護者に対して提供できる情報を特定し、保護者会を開くなど、情報提供を行う。
※ この場合、警察から提供される情報は、捜査中であることから、部分的提供にとどまることを留意し、保護者に対して理解を求めること。
 - 学校が事前に情報を把握していない状況で教職員等が逮捕される場合も想定されるので、この場合は教育委員会と連携を密にし、情報収集を行う。
 - 被害を受けた児童生徒が特定される場合は、本人の保護を行うとともに、心のケアのため、スクールカウンセラーなどによるカウンセリングの手配などを行う。
- ⑫ 臨時保護者会の開催について
- 学校は、事案の状況に応じて、関係する児童生徒の保護者に向けて、臨時保護者会を開催する場合がある。その際、被害を受けた児童生徒が特定されない範囲で公表できる情報について、教育委員会や警察等と確認するとともに、被害を受けた児童生徒や保護者にも同意を得る必要がある。また、報道機関への対応と同様に、統一的な回答ができるように用意しておく。
 - 教職員等が逮捕された場合は、児童生徒への心理的な影響が大きいため、教育相談員やスクールカウンセラーなどの心理の専門家が、心理的なケア・支援を行っていく旨を周知する。

5 教育委員会における対応

(1) 未然防止・早期発見のために

① 教育と啓発

教職員や児童生徒に対して、性加害や体罰の重大性とその防止策についての教育を行うことが必要である。教職員と児童生徒が、性加害は犯罪であるとの認識をもつことにより、早期発見と通報が促進される。

まずは、文部科学省が作成した「生命の安全教育」の教材及び指導の手引きを活用し、児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえ、適切に教育活動を進めていくことが大切である。

② 相談窓口の設置

児童生徒や保護者が安心して相談できる第三者機関や電話相談などを設置し、匿名での通報が可能な体制を整える必要がある。

既に学校においては、アンケート調査等が行われているが、市の窓口としては人権庶務課に設置されている「こども・ほっとそうだん」のみであり、教育部局内にも直接、相談・通報などを受けられる窓口が必要である。

現在、こうした相談は教育委員会内では教育指導課へ通報が入っているが、当該課には学校の教職員や管理職が指導主事として従事しているため、教育指導課とは別の組織として立ち上げる必要がある。

③ 定期的なモニタリングの共有

学校は定期的なアンケート調査や面談を通じて、児童生徒の声を直接聞く機会を設けている。これにより早期に問題の把握を行おうと努めているところである。学校は児童生徒の異変を把握した場合、迅速に教育委員会と共有しなければならない。また、教育委員会は学校に対して指導主事の派遣等、必要な支援を行う。

④ 教職員等の行動規律に関する管理の徹底

密室で指導しない、不適切な接触を行わない、などの教職員の行動規律を現場で徹底するよう学校の管理職等を指導していく。

(2) 学校から被害の報告が入ったときの対応

① 情報収集

- ・被害の情報が学校から入った場合、教育委員会は学校からの情報収集を行い、正確な状況把握に努める。このとき、被害者保護のため、情報の共有範囲を特定し、不必要に情報が拡散することを防ぐ。
- ・被害を受けた児童生徒本人から聞き取りなどを行う場合には、児童生徒の人権等に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないように注意すること。
- ・教育委員会が情報収集のため、被害を受けた児童生徒本人から聞き取りを行う場合、繰り返し学校と同様の聴取になっていないかなど、当該児童生徒の負担軽減に十分配慮する。

② 学校への支援

- ・情報の収集の後、状況を分析し、学校へスクールカウンセラーや教育相談員等の派遣、指導主事の派遣など、学校と相談して支援を行う。

③ 警察への相談

- ・状況が警察へ通報すべき案件がどうかを5～7ページ2-①～⑤と照らし合わせ検討する。
- ・警察への通報については、刑事訴訟法第239条第2項に基づき、「犯罪があると思料するとき」は告発する義務があることに留意し、判断に迷う場合であっても警察へ通報、相談する。

④ 教職員等が逮捕された場合

- ・警察へ通報した結果、教職員等が逮捕された場合、教育委員会は警察と交渉し、入手可能な情報について収集に努める。
- ・教育委員会は、学校に対する捜査の必要について警察に確認し、情報を学校と共有し、在校生が混乱することがないように配慮する。
- ・教育委員会は、警察と連携し、逮捕事件の情報について継続的に入手できるようにつとめる。ただし、入手した情報は、被害者保護の観点から、共有すべき範囲について十分配慮する必要がある。

⑤ 報道機関への対応について

- ・教育委員会による報道機関への対応は、被害を受けた児童生徒の人権保護と学校教育への信頼を両立させる極めて重要な業務である。
- ・記者発表を行う前に、学校や関係機関と連携し、事実関係を正確に把握する必要がある。その際、被害を受けた児童生徒や関係者について、個人が特定される情報は絶対に公表してはならない。
- ・事実として確認できていることと、調査中のことは明確に区別し、憶測や未確認情報を発表してはならない。また、教育委員会としての責任を認め、再発防止に向けた取組を明示する必要がある。

⑥ 市長・議会・県教育委員会への報告

- ・教育委員会は、事案の概要について、一定の事実確認ができた後、適切な時期に市長や市議会への報告を行う。また、埼玉県教育委員会へも同様に、適宜報告を行う必要がある。

⑦ 中・長期の支援体制への移行

- ・初期対応が終了し、見守り体制となった時は、教育委員会は、担当指導主事を指定し、その後の動向について、定期的に情報収集を行い、教育長、学校教育部長などと共有を行う。
- ・継続的な支援として、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、被害を受けた児童生徒やその保護者等からの相談等に継続的かつ適切に対応し、落ち着いて教育を受ける環境の確保や学習支援、関係機関の連携等が行えるよう、学校を支援する。

⑧ 記録の作成、保管

- ・教育委員会では一連の動きについて、記録を作成・保存し、学校・教育委員会が行った一連の対応について、協議会による評価を受ける。

(3) 協議会と連携した未然防止に向けた取組

○ リスク事例の収集、研修会の実施

令和5年10月に発生した本市教職員の逮捕事件を受けて作成された、「朝霞市教職員事故を受けた再発防止策の検討報告書」の中では、事件発生前から当該教職員の様々な行動変容などが見られながらも、その違和感が組織内で共有されることがなく、組織マネジメントが十分に果たされていない状況が指摘されている。

こうした状態が、当該教職員の行動をエスカレートさせ、最終的には犯罪にいたってしまったことも考えられる。

そのため、学校内におけるヒヤリハットや教職員等の小さな非違行動などを各教職員等もしくは学校内にとどめず、広く共有し、今後の対応を検討する場が必要だと考える。様々なリスク事例を学校と教育委員会が共有し、対応策を講じることで、教職員等の変化にいち早く気づき、最終的に暴走してしまうことを阻止できるのではないかと考える。

検証方法

- ・毎年、1回程度、各学校から教育委員会へ、指定された期間に発生した事件や事故、ヒヤリハット事象について、事の大小を問わず文書にて報告する。
- ・報告は、事故、事件の単なる発生報告ではなく、今後の再発防止策を報告する。
- ・報告を受けた教育委員会はこれらをとりとまとめ、リスク事例の内容、学校における対応、今後の対応策について聞き取りを行う。
- ・教育委員会は、聞き取り内容、学校における再発防止策などをまとめ、報告書を作成する。この報告書は、全教職員へ校務支援システム等を通じて共有する。
- ・また、教育委員会は、朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会に報告し、指導・助言を受ける。

6 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会の役割

- ・教職員等による性暴力の事案が発生した場合、教育委員会から報告を受け、その事案に係る対応について指導・助言を行う。
- ・教育委員会は学校と協力して調査にあたるが、調査にあたっては、協議会の指導・助言を得つつ必要な調査を行う。
- ・協議会は、学校や教育委員会が行う聴き取りについて、項目や方法が適切かどうかや補充の質問などについて必要なアドバイスをを行う。
- ・事態の進捗に合わせて、学校や教育委員会の対応についての評価を依頼し、必要であれば、対応方法の変更、当該専門家の派遣など、必要な支援を行う。

7 その他

(ア) 体罰との問題構造の類似性

本指針は、教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の対処、早期発見・未然防止についての指針となっているが、問題の構造は教職員の体罰と類似性があると考えられる。そのため、日ごろからこどもの人権を尊重し、こどもの意見に耳を傾け、こどもの異変に気づき、当事者意識をもつことで、教職員等による児童生徒性暴力等と同様、体罰についても早期発見、未然防止、適切な対処ができるものとする。

(イ) 被害を受けた児童生徒への聞き取りシート、初動報告シート（別紙参照）

(ウ) 参考文献・サイト

◇文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」

◇文部科学省ホームページ「生命を守る安全教育」

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html

◇埼玉県教育委員会「教職員事故不祥事根絶ポータルサイト」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/fusyouji-boushi/main6.html>

◇埼玉県教育委員会「不祥事根絶アクションプログラム」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/143496/fusyoujikonzetu-actionprogram0505.pdf>

◇埼玉県教育委員会「県立学校における盗撮防止等ガイドライン」

◇東京都教育委員会「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」

<https://www.spt.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2023/03/23/documents/2902.pdf>

◇富山県犯罪被害者等支援協議会「教職員向け性暴力被害対応マニュアル」作成実務者会議「教職員向け性暴力被害対応マニュアル」

<https://www.pref.toyama.jp/documents/30724/kyoushokuinmanual.pdf>

◇練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会「児童生徒への性加害を生まない風土をどう醸成していけばよいのか 一提言」

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/kaigi/kaigiroku/kodomo/061025houshin.files/teigenn_full.pdf

◇福岡県 学校における性暴力事案対応マニュアル

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/222889.pdf>

別紙1 聞き取りシート (回目聞き取り)

氏名		学年・学級	年 組	記録日 時間	年 月 日 : ~ :
聴取場所		聴取者 (職・氏名)		記録者 (職・氏名)	

チェック	確認内容 (事前)	チェック	確認内容 (事後)
<input type="checkbox"/>	児童生徒を誘導することなく、必要最小限の聞き取りをする。	<input type="checkbox"/>	被害の内容・時間・場所について、確認した。
<input type="checkbox"/>	児童生徒の言葉をできる限りそのまま記録する。		
<input type="checkbox"/>	児童生徒を非難したり、否定したりすることは絶対にしない。		
<input type="checkbox"/>	感情的な言葉遣いや無責任な言動を取らない。		
<input type="checkbox"/>	聞き取りについて、保護者の同意を得ている。		

児童生徒の言葉 (できる限り本人の言葉をそのまま記録する) ※スペースが不足する場合は次ページを使用

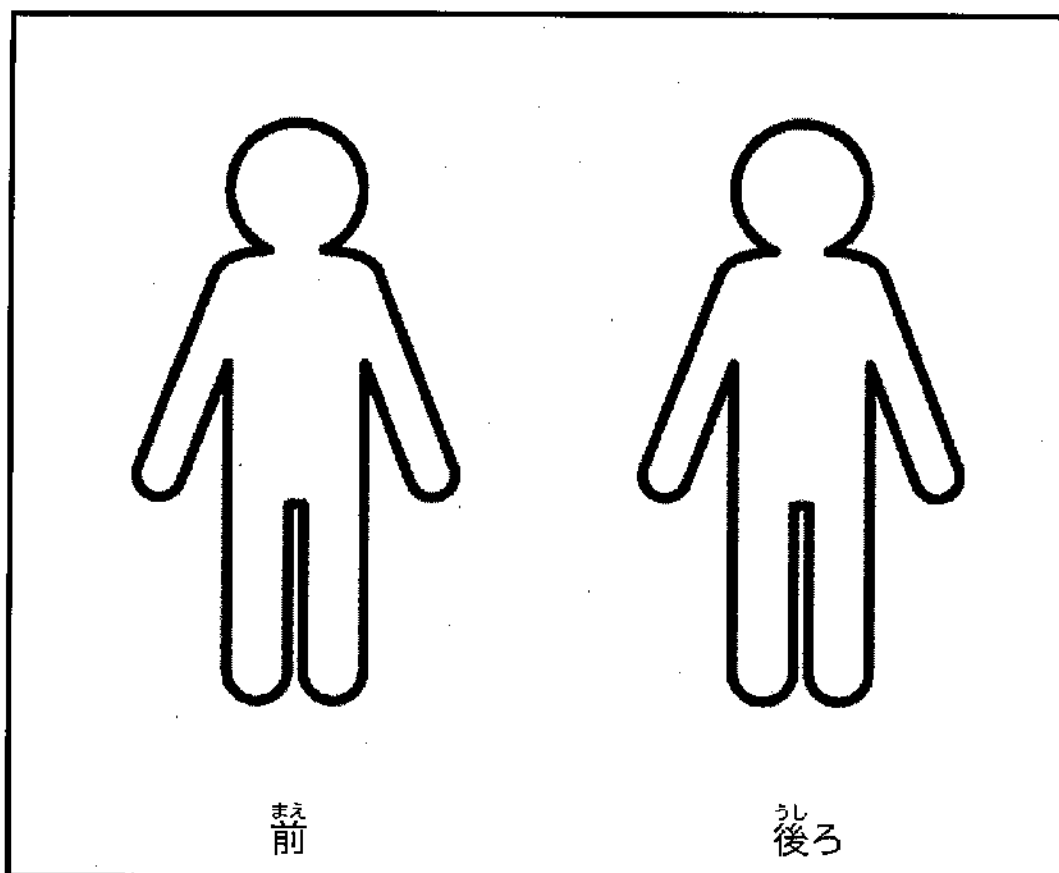
児童生徒の様子	児童生徒が希望していること

聞き取りシート (ページ)

児童生徒の言葉（できる限り本人の言葉をそのまま記録する）

--	--

○ 被害を受けた箇所（状況に応じて利用すること）



子どもの権利条約の4つの原則

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。

それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考えるときに合わせて考えることが大切な「原則」としてとされています。

これらの原則は、日本の子どもに関する基本的な法律である「子ども基本法」にも取り入れられています。

1 差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

2 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

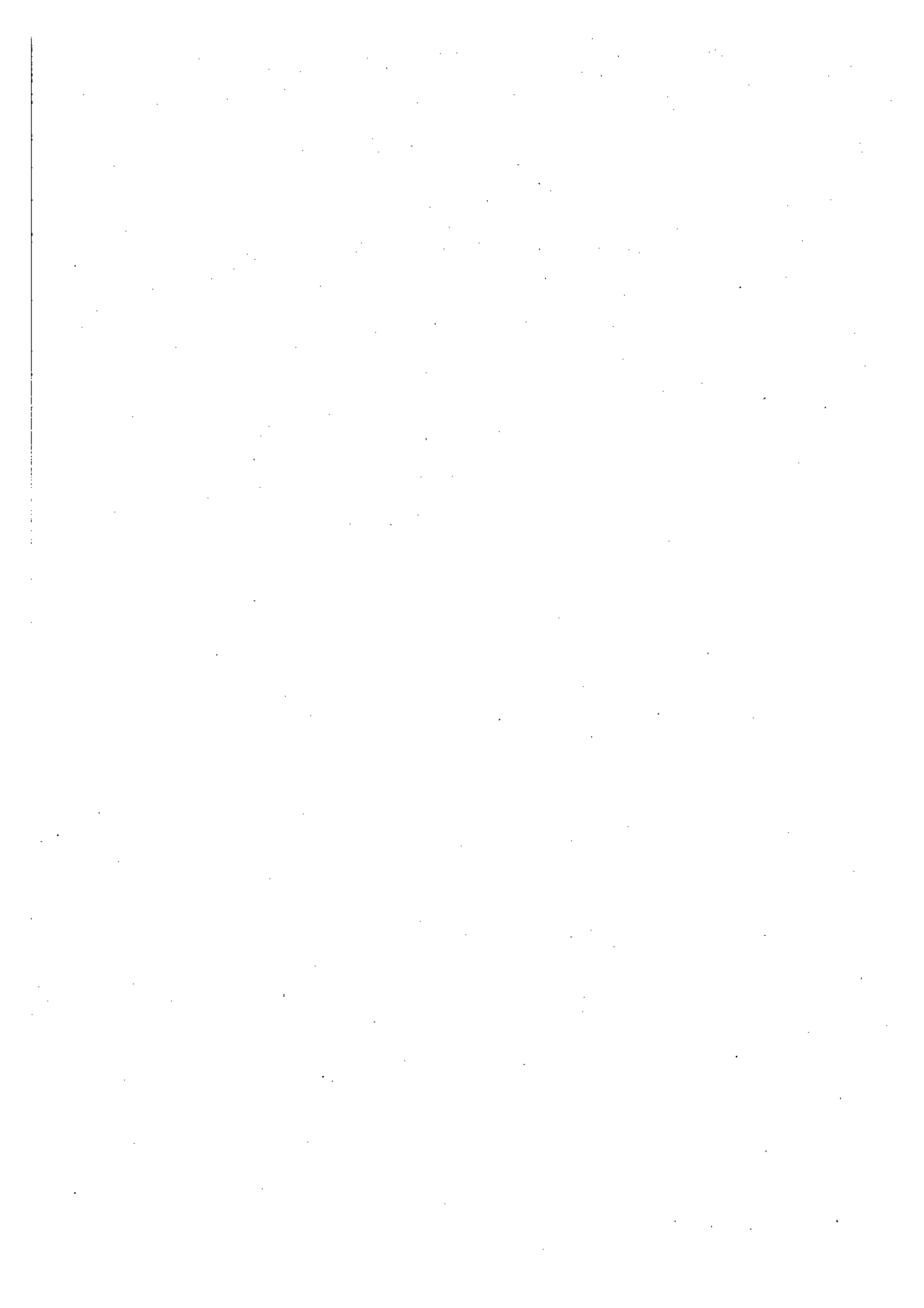
子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



議案第30号

朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、朝霞市学校給食費徴収規則の一部を別紙のように改正することについて議決を求める。

令和8年3月25日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

朝霞市学校給食費徴収規則（令和2年朝霞市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号及び第7条第3項の表中「1,860円」を「3,630円」に改める。

附則第2項の前の見出し中「令和7年度後期」を「令和8年度」に改め、同項中「令和7年10月から令和8年3月」を「令和8年4月から令和9年3月」に、「令和7年度後期給食費」を「令和8年度給食費」に改め、「。以下「令和7年一部改正規則」という。」を削り、「第5条第1項第1号及び第2号」を「第5条第1項第2号及び朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則（令和8年朝霞市教育委員会規則第5号。以下「令和8年一部改正規則」という。）による改正後の第5条第1項第1号」に改め、同項第1号中「4,850円」を「800円」に、「1,500円」を「490円」に改め、同項第2号中「5,550円」を「3,400円」に改める。

附則第3項中「令和7年度後期給食費」を「令和8年度給食費」に、「令和7年一部改正規則」を「令和8年一部改正規則」に改め、同項の表中「288円」を「48円」に、「4,850円」を「800円（小学1年生の4月分にあつては、490円）」に、「330円」を「202円」に、「5,550円」を「3,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に実施した給食に係る給食費については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に実施した給食に係る給食費の還付については、なお従前の例による。

【参考資料】

朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

改正後			改正前		
(給食費の額)			(給食費の額)		
第5条 給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。			第5条 給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。		
(1) 第2条第1号に掲げる者(第5号に掲げる者を除く。) 月額6,000円(小学1年生の4月分は、 <u>3,630円</u>)			(1) 第2条第1号に掲げる者(第5号に掲げる者を除く。) 月額6,000円(小学1年生の4月分は、 <u>1,860円</u>)		
(2)～(5) (略)			(2)～(5) (略)		
2 (略)			2 (略)		
(給食費の還付)			(給食費の還付)		
第7条 (略)			第7条 (略)		
2 (略)			2 (略)		
3 給食費の1回当たりの還付額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額とし、還付額が発生した月の還付額の合計額が同表の右欄に掲げる額を超えるときは、当該額を還付額とする。			3 給食費の1回当たりの還付額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額とし、還付額が発生した月の還付額の合計額が同表の右欄に掲げる額を超えるときは、当該額を還付額とする。		
区分	給食費1回の還付額	限度額	区分	給食費1回の還付額	限度額
市立の小学校において学校給食を受けた者	355円	6,000円(小学校1年生の4月分にあつては、 <u>3,630円</u>)	市立の小学校において学校給食を受けた者	355円	6,000円(小学校1年生の4月分にあつては、 <u>1,860円</u>)
市立の中学校において学校給食を受けた者	405円	6,800円	市立の中学校において学校給食を受けた者	405円	6,800円
4 (略)			4 (略)		
附 則			附 則		
(令和8年度 の給食費の特例)			(令和7年度後期の給食費の特例)		

2 保護者が負担する令和8年4月から令和9年3月までの間に実施する給食に係る給食費（以下「令和8年度給食費」という。）については、朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則（令和7年朝霞市教育委員会規則第6号

）による改正後の第5条第1項第2号及び朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則（令和8年朝霞市教育委員会規則第 号。以下「令和8年一部改正規則」という。）による改正後の第5条第1項第1号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1号に掲げる者（第5条第5号に掲げる者を除く。）
月額800円（小学1年生の4月分は490円）
- (2) 第2条第2号に掲げる者（第5条第5号に掲げる者を除く。）
月額3,400円（中学3年生の3月分は、0円）

3 保護者に対する令和8年度給食費の1回当たりの還付額については、令和8年一部改正規則による改正後の第7条第3項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額とし、還付額が発生した月の還付額の合計額が同表の右欄に掲げる額を超えるときは、当該額を還付額とする。

区分	給食費1回の還付額	限度額
市立の小学校において学校給食を受けた者	48円	800円（小学1年生の4月分にあつては、490円）
市立の中学校において学校給食を受けた者	202円	3,400円

2 保護者が負担する令和7年10月から令和8年3月までの間に実施する給食に係る給食費（以下「令和7年度後期給食費」という。）については、朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則（令和7年朝霞市教育委員会規則第6号。以下「令和7年一部改正規則」という。）

による改正後の第5条第1項第1号及び第2号

の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1号に掲げる者（第5条第5号に掲げる者を除く。）
月額4,850円（小学1年生の4月分は1,500円）
- (2) 第2条第2号に掲げる者（第5条第5号に掲げる者を除く。）
月額5,550円（中学3年生の3月分は、0円）

3 保護者に対する令和7年度後期給食費の1回当たりの還付額については、令和7年一部改正規則による改正後の第7条第3項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額とし、還付額が発生した月の還付額の合計額が同表の右欄に掲げる額を超えるときは、当該額を還付額とする。

区分	給食費1回の還付額	限度額
市立の小学校において学校給食を受けた者	288円	4,850円
市立の中学校において学校給食を受けた者	330円	5,550円

○朝霞市学校給食費徴収規則

令和2年1月23日教育委員会規則第1号

改正

令和3年1月29日教育委員会規則第2号

令和5年2月24日教育委員会規則第1号

令和5年7月27日教育委員会規則第3号

令和6年3月29日教育委員会規則第1号

令和7年3月31日教育委員会規則第4号

令和7年10月1日教育委員会規則第6号

令和8年3月25日教育委員会規則第 号

朝霞市学校給食費徴収規則

朝霞市学校給食費徴収規則（平成3年朝霞市教育委員会規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する保護者の負担する経費及び学校給食を受けることについて職員が負担する経費（以下「給食費」という。）の徴収について必要な事項を定めるものとする。

（給食の対象者）

第2条 学校給食は、次の者を対象として行う。

- (1) 市立の小学校に在学する児童
- (2) 市立の中学校に在学する生徒
- (3) 市立の小学校に属する職員及び市立の小学校に係る学校給食の業務に従事する職員
- (4) 市立の中学校に属する職員及び市立の中学校に係る学校給食の業務に従事する職員

（経費の負担）

第3条 給食費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）及び職員の負担とする。

（給食実施回数）

第4条 学校給食は、年間を通じて185回を標準とし、授業日の昼食時に実施するものとする。

（給食費の額）

第5条 給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額と

する。

(1) 第2条第1号に掲げる者(第5号に掲げる者を除く。) 月額6,000円(小学1年生の4月分は、3,630円)

(2) 第2条第2号に掲げる者(第5号に掲げる者を除く。) 月額6,800円(中学3年生の3月分は、0円)

(3) 第2条第3号に掲げる者 月額6,000円

(4) 第2条第4号に掲げる者 月額6,800円

(5) 第2条第1号及び第2号に掲げる者のうち次のいずれにも該当するもの 0円

ア 同一世帯に義務教育の期間内の児童又は生徒(以下この号において「児童生徒」という。)が3人以上属する世帯の世帯員であること。

イ 同一世帯の児童生徒のうち最年長者及び2番目の年長者を除いたものであること。

ウ 同一世帯に属する児童生徒及びその保護者が市内に住所を有すること。

エ 同一世帯に属する者が、生活保護又は就学援助により給食費に相当する額の給付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、試食会等における1回当たりの給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市立の小学校において学校給食を受けた者 355円

(2) 市立の中学校において学校給食を受けた者 405円

(給食費の納入)

第6条 保護者は、前条第1項第1号又は第2号に規定する給食費の月額を、4月分から7月分までの給食費は翌月の末日までに、9月分から翌年3月分までの給食費は当該月の末日までに市に納入しなければならない。ただし、転入等により月の途中から学校給食を受けた場合は、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額に当該月の間に学校給食を受けた回数に乗じて得た額を納入するものとする。

2 職員は、前条第1項第3号又は第4号に規定する給食費の月額を、4月分から7月分までの給食費は翌月の末日までに、9月分から翌年3月分までの給食費は当該月の末日までに市に納入しなければならない。ただし、人事異動等により月の途中から学校給食を受けた場合は、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額に当該月の間に学校給食を受けた回数に乗じて得た額を納入するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、試食会等により学校給食を受けた者は、前条第2項に掲げる額を、当該学校給食を受けた日の翌月末日までに、市に納入

しなければならない。

(給食費の還付)

第7条 保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、給食費の還付を請求することができる。

- (1) 児童又は生徒が死亡し、又は転出した場合
- (2) 病気、事故その他の理由によりあらかじめ保護者から連絡のあった者で、給食を受けない日が引き続き4日を超えた場合
- (3) 食物アレルギーを有する等の理由により、給食の全部又は一部を食べることができない場合

2 職員(第1号(職員が死亡した場合に限る。))に該当する場合は、当該職員の相続人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、給食費の還付を請求することができる。

- (1) 職員が死亡し、又は退職した場合
- (2) 病気、事故その他の理由によりあらかじめ連絡のあった者で、給食を受けない日が引き続き4日を超えた場合
- (3) 食物アレルギーを有する等の理由により、給食の一部を食べることができない場合

3 給食費の1回当たりの還付額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額とし、還付額が発生した月の還付額の合計額が同表の右欄に掲げる額を超えるときは、当該額を還付額とする。

区分	給食費1回の還付額	限度額
市立の小学校において学校給食を受けた者	355円	6,000円(小学校1年生の4月分にあつては、3,630円)
市立の中学校において学校給食を受けた者	405円	6,800円

4 前項の規定にかかわらず、第1項第3号又は第2項第3号に規定する給食の一部を食べることができない場合の還付額は、別に定める額とする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、給食費の徴収に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和8年度の給食費の特例)

2 保護者が負担する令和8年4月から令和9年3月までの間に実施する給食に係る給食費(以下「令和8年度給食費」という。)については、朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則(令和7年朝霞市教育委員会規則第6号)による改正後の第5条第1項第2号及び朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則(令和8年朝霞市教育委員会規則第 号。以下「令和8年一部改正規則」という。)による改正後の第5条第1項第1号規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第1号に掲げる者(第5条第5号に掲げる者を除く。) 月額
800円(小学1年生の4月分は490円)

(2) 第2条第2号に掲げる者(第5条第5号に掲げる者を除く。) 月額
3,400円(中学3年生の3月分は、0円)

3 保護者に対する令和8年度給食費の1回当たりの還付額については、令和8年一部改正規則による改正後の第7条第3項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額とし、還付額が発生した月の還付額の合計額が同表の右欄に掲げる額を超えるときは、当該額を還付額とする。

区分	給食費1回の還付額	限度額
市立の小学校において学校給食を受けた者	48円	800円(小学1年生の4月分にあつては、490円)
市立の中学校において学校給食を受けた者	202円	3,400円

附 則(令和3年1月29日教委規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月24日教委規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に実施した給食に係る給食費の還付については、なお従前の例による。

附 則（令和5年7月27日教委規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の前日に実施した給食に係る給食費については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の前日に実施した給食に係る給食費の還付については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日教委規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の前日に実施した給食に係る給食費については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の前日に実施した給食に係る給食費の還付については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日教委規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の前日に実施した給食に係る給食費については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の前日に実施した給食に係る給食費の還付については、なお従前の例による。

附 則（令和7年10月1日教委規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の前日に実施した給食に係る給食費については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の前日に実施した給食に係る給食費の還付については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月25日教委規則第 号）

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に実施した給食に係る給食費については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に実施した給食に係る給食費の還付については、なお従前の例による。

議案第31号

第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画
の決定について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第1号の規定に基づき、第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画を別紙のとおり決定することについて議決を求める。

令和8年3月25日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

第4次朝霞市立図書館サービス基本計画

・子ども読書活動推進計画（案）

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

基本理念

「赤ちゃんからシニアまで」気軽に使える知と学びのひろば



朝霞市教育委員会

目 次

第1章 第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画の策定について

1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2

第2章 朝霞市の図書館サービスの現状と課題

1. 図書館の利用状況	3
○ 利用状況（個人）	
○ 令和6年度の各施設利用状況（個人）	
○ 年間利用統計（施設別・個人）	
2. 図書館における蔵書の推移	5
3. 第3次朝霞市立図書館サービス基本計画の成果と課題について	6
1) 計画的な資料収集と蔵書構成の充実	
2) 資料・情報提供サービスの充実	
3) 多様な利用者に応じた図書館サービスの充実	
4) 図書館の効率的・効果的な運営	
4. 第3次朝霞市子ども読書活動推進計画の成果と課題について	13
1) 計画の目標	
①不読率	
②読書が好きな人の割合	
2) 基本目標	
①子どもの読書環境の整備・充実	
②家庭・学校・地域のネットワークの充実・強化	
③子ども読書活動の普及・啓発	
5. 第4次朝霞市子ども読書活動推進計画策定に伴うアンケート集計結果	21
1) 各アンケートの集計結果	
2) 埼玉県学力・学習状況調査結果について	
3) アンケート調査結果から把握できる課題	

第3章 第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動 推進計画

1. 基本理念	25
2. 基本方針	26
3. 基本目標	26
4. 計画の体系	26
【基本目標1】計画的な資料収集と蔵書構成の充実	27
(1) 図書資料の収集・保存	
(2) 視聴覚資料の収集・保存	
(3) 地域・行政資料の収集・保存	
(4) その他資料の収集・保存	
(5) 収集方針・除籍基準の定期的な見直し	
【基本目標2】資料・情報提供サービスの充実	29
(1) 課題解決・学習支援の充実	
(2) 電子情報サービスの充実	
(3) レファレンスサービスの充実	
(4) 情報発信の充実	
(5) 社会環境・出版環境の変化への対応	
【基本目標3】多様な利用者に応じた図書館サービスの充実	31
(1) あらゆる世代に向けた図書館サービス	
(2) 障害のある人への図書館サービス	
(3) 国際化に対応した図書館サービス	
(4) 図書館を利用しにくい人への図書館サービス	
【基本目標4】図書館の効率的・効果的な運営	33
(1) 図書館総合情報システムの充実と環境整備	
(2) 市民協働の推進	
(3) 他自治体・機関との連携強化	
(4) 図書館職員の資質・能力の向上	
(5) 安全・安心に利用できる図書館利用環境の提供	

【基本目標5】子どもの読書環境の整備・充実	35
(1) 家庭での子どもが読書を楽しむ環境づくり	
(2) 幼稚園・保育園での子どもが読書を楽しむ環境づくり	
(3) 学校での子どもが読書を楽しむ環境づくり	
(4) 図書館での子どもが読書を楽しむ環境づくり	
(5) 児童館での子どもが読書を楽しむ環境づくり	
(6) 放課後児童クラブでの子どもが読書を楽しむ環境づくり	
(7) 子育て支援センターでの子どもが読書を楽しむ環境づくり	
(8) 障害等で支援が必要な子どもが読書を楽しむ環境づくり	
(9) デジタル社会に対応した読書環境の整備・推進	
【基本目標6】家庭・学校・地域のネットワークの充実・強化	39
(1) 朝霞市子ども読書活動推進連絡会による連携	
(2) ネットワークを活用した読書活動の推進	
(3) 子どもの読書習慣形成に向けた新たな仕組みづくりの調査・研究	
【基本目標7】子どもの読書活動の普及・啓発	40
(1) 子どもの読書活動に関わる情報の収集と提供	
(2) 子ども読書の日等での啓発	
(3) 年齢ごとのブックリスト等の作成、優良図書の紹介	

第4章 計画の推進に向けて

1. 評価指標と目標	41
2. 計画の進行管理と評価	45

第5章 資料

○第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画策定経過 ...	46
○朝霞市立図書館協議会委員名簿	47
○朝霞市子ども読書活動推進連絡会名簿	47
○市民コメント、職員コメントの結果と対応について	48



第1章 第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画の策定について

1. 計画策定の背景と目的

朝霞市立図書館ではこれまで、「図書館法」及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年文部省告示・平成24年改正）の趣旨を踏まえ、平成23年（2011年）3月に「朝霞市立図書館サービス基本計画」、平成28年（2016年）3月に「第2次朝霞市立図書館サービス基本計画」、令和3年（2021年）3月に「いつでも、どこでも、誰でも気軽に使える図書館」を基本理念とする「第3次朝霞市立図書館サービス基本計画」を策定し、今後目指す図書館のあり方や方向性を示すとともに、社会状況に適応した図書館サービスの充実を図ってきました。

また、国が平成13年（2001年）に策定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」と、それに基づき平成14年（2002年）に策定された「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」を受け、平成24年（2012年）3月に「朝霞市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成29年（2017年）3月に「第2次朝霞市子ども読書活動推進計画」、令和4年（2022年）3月に「第3次朝霞市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。

この間、スマートフォンやタブレットなどの通信機器の急速な普及により、簡単かつ素早い情報収集や電子書籍の利用ができるようになり読書活動にも大きな変化が生じ、図書館資料の貸出点数や貸出人数の減少傾向が続いています。

一方では人生100年時代を踏まえ、単に資料を提供するだけでなく、利用者や地域に対して新たな課題の解決支援ができる「知の拠点」であると同時に、「居場所」としての役割を果たしていくことなども求められるようになっていきます。

そのため朝霞市立図書館では、「図書館サービス基本計画」と「子ども読書活動推進計画」の2つの計画が第4次となる令和8年度（2026年度）から、両計画を整理して一本化し、より効果的・効率的に推進していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「図書館法」や「図書館の設置及び望ましい基準」等に基づき、朝霞市立図書館がこれまでに実施してきた実績等を踏まえて策定します。

また、本市の最上位計画である第6次朝霞市総合計画（令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度））、第3期朝霞市教育振興基本計画（令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度））、第3次朝霞市生涯学習計画（平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度））等の関連計画と整合性を図るものとしします。

3. 計画の期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

参考

計 画 名	年 度					
	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	R 13 (2031)
朝霞市総合計画	第6次計画					
朝霞市教育振興基本計画	第3期計画					
朝霞市生涯学習計画	第3次計画	第4次計画				
朝霞市立図書館サービス基本計画 ・子ども読書活動推進計画	第4次計画					

第2章 朝霞市の図書館サービスの現状と課題

1. 図書館の利用状況

近年の図書館の利用は、利用者数、貸出数ともに緩やかな減少傾向が続いています。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染が拡大し、日常生活の行動制限が行われました。市の「新型コロナウイルス対策本部」の決定により感染拡大防止のため、図書館においても4月2日から約2か月の休館を経て、6月1日から全面的に業務を再開しました。開館後も館内滞在時間の制限、座席等の間引きを行い、引き続き感染拡大防止に努めました。

また、令和3年度には、本館の大規模改修工事（9月から2月まで実施）による長期休館があり、これらが2か年度にわたる利用減少の大きな原因となっています。

工事終了後の令和4年度以降は、いわゆるコロナ禍の巣ごもり需要で利用が回復しましたが、コロナ禍前の水準には届かず、現在に至っています。

○ 利用状況（個人）

年度	利用者数 (人)	貸 出					総貸出 点 数
		一般書	児童書	雑 誌	紙芝居	視聴覚資料	
令和元年	262,018	476,210	301,293	40,439	7,854	29,869	855,665
令和2年	205,246	367,862	250,977	33,377	5,356	20,860	678,432
令和3年	225,774	378,878	284,494	32,283	7,062	18,417	721,134
令和4年	258,133	430,901	324,411	32,636	6,588	23,875	818,411
令和5年	251,723	417,319	309,464	29,808	5,874	22,620	785,085
令和6年	248,290	411,134	297,662	26,284	5,256	21,247	761,583

○ 令和6年度の各施設利用状況（個人）

施設名	利用者数 (人)	貸 出					総貸出 点 数
		一般書	児童書	雑 誌	紙芝居	視聴覚資料	
図書館(本館)	161,510	256,417	183,276	14,132	3,310	15,542	472,677
北朝霞分館	62,719	119,619	79,553	9,590	1,450	5,051	215,263
図書館	224,229	376,036	262,829	23,722	4,760	20,593	687,940
東朝霞公民館	6,977	8,614	14,283	601	185	139	23,822
西朝霞公民館	4,465	6,850	6,872	641	113	166	14,642
南朝霞公民館	3,486	5,722	3,746	244	44	27	9,783
北朝霞公民館	7,339	11,294	7,219	881	108	295	19,797
内間木公民館	1,794	2,618	2,713	195	46	27	5,599
公民館内図書室	24,061	35,098	34,833	2,562	496	654	73,643
合計	248,290	411,134	297,662	26,284	5,256	21,247	761,583

○ 年間利用統計（施設別・個人）

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		前年対比		前年対比		前年対比		前年対比	
本館	貸出点数	337,392点	79.2%	494,533点	146.6%	488,750点	98.8%	472,677点	96.7%
	返却点数	283,940点	76.8%	416,390点	146.6%	408,933点	98.2%	393,492点	96.2%
	利用者数	119,399人	90.5%	163,375人	136.8%	163,443人	100.0%	161,510人	98.8%
	新規登録者数	1,778人	100.3%	2,613人	147.0%	2,461人	94.2%	2,372人	96.4%
	予約点数	167,736点	111.9%	161,481点	96.3%	158,205点	98.0%	158,530点	100.2%
	1人当たり貸出点数	2.8点	87.5%	3.0点	107.1%	3.0点	100.0%	2.9点	96.7%
分館	貸出点数	278,070点	152.1%	227,995点	82.0%	214,297点	94.0%	215,263点	100.5%
	返却点数	263,794点	145.8%	227,376点	86.2%	214,189点	94.2%	211,841点	98.9%
	利用者数	74,151人	145.6%	64,028人	86.3%	60,959人	95.2%	62,719人	102.9%
	新規登録者数	944人	141.7%	812人	86.0%	791人	97.4%	747人	94.4%
	予約点数	12,716点	148.1%	9,964点	78.4%	8,883点	89.2%	9,078点	102.2%
	1人当たり貸出点数	3.8点	105.6%	3.6点	94.7%	3.5点	97.2%	3.4点	97.1%
公民館	貸出点数	105,672点	151.5%	95,883点	90.7%	82,038点	85.6%	73,643点	89.8%
	返却点数	122,827点	137.5%	118,741点	96.7%	105,202点	89.6%	99,254点	94.3%
	利用者数	32,224人	143.9%	30,730人	95.4%	27,321人	88.9%	24,061人	88.1%
	新規登録者数	271人	171.5%	246人	90.8%	173人	70.3%	157人	90.8%
	予約点数	2,962点	125.1%	2,462点	83.1%	2,440点	99.1%	2,117点	86.8%
	1人当たり貸出点数	3.3点	106.5%	3.1点	93.9%	3.0点	96.8%	3.0点	103.3%
合計	貸出点数	721,134点	106.3%	818,411点	113.5%	785,085点	95.9%	761,583点	97.0%
	返却点数	670,561点	104.8%	762,507点	113.7%	728,324点	95.6%	704,587点	96.7%
	利用者数	225,774人	110.0%	258,133人	114.3%	251,723人	97.5%	248,290人	98.6%
	新規登録者数	2,993人	115.3%	3,671人	122.7%	3,425人	93.3%	3,276人	95.6%
	予約点数	183,414点	114.1%	173,907点	94.8%	169,528点	97.5%	169,726点	100.1%
	1人当たり貸出点数	3.2点	97.0%	3.2点	100.0%	3.1点	96.9%	3.1点	100.0%

※WEBでの貸出、貸出者数、予約については、本館に計上。

2. 図書館における蔵書の推移

図書館の蔵書は、約55万冊前後で推移しています。このことは、各館とも収蔵スペースに余裕がないことを示しています。このため、引き続き適切な選書と収集を行う一方で、慎重に除籍を進め、適正な蔵書管理を行う必要があります。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
図書館 (本館)	一般書	227,906	228,765	230,479	231,757	232,663
	児童資料	102,097	100,335	101,932	102,695	101,824
	図書合計	330,003	329,100	332,411	334,452	334,487
	紙芝居	2,147	2,163	2,162	2,208	2,201
	雑 誌	11,782	12,487	12,397	15,428	15,037
	視聴覚資料	8,475	8,684	8,119	8,276	7,934
	合計	352,407	352,434	355,089	360,364	359,659
北朝霞 分館	一般書	85,738	86,375	88,165	88,744	87,973
	児童資料	26,800	27,832	27,887	28,031	28,476
	図書合計	112,538	114,207	116,052	116,775	116,449
	紙芝居	915	927	928	928	929
	雑 誌	2,350	2,395	2,329	1,754	2,972
	視聴覚資料	3,419	3,509	3,528	3,581	3,588
	合計	119,222	121,038	122,837	123,038	123,938
公民館 図書室計	一般書	38,103	38,677	37,729	38,075	37,828
	児童資料	32,535	34,109	33,309	33,354	33,171
	図書合計	70,638	72,786	71,038	71,429	70,999
	紙芝居	1,498	1,482	1,486	1,482	1,487
	雑 誌	1,181	1,297	1,144	923	915
	視聴覚資料	-	-	-	-	-
	合計	73,317	75,565	73,668	73,834	73,401
総計	一般書	351,747	353,817	356,373	358,576	358,464
	児童資料	161,432	162,276	163,128	164,080	163,471
	図書合計	513,179	516,093	519,501	522,656	521,935
	紙芝居	4,560	4,572	4,576	4,618	4,617
	雑 誌	15,313	16,179	15,870	18,105	18,924
	視聴覚資料	11,894	12,193	11,647	11,857	11,522
	合計	544,946	549,037	551,594	557,236	556,998

3. 第3次朝霞市立図書館サービス基本計画の成果と課題について

1). 計画的な資料収集と蔵書構成の充実

【主な成果】

- 「朝霞市立図書館資料収集方針」に基づき、社会状況や利用者の希望を踏まえた資料の収集に努めるとともに、市民の教養、調査・研究に資する資料の計画的な収集、保存、提供を行うことができました。
- 資料の適切な保存ができるよう配慮するとともに、収蔵スペースの適切な管理・確保や図書館総合情報システムを有効に活用し、必要な資料がいつでも、誰でも利用できるよう努めることができました。
- 視聴覚資料については、利用状況の変化を踏まえ、音声資料や映像資料の計画的な収集・保存に努めるとともに、映画会など図書館事業に活用しました。
- 市の郷土資料や行政資料、地域資料については、積極的に収集、整備し、市民の学習や調査・研究活動等、情報提供することができました。
- 読書バリアフリー法(**)を踏まえ、さまざまな理由で通常の書籍の利用が困難な方々が、本の内容にアクセスできるよう、点字図書・録音図書・布絵本・大活字本、LLブックの収集・保存に努めました。また、令和4年3月1日から電子図書館サービスの運用を開始し、来館せず、いつでも、どこでも、誰でも利用できる読書環境を整えました。
- 多文化共生を踏まえ、外国語資料の収集・保存に努めました。

【主な課題】

- 利用者数、貸出点数とも緩やかな減少傾向にあります。ICT(**)の発達と高度化により、人や社会の価値観が大きく変化する中で、図書館を利用するきっかけづくりや魅力ある蔵書構成、より多様な読書活動情報の提供を積極的にしていくことが必要です。
- 電子図書館の普及、利用促進が課題となっています。
- 地域・行政資料の一部について、デジタル化が課題となっています。
- 視聴覚資料については、視聴方法の主流が、これまでのパッケージ(媒体)からイ

インターネット配信となり、今やパッケージの存在そのものが危ぶまれるなど著しく変化しています。これらの変化に対応した利用環境の整備、資料収集について研究・検討するとともに、これまでに収集した資料の提供、保存について検討する必要があります。

指 標	蔵書点数（単位：点）						
指標説明	適正な蔵書管理による図書館（本館・分館、公民館図書室）全館の蔵書数（雑誌、視聴覚資料、紙芝居は除く。）						
設定根拠	継続的に図書購入費が予算措置されることを前提として、蔵書目標値を設定。						
	現状 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目 標			515,000	517,500	520,000	522,250	525,000
実 績	515,122	513,179	516,093	519,501	522,656	521,935	
評 価	A：サービスの充実が図られている						

2)資料・情報提供サービスの充実

【主な成果】

- 「朝霞市立図書館資料収集方針」に基づき、利用者の課題解決に役立つ資料の他、新刊図書・雑誌・新聞・視聴覚資料等の収集・提供をすることができました。
また、未所蔵の資料のリクエストについては、購入や県内公共図書館等から借受することで、適切に提供することができたほか、必要に応じて大学図書館等を紹介しました。
- 図書館総合情報システムの適切な管理・運用により、安定的に図書館運営及び利用者サービス運用をすることができました。
- 令和4年3月1日から、電子図書館サービスの運用を開始したことにより新たに電子図書による読書環境を整備しました。
- 所蔵調査、読書相談や情報調査を行うレファレンスサービス（*1）については、利用者の求めに応じ、適切に対応することができました。
- ユニバーサルデザインやアクセシビリティに配慮しながら、広報や市のホームページ、図書館ホームページの充実を図り、わかりやすい情報発信に努めました。

【主な課題】

- これまでのレファレンス記録の整理、活用を図り、利用者が容易に調査・学習できるよう、パスファインダー（*2）やリンク集などの作成が必要です。
- 多様化する利用者のニーズに迅速かつ的確に支援、対応していくため、専門的知識や技術を有する職員を配置するとともに、職員のレファレンス能力の向上や専門知識を獲得させていく必要があります。
- 図書館利用につながる、よりわかりやすく、関心を引く、迅速な情報発信に努める必要があります。
- 社会環境・出版環境の変化への対応を図り、読書バリアフリーにも有効である電子書籍のコンテンツの維持と適切な選書を行う必要があります。ただし、電子図書館サービス用コンテンツは、通常の図書と違い、電子書籍そのものを市で所有できない（＝毎年、読む権利を購入する）ため、安定したコンテンツの維持管理には安定的な財源の確保が必要です。

指 標	レファレンス件数（単位：件）						
指標説明	利用者の相談に応じて、必要とする資料や情報を提供し、学習や調査・研究の支援について、職員が対応した件数						
設定根拠	令和元年度実績を踏まえ、継続的にレファレンスが実施されるとともに、目標年度まで2%増を見込み設定。						
	現状 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目 標			572	574	576	578	580
実 績	569	132	197	497	373	439	
評 価	B：サービスの現状維持が保たれている						

*1:レファレンスサービス

資料・情報を求める利用者に対して提供される、文献の紹介・提供などの援助。

*2:パスファインダー

利用者が求めているトピックやテーマに対して、各種情報資源や探索方法を紹介する資料。

3)多様な利用者に応じた図書館サービスの充実

【主な成果】

- 乳幼児期の「ブックスタート」、「赤ちゃん和妈妈・パパのおはなしタイム」、「うさみみタイム」や各種おはなし会、「児童文化講座」などの事業の他、「この本よんだ」などのブックリストの作成・配布など、「子ども読書推進計画」に基づき、子どもだけでなく、子どもに関わる大人にも向けて、子どもの読書活動の推進を図りました。
- 「小中学校図書館貸出し」制度を策定し、学校にない本について学校図書館を通じて、希望する児童・生徒に提供することができました。
- 高校生・大学生相当年齢の利用者に対し、青少年講座などの事業や展示を行い、魅力あるコーナーづくり等をとおして、サービスの充実に努めてきました。
- 子ども読書活動推進連絡会をとおして、市内の児童館、小・中学校図書館や子ども関係団体等と連携や協力を深め、情報交換するなど、子どもの読書活動の中心的な機関として子ども読書活動を推進しました。
- 利用者のニーズを踏まえ、幅広いニーズに対応した多様な学習資料や情報を収集し、積極的に提供し、市民の生涯学習活動を支援することができました。
- 多様なテーマの展示、イベントなどを通じて、読書の提案、資料や情報を提供することができました。
- 障害のある人、高齢の人、乳幼児等、誰もが利用しやすいよう、令和3年に実施した本館の改修工事で、多目的トイレや授乳室、正面玄関に誘導鈴を設置し、施設のバリアフリー化を推進しました。
- デイジー図書（*3）、点字資料・録音資料、大活字本やLLブック等の充実とそれに付随する機器類の整備、資料の宅配サービスや対面朗読、電子書籍の提供を行い、読書に障害のある人の読書環境の整備を進めました。
- 日本語を読むことが困難な方に対応した外国語資料の収集・充実に努めました。

【主な課題】

- 読書活動や図書館利用の推進のため、引き続き、計画的な資料収集と蔵書構成の充実を図るとともに、子どもから高齢者まで様々な世代に向け、多様なテーマによる図書の展示やイベントの開催など、より積極的なアプローチの必要があります。
- ICTの進展により、従来の紙媒体をとおしての情報収集や娯楽としての読書など活字と親しむ機会が減少する中、電子図書館サービスの充実を図るとともに、適切な維持・管理が重要です。
- 引き続き学校図書館との情報交換を行うとともに、研修や選書等についての支援も行う必要があります。

*3: デイジー図書

デイジー(DAISY)とは、Digital Accessible Information Systemの略で、視覚障害などで活字による読書が困難な方向けに作られたデジタル図書の国際標準規格のこと。デイジー図書はCD形式による提供のほか、インターネット配信による提供も行われている。

指標①	子ども1人当たりの児童書数(単位:点)						
指標説明	15歳までの子ども一人当たりの図書館が所蔵する児童書数						
設定根拠	令和元年度実績を踏まえ、今後の図書購入数、人口推計に基づき、目標値を2%増に見込み設定。						
	現状 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標			7.80	7.85	7.90	7.95	8.00
実績	7.80	7.82	7.91	8.02	8.12	8.20	
評価	A: サービスの充実が図られている						

指標②	貸出密度(単位:点)						
指標説明	市民一人当たりの貸出点数						
設定根拠	令和元年度実績を踏まえ、人口10万人以上、15万人未満の101市の人口1人当たりの平均貸出点数5.9点を参考として、目標値を設定。						
	現状 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標			6.2	6.4	6.6	6.8	7.0
実績	6.0	4.73	5.01	5.67	5.39	5.22	
評価	B: サービスの現状維持が保たれている						

4)図書館の効率的・効果的な運営

【主な成果】

- 図書館総合情報システムの整備・充実に努め、図書館資料や情報の的確な管理を行い、省力的・効率的で質の高いサービスの提供に努めることができました。
- ユニバーサルデザインの観点からバリアフリー化を図り、読書や調査・研究、学習の場として、また、居場所として、乳幼児から高齢者、障害者等、誰もが安全で安心して利用しやすい環境づくりに努めました。
- 利用者自身のタブレットやスマートフォンでインターネットに接続し、読書や調査・研究、学習等ができるようWi-Fi環境を維持・整備することで、ICT環境の変化への対応を行いました。
- 伝統のある「図書館まつり」や「らいぶらりコンサート」等、市民参加や協働による地域交流の場を形成しました。
- 近隣3市（志木市・和光市・新座市）との相互利用制度による連携、また「埼玉県内図書館横断検索システム」による県内図書館との相互貸借制度を活用し、相互に利用者の利便性向上、効率的な資料の検索・貸借を行っています。
- 専門資格である司書資格を有する職員を一定数配置することができました。

【主な課題】

- ICTの進展に伴い、今後の図書館サービスの充実に努めるため、時代に対応した新たな図書館総合情報システムの導入を準備していく必要があります。
- 図書館サービスをより効果的で積極的、安定的に提供するためには、専門知識を持つ司書の継続的な配置が必要です。また、経験豊富な職員からの技能継承や専門知識の向上のため、内部研修の実施、また外部の専門研修や長期間研修に安心して職員が参加できる職場の環境づくりも必要です。

指 標	司書資格保有率（単位：％）						
指標説明	常勤職員総数のうち、司書・司書補資格を有する職員の割合						
設定根拠	令和元年度実績を基本として現状維持していくことを前提として、図書館職員の司書資格保有者を確保・育成していくために設定。						
	現状 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目 標			30.0	35.0	40.0	45.0	50%以上
実 績	30.0	31.6	35.0	65.0	60.0	55.0	
評 価	A：サービスの充実が図られている						

4. 第3次朝霞市子ども読書活動推進計画の成果と課題について

第3次朝霞市子ども読書活動推進計画では、基本目標ごとに設定した評価指標を基に実施計画を策定し、関係課、関係機関で自己評価を行い、計画の達成に努めてきました。

1) 計画の目標

第3次計画の総合的な目標として、不読率の減少、読書が好きな児童・生徒の割合の増加を目指しました。しかしながら、下表①のとおり、不読率は増加傾向にあります。これは、現在の子どもたちが、物心がついた時から身近にスマホがあった世代であり、電子書籍の普及も目覚ましく、その読書活動のあり方に変化が生じているからではないかと考えられます。

①不読率（*4）

（全国学校図書館協議会データより）

	令和2年度 (2020)	令和7年度 (2025)	目標値 令和7年度 (2025)
小学生	16.6%	18.5%	12.5%以下
中学生・高校生	34.4%	—	14.0%以下
うち 中学生	(18.7%)	24.3%	—
高校生	(50.0%)	65.9%	37.5%以下

*4:不読率 1カ月に1冊も本を読まない児童・生徒の割合。

②読書が好きな人の割合

（朝霞市立図書館が実施したアンケートより）

	令和2年度 (2020)	令和7年度 (2025)	目標値 令和7年度 (2025)
小学生	70.9%	56.9%	75.0%
中学生	61.3%	39.5%	64.4%
高校生	53.9%	36.1%	56.6%

2) 基本目標

① 子どもの読書環境の整備・充実

(1) 家庭での子どもが読書を楽しむ環境づくり

【主な成果】

- 図書館では、生涯学習施設及び関係機関と連携し、子どもの読書活動の重要性への理解と、家庭での読書活動が広がるよう読書環境の整備・充実を図りました。また、赤ちゃんとその保護者にメッセージを伝えながら、絵本の読み聞かせ体験とファーストブック（*5）をプレゼントするブックスタート事業や、赤ちゃん和妈妈・パパのおはなしタイム（*6）、プレママ・パパ読み聞かせ講座（*7）、うさみみタイム（*8）等の事業を実施しました。

*5:ファーストブック

赤ちゃんのためのはじめての絵本。

*6:赤ちゃん和妈妈・パパのおはなしタイム

ブックスタート後の親子を対象として、図書館利用促進のため、絵本の読み聞かせや図書館利用登録案内等を行う事業。

*7:プレママ・パパおはなしタイム

これからお子さんを迎える第一子妊娠中の方とそのパートナー、家族を対象に、おなかの中で過ごす赤ちゃんとのコミュニケーションや、誕生後の赤ちゃんとの触れ合いと成長に絵本やわらべうたが役立つことをお伝えする事業。

*8:うさみみタイム

毎週木曜日の午後、図書館員が絵本等の読み聞かせや手遊び等を実施し、読書に親しむきっかけづくりを目的とした事業。

【主な課題】

- 文部科学省の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成30年4月）では、乳幼児期から中学生までに読書習慣の形成を促すことが大切であると位置づけています。

朝霞市立図書館においても、出産前の「プレママ・パパ読み聞かせ講座」、出産後にブックスタート、そのステップアップとして「赤ちゃん和妈妈・パパのおはなしタイム」、幼児から小学生向けに「うさみみタイム」などの読み聞かせ等を実施し、読書活動の推進を図っていますが、「うさみみタイム」等については、思うように参加人数が伸びていない状況もあります。

(2) 幼稚園・保育園での子どもが読書を楽しむ環境づくり

【主な成果】

- 幼稚園では、年齢に合った多様な絵本等を自由に読める環境を整え、毎日の読み聞かせを実施しました。
- 保育園では、子どもが、毎日多様な絵本に触れることができる環境の整備をするとともに、読み聞かせや読書の大切さの啓発をし、子どもの読書習慣の形成を促進しました。

【主な課題】

- 幼稚園・保育園では、読書をどのように進めていくのが重要です。引き続き、家庭での読書にもつながるよう、読書や本の情報提供と働きかけを継続していくことが必要です。

(3) 学校での子どもが読書を楽しむ環境づくり

【主な成果】

- 小学校では、読み聞かせを実施するとともに、中学校では生徒の委員会活動による読書啓発活動を実施しました。
- 高等学校では季節や行事に合わせた図書展示により、読書を楽しむ環境づくりに努めてきました。
- 小・中学校の学校図書館には、司書教諭や学校図書館サポートスタッフ（*9）が配置され、教育活動の中で、朝の斉読書やボランティア団体による読み聞かせ、学級文庫の設置、必読書の選定等、児童・生徒の読書習慣への取り組みがされています。

*9:学校図書館サポートスタッフ

学校図書館の運営を補助するため、市が雇用した会計年度任用職員。

【主な課題】

- 本の貸出、管理が円滑に行われるよう、引き続き司書教諭や学校図書館サポートスタッフの配置と、学校全体で組織的に読書活動の推進に取り組む必要があります。
- 学校図書館サポートスタッフの研修を行い、学校図書館の運営について認識を深めるとともに、各校の情報交換をしていく必要があります。

(4) 図書館での子どもが読書を楽しむ環境づくり

【主な成果】

- 児童書や児童書研究の資料等の充実に努めるとともに、季節や行事に合わせた多様なテーマでの図書展示やおはなし会、書庫見学ツアーなどの事業の実施をとおして、読書を楽しむ環境づくりに努めました。

【主な課題】

- 近年、平日に児童の姿を見かけることが少ない印象があり、子どもの生活行動様式が変化しているものと考えられます。「男女共同参画白書」令和6年版によれば、未就学児の育児をする者に占める有業者の割合は、平成29(2017)年では、育児をする者 1,112 万人に対し有業者は 79.2%で、そのうち女性有業者は404万人で 36.3%、令和4年(2022)年では 965 万人に対して全体が 85.2%、うち女性有業者は383万人の 39.7%と上昇しています。大人の生活行動の変化に伴い、学齢前の育児は保育園に、小学校入学後には放課後児童クラブ等の活用、塾や習い事などに通うなど、平日、図書館に来る選択が少なくなっていると推測されます。イベント等の PR 方法や開催日時、開催方法について、学校や他機関とも協力しながら調査・検討する必要があります。
- 展示や講座、イベントの企画、実施などの際に、子ども、特に YA 世代(**)の視点を取り入れる必要があります。

(5) 児童館、(6) 放課後児童クラブ、

(7) 子育て支援センターでの子どもが読書を楽しむ環境づくり

【主な成果】

- 児童館、放課後児童クラブでは、年齢層や季節に合わせた読み聞かせを行いました。
- 子育て支援センターでは、月2回の読み聞かせを行い、読書を楽しむ環境づくりに努めました。
- 児童館では、近隣小学校へ訪問、小学生対象の読み聞かせや、小中学生ボランティアによる読み聞かせ事業も実施しました。
- 放課後児童クラブでは、本の紹介のほか、ペープサートや劇を実施し、本や物語への関心を促す活動をしました。

【主な課題】

- 各施設で、読書を楽しむ様々な環境づくりに取り組んでいます。今後も、読書に親しむ機会を提供するとともに、情報交換と情報の共有を進めていく必要があります。
- 就園前児童と保護者の仲間づくりや子育てサポートの場である子育て支援センターでは、今後も、図書館や児童館、ボランティア等と連携しながら、読書に親しむ場の提供と保護者への啓発が求められます。

(8) 障害等で支援が必要な子どもが読書を楽しむ環境づくり

【主な成果】

- 様々な理由で読書活動に支援が必要な子どもを含むすべての子どもが読書に親しむことができるよう、点字絵本、デージー図書(*10)、布絵本、LLブック(*11)、外国語の絵本の収集提供をしたほか、電子図書を導入し、読書バリアフリー法を踏まえた読書環境の整備・充実を図りました。
- 児童発達支援センターみつばすみれ学園では、読みやすい図書の設置、情報提供、読み聞かせ実施や、絵本を題材にした遊びなどをおして、読書を楽しむ環境づくりに努めました。また、園外保育として、図書館で本を借りる体験を実施し、日常生活の中で、親子で図書館利用をするための経験もしました。療育場面では、毎日の活動の前後で絵本の読み聞かせを実施し、リズムカルなオノマトペを用いて発語や発声を引き出す活動やストーリー性のある絵本を基に、劇ごっこなどを行いました。

【主な課題】

- すべての子どもたちの読書の機会を確保する必要があります。引き続き、点字資料やデージー図書、布絵本、LLブック、電子図書館等の整備・提供を進めるとともに、多言語・やさしい日本語による利用案内の作成等も必要です。
- 読書バリアフリー法に基づき、図書館や学校の司書、司書教諭、職員、教職員等の連携を図り、読字に困難がある児童生徒に読書の機会を設けることの重要性を認識し、充実に努めることが求められます。
- 引き続き、障害者サービスに関する内容を理解し、支援方法を習得するための研修

や読書支援機器の使用方法に習熟するための研修等に参加し、資質の向上を図る必要があります。

***10:デイジー図書**

「Digital Accessible Information System」の略で、視覚障害のある方や印刷物を読むことが困難な方のための国際標準規格のデジタル録音図書。

***11:LLブック**

スウェーデン語の「LättLäst(やさしく読める)」に由来し、誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた、「やさしく読みやすい本」のこと。母語が日本語と異なる方や、知的障害や自閉症などの障害を持っている方をはじめとした活字を読んだり、理解することが難しい方にとっても読みやすいように作られています。

(9)電子書籍利用に伴う調査・研究

【主な成果】

- 令和3年度から電子書籍を導入しました。導入に当たっては、コンテンツの選定や利用等について、他の自治体の状況を調査・研究しながら進めました。
- コンテンツの購入に当たっては、読書バリアフリー法施行を踏まえ、視覚障害者等が利用しやすい音声読み上げ機能付きのものを導入しました。

【主な課題】

- 情報化が一段と進展した近年においては、情報の速さが重視される一方、その取捨選択や、考察する力が求められていることから、読書をする力がより重要になっています。なぜ読書推進をするのか、大人や関連施設、学校も含めて、読書の意義の共有と理解を進める必要があります。
- 電子図書も読書のスタイルの1つとして、電子図書館の周知と利用拡大を図る必要があります。

(10)安心・安全に利用できる図書館利用環境の提供

【主な成果】

- 安心して読書や事業を楽しめる空間づくりに努めました。
- 令和3年に実施した図書館本館の改修工事では、授乳室やおむつ交換台、多目的トイレ、トイレにベビーチェアの設置などを行いました。
- 従来想定していなかった感染症等への対応として、書籍の除菌機を設置しました。

【主な課題】

- 安心して読書や事業を楽しめる空間づくりには、ハード面だけではなく、図書館員と子どもが、より近い関係にあることが望ましく、フロアワーク(*12)を積極的に行うことも必要です。

***12:フロアワーク**

カウンターの外のサービスフロアで行われる利用案内、読書案内、レファレンスサービス、読み聞かせ、ブックトーク、その他の利用者サービスの総称。

② 家庭・学校・地域のネットワークの充実・強化

(1)朝霞市子ども読書活動推進連絡会(*13)による連携

【主な成果】

- 「第3次朝霞市子ども読書推進計画」の策定や、連絡会の定期開催をとおして子どもの読書活動の推進体制の強化を図るほか、各団体・機関における本計画の進捗状況の確認や取組内容の見直しについて情報交換を行いました。

【主な課題】

- 各団体・機関との情報交換の継続のほか、より一層、協力体制を強化していく必要があります。

*13:朝霞市子ども読書活動推進連絡会

子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進するため、幼稚園・保育園・学校をはじめ子どもの読書に関わる団体・機関が相互に協力・連携して推進する体制として、平成28年5月に設置。

(2)ネットワークを活用した読書活動の推進

【主な成果】

- 朝霞市子ども読書活動推進連絡会を中心に、図書館と学校図書館の連携・協力、市関係部局、ボランティア団体等の関係者がそれぞれの役割を担いながら、相互の連携・協力により活動を推進しました。
- 家庭への支援として、家庭での読書が広がるように、読み聞かせやおはなし会等の講座を開催したほか、これらの講座への職員・ボランティアの派遣を行いました。また、それぞれの機関においても、環境の整備、読み聞かせや、図書館利用体験等多様な活動を通じて支援を進めました。
- 幼稚園・保育園・学校・児童館・放課後児童クラブ等への支援としては、読み聞かせに使用する本や、活動に役立つ資料等を団体貸出などで提供し、各機関の取組を支援したほか、図書館見学や利用体験、中学生等の職業体験学習等にも対応し、図書館を知り、身近に感じてもらうように学習活動に協力しました
- 学校との連携を進め、令和5年度には「小中学校図書館貸出し」制度を策定し、学校図書館を通じて、希望する児童・生徒に学校にない本を提供することができました。
- 地域への支援としては、子どもの読書活動に関わる団体に必要な資機材の貸出、相談、各種情報提供に努めました。
- 高校図書館ネットワーク(*14)への支援として、ネットワーク活動が活発になるよう、情報交換などを行いました。
- 埼玉県内の高校図書館では、ネットワーク活動を行っています。市内の朝霞高校、朝霞西高校は、西部E(朝霞)地区ネットワークに参加し、各校の司書によってネットワーク業務を分担し、学校図書館間での相互貸借、書籍データの共有、授業利用で使った書籍・雑誌のリスト作成や研修・会議、公立図書館(県立図書館や各市立図書館)から借受を行っているほか、地区高校独自の資料横断検索を構築、活用しています。

【主な課題】

- 令和7年度には、休止していた市内の県立高等学校図書館2校との情報交換会議を再開しましたが、今後は、定期的に開催する必要があります。特に不読率の高い高校生世代の読書活動推進を図るため、情報交換や展示等事業の企画・開催協力をしていく必要があります。

*14:高校図書館ネットワーク

埼玉県内の高校では、県内を17地区に分け、学校図書館ネットワーク活動を行っています。朝霞市・志木市・新座市・和光市は西部E(朝霞)地区ネットワークで、朝霞高校、朝霞西高校、志木高校、新座高校、新座総合技術高校、新座柳瀬高校、和光高校、和光国際高校の8校で構成しています。

(3)子どもの読書習慣形成に向けた新たな仕組みづくりの調査・研究

【主な成果】

- 子どもの読書習慣の形成に向けて横断的・継続的な取組に対応できるよう情報の収集に努めました。

【主な課題】

- 地域と連携した読書活動を進めるため、読み聞かせボランティア等の育成を支援するとともに、学校や地域等へ派遣して活動の場を広げる必要があります。また、ボランティア間の交流や関係機関の取組等がわかるように、引き続き情報提供に努める必要があります。
- 学校図書館、幼稚園・保育園・学校・児童館・放課後児童クラブ等への読書活動に関する相談、研修、事業などの支援が必要です。
- 子どもの読書習慣の形成に向けて横断的・継続的に取組んでいけるよう、引き続き、情報収集が必要です。

③ 子ども読書活動の普及・啓発

(1)子どもの読書活動に関わる情報の収集と提供

【主な成果】

- 子どもの読書活動に関する情報を関係機関で収集し、子どもと家庭への情報提供に努めました。
- 連絡会の定期開催をとおして、子どもの読書活動情報を取りまとめ、関係機関と情報交換・情報共有を図りました。
- 子どもの読書活動に関する情報の提供について、各機関、各施設で、子どもの成長段階に応じた情報、タイムリーな情報等読書活動に関する多様な情報をチラシやおたより、ホームページ、イベント等を通じて、子どもと家庭に届くよう努めました。

【主な課題】

- 関係機関で子どもの読書活動に関する情報を収集し、連絡会の定期的な開催を通じて共有する必要があります。
- 関係機関、団体において、子どもの読書活動の重要性の理解を深め、関連機関や地域、子どもと家庭に伝えていく必要があります。

(2)子ども読書の日等での啓発

【主な成果】

- 各機関、各施設が連携して、「子ども読書の日」等について周知を行いました
- 図書館では、ポスターや広報等を通じて「子ども読書の日」を印象づけるとともに、読書のきっかけづくりとして、児童文学を原作とした映画上映やおはなし会を実施しました。

【主な課題】

- 「子ども読書の日」の認知度を高め、子どもが本を読むことへの関心と理解を深め、読書意欲を高める必要があります。

(3)年齢ごとのブックリスト等の作成、優良図書の紹介

【主な成果】

- 図書館では、夏休み前に子どもたちの成長段階に応じたブックリストを作成し、図書館、公民館図書室、小学校、児童館、放課後児童クラブで配布するとともに図書館でリストの本の展示も行いました。
- 高等学校では、図書館報やブックリスト等の作成・配布をとおして、読書活動の推進を図りました。
- 図書館・公民館図書室、学校等で優良図書の展示・紹介に努めました。

【主な課題】

- 引き続き、時々には多様なテーマで、子どもの年齢に合わせた本の紹介を行うことが必要です。
- ブックリストが、いつでも閲覧できるよう、図書館ホームページ等での公開をするとともに、折に触れてリストの紹介をしていく必要があります。

5. 第4次朝霞市子ども読書活動推進計画策定に伴うアンケート集計結果

1) 各アンケートの集計結果

① 就学前児童の保護者

一週間に1回以上、子どもに本の読み聞かせをしたり、一緒に読書をする割合は、76.6%と高い状況にありますが、前回調査からは減少し、「あまり読んでいない」が増加しています。

一方で、子どもが読書に親しむようになるために必要なことについては、「家庭での読書習慣」を上げた人が79.9%となっていることから、全体として、読書や読書習慣の必要性を感じている保護者の方は多いものの、実際には、家庭での読書をしている層としていない層の差が開く結果となりました。

選択肢	回答:人	割合:%	R3割合:%
1 ほぼ毎日読んでいる	63	29.4	39.7
2 一週間に3回以上読んでいる	43	20.1	20.1
3 一週間に1回から2回読んでいる	58	27.1	24.2
4 あまり読んでいない	50	23.4	16.0

子どもの読む本は、「家にある本を利用する」が80.5%で最も多く、次いで「購入する」が47.2%、図書館・公民館図書室は31.3%でした(複数回答)。自由記載欄には、子どもの声や本を汚してしまうことへの心配なども見られました。

また、図書館で開催している読み聞かせやおはなし会に参加したことがあるのは、19.9%で、前回17.2%より増加しましたが、参加したことがない理由の53.4%は、「開催されていることを知らなかった」となりました。

自由記載欄からは、たくさんの本に触れられる環境に期待する声が多く、おはなし会や読書相談に期待をする意見も見られました。

② 小学生

「本が好き」と回答した児童は56.9%で、前回の70.9%から大きく減少し、「好きでも嫌いでもない」が、前回より11.8ポイント増の31.0%という結果でした。「嫌い」の理由は、前回調査で1番だった「テレビ、パソコン、スマートフォンの方がおもしろい」が3.5ポイント減の38.1%で2番目になり、「読むのがたいへん」が38.3%で1番でした。このことから、読書に対して苦手意識があるのではないかと推測されます。

一方で、「好きでも嫌いでもない」と答えた児童では、「インターネットを使うことが多く、本を使うことがあまりない」が67.3%と前回調査よりも伸びていることから、読書環境が大きく変わっていることが分かります。

本を読んでもらった経験については、「よくあった」「ときどきあった」が87.8%で、前回調査と大きな変化はありませんでした。

本を読むのは、「家にある本」が71.3%と多く、購入するが微増、図書館や放課後児童クラブや児童館で借りる割合も増加傾向にありますが、学校図書館がやや減少する結果となりました。放課後児童クラブや児童館での読書環境の整

備が進んできていると考えられます。

スマートフォンやタブレットによる読書については、「使わない」が70.8%で、その理由は、「紙の本の方が読みやすい」が50.4%で最も多かった一方、「スマートフォンやタブレットで本を読んだことがない」が30.3%となっていました。

読書通帳(*15)については、利用している割合が約11.4%で、読書通帳があることを知らない割合は66.2%で、前回調査よりやや減少したものの依然高い状況です。

「本に親しむために必要なこと」については、「学校の「読書の時間」を多くする」が38.6%で最も多く、「図書館等が読みたい本を用意する」「本を紹介」は、ほぼ同じ割合でした。

また、本の紹介をして欲しいのは、「家族や友だち」が63.6%で最も多く、次いで「図書館の人」が36.4%でした。

*15:読書通帳

銀行の預金通帳のように、読んだ本のタイトルや著者名などを記録できる冊子。読書履歴を可視化することで、読書意欲の向上を促す。

③ 中学生、高校生

「読書が好き」は、中学生39.6%、高校生36.1%で、中・高ともに前回調査が約6割だったことから、大幅に減少しています。一方、「好きでも嫌いでもない」が増加しています。

「嫌い」な理由は、約4割が「楽しいと思わない」と答え、中学生では同率で「読むのがめんどろ」をあげています。一方、「好きでも嫌いでもない」理由は、「主にインターネットを使っていて、本を使うことがあまりない」が中学生で約57.0%、高校生で48.3%となっており、インターネットが日常的に利用できる環境にあることが確認できます。

読む本の入手方法は、「家にある本」が伸び、「買う、買ってもらう」は減少しています。

読んだ本の数について「0冊」と回答した高校生は、前回の50.0%に対し、今回は65.9%と、年々増加しています。

電子図書など読書にスマートフォンやタブレットを利用しているのは、中学生38.8%、高校生39.4%となっています。利用していない理由は、中学生では「紙の本の方が読みやすい」が50.8%、高校生では「電子図書に興味や関心がない」が46.4%でした。

本に親しむようにするには、「図書館が読みたくなるような本をたくさん用意すればよい」を上げたのが、中学生45.9%、高校生35.7%で、高校生では、ほぼ同率の36.1%が「学校の「読書の時間」を多くすればよい」を上げています。

また、本を紹介して欲しいのは、「家族や友人」を上げたのが、中学生で61.6%、高校生で67.6%でした。

「読書のこと、図書館や公民館図書室、学校図書館に希望することや意見など」自由記載欄では、漫画や自分の希望するジャンルの本の配置を希望する意見のほか、読書環境や自習スペースに関する意見も見られます。

④ 朝霞市こどもモニター(*16)アンケート

「本が好き」と答えたのは、74.1%と高い結果となりました。

本を読んでもらった経験については、「よくあった」85.2%、「ときどきあった」が14.8%でした。

読む本の入手方法は、「家にある本」が最も多く、「買う、買ってもらう」「学校図書館で借りる」が同率の結果となりました。

読書にスマートフォンやタブレットを利用しているのは40.7%で、利用している理由としては、書店や図書館に行かずに本が手に入る利便性を上げたのが63.6%でした。

本に親しむようにするには、「読みたくなる本をたくさんする」「本の紹介」を上げ、本の紹介をして欲しいのは「家族や友だち」が77.8%となっています。

「読書のこと、図書館や公民館図書室、学校図書館に希望することや意見など」自由記載欄では、自分の希望する本の設置意見が多いが、専門書などの希望も見られました。また、イベントの開催について、部活動の無い日曜日の提案などがありました。

*16:朝霞市こどもモニター

こどもの市政への関心を高めるとともに、こどもの年齢や発達の段階に応じた意見を広く市政に反映させることを目的として設置している朝霞市の制度。

朝霞市に在住、在学または在勤中の小学4年生から満18歳の方が登録している。

2)埼玉県学力・学習状況調査結果について

1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合は、小学生は18.5%、中学生は24.3%となりました。いずれも前回調査より上昇しています。読書習慣の形成を促す上で、不読率を減らすことが重要な課題です。

3)アンケート調査結果から把握できる課題

- ① 就学前児童の保護者では、子どもの読書の必要性を認識していて、読み聞かせなど子どもとの読書活動をしています。しかしながら、読書習慣のない保護者も一定割合確認できることから、なぜ読書が有意義なのか、大人の理解を進めることが重要です。
- ② 読書が好きな子どもの割合は、小学生で過半数となったものの、中高生では、4割を切る状況です。読書が嫌いな理由としては、読むのがたいへん(めんどろ)を上げる子どもが各学齢とも多く、読書に対する苦手意識を持っているのではないかと推測されます。
また、「読書が好きでも嫌いでもない」子どもの割合も増加し、さらに、年齢が上がるにつれて増えており、このことは、読書に興味がない層が増加しているのではないかと考えられます。

- ③ 物心ついた時からインターネットやスマートフォンが当たり前の環境にあったデジタルネイティブ世代が中心となる中、オーディオブック、デジタル図書等、多様化する読書への対応と充実の必要があります。一方で、電子図書を利用していない、読書にデジタル機器を使用していない層の割合も多いことから、電子図書館、電子機器を活用しての読書やデジタル・リテラシー（*17）を育む支援も必要になると考えられます。
- ④ 本の紹介をしてくれる人として上がったのは、家族や友人がほとんどでした。このことから、子どもや子どもの身近な大人への本の紹介、読書活動を促すイベント等での働きかけのほか、子ども同士が本を紹介する活動への支援などが望まれます。
- ⑤ 読書や図書館に対する自由記入欄には、本の紹介、蔵書の充実を望む意見が多く見られ、本のナビゲーターとしての図書館への期待にどのように答えるかが課題の一つと考えることができます。

*17:デジタル・リテラシー

デジタル技術やツールを適切に理解し、効果的に活用するための知識やスキル。

第3章 第4次朝霞市立図書館サービス基本計画

・子ども読書活動推進計画

1. 基本理念

第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画では、情報化・国際化が進むにつれ、知識や情報の重要性が高まるなか、誰もが生涯を通じて利用できる「知の拠点」として、また、「人と人がつながる広場」、そして自宅や職場とも違う「居場所」としての図書館を目指し、基本理念を次のとおりとします。

基本理念：「赤ちゃんからシニアまで」気軽に使える知と学びのひろば

基本理念について

朝霞市立図書館は、現在の本館が開館した1987年の当初から「赤ちゃんからお年寄りまで、誰もが利用できる」ことを理念として運営してきました。

それは、ワンフロアという建物の構造や、児童書・ティーンズ・一般書の各コーナーに仕切りを設けず、中央部には低い書架を配置して見通しを良くするなどの館内レイアウトにも表れています。

赤ちゃんが泣いたり、喜んだりする声や、子どもと保護者の何気ない会話、若者達が楽しげに過ごす様子、高齢の方々の控え目な語り等が多少耳に入っても、おおらかに受け止め、あらゆる世代、様々な事情を抱えた方など、誰もが集い、学び、共に成長できる図書館を理想としてきました。

また、多様なニーズに応えられるよう、点字資料や大活字本、外国語の資料等の収集、提供に力を入れ、様々なバリアフリー化にも取り組んできました。

こうした経緯を踏まえ、第4次計画では、開館時からの理念を再確認するとともに、現代の表現に合わせて「赤ちゃんからシニアまで」として掲げることとしました。

2. 基本方針

基本理念のもと、次の4つの方針を柱に、図書館のサービス、運営の充実を目指します。

- ・基本方針1 市民の学びを支える拠点としての図書館を目指します
- ・基本方針2 市民の豊かな読書活動を支える図書館を目指します
- ・基本方針3 多様な活動を支援する図書館を目指します
- ・基本方針4 すべての子どもが読書に親しむまちを目指します

3. 基本目標

これまで取り組んできた施策や事業の成果、社会動向やアンケートから得られた課題を踏まえ、基本方針に沿って7つの基本目標を設定し、施策の展開をしていきます。

4. 計画の体系

基本理念：「赤ちゃんからシニアまで」 気軽に使える知と学びのひろば

基本方針1：市民の学びを支える拠点としての図書館を目指します

基本目標1： 計画的な資料 収集と蔵書構 成の充実	(1)図書資料の収集・保存 (2)視聴覚資料の収集・保存 (3)地域・行政資料の収集・保存 (4)その他資料の収集・保存 (5)収集方針・除籍基準の定期的な見直し
基本目標2： 資料・情報提供 サービスの充実	(1)課題解決・学習支援の充実 (2)電子情報サービスの充実 (3)レファレンスサービスの充実 (4)情報発信の充実 (5)社会環境・出版環境の変化への対応

基本方針2：市民の豊かな読書活動を支える図書館を目指します

基本目標3： 多様な利用者 に応じた図書館 サービスの充実	(1)あらゆる世代に向けた図書館サービス (2)障害のある人への図書館サービス (3)国際化に対応した図書館サービス (4)図書館を利用しにくい人への図書館サービス
--	---

基本方針3：多様な活動を支援する図書館を目指します

基本目標4：
図書館の効率的・効果的な運営

- (1) 図書館総合情報システムの充実と環境整備
- (2) 市民協働の推進
- (3) 他自治体・機関との連携強化
- (4) 図書館職員の資質・能力の向上
- (5) 安全・安心に利用できる図書館利用環境の提供

基本方針4：すべての子どもが読書に親しむまちを目指します

基本目標5：
子どもの読書環境の整備・充実

- (1) 家庭での子どもが読書を楽しむ環境づくり
- (2) 幼稚園・保育園での子どもが読書を楽しむ環境づくり
- (3) 学校での子どもが読書を楽しむ環境づくり
- (4) 図書館での子どもが読書を楽しむ環境づくり
- (5) 児童館での子どもが読書を楽しむ環境づくり
- (6) 放課後児童クラブでの子どもが読書を楽しむ環境づくり
- (7) 子育て支援センターでの子どもが読書を楽しむ環境づくり
- (8) 障害等で支援が必要な子どもが読書を楽しむ環境づくり
- (9) デジタル社会に対応した読書環境の整備・推進

基本目標6：
家庭・学校・地域のネットワークの充実・強化

- (1) 朝霞市子ども読書活動推進連絡会による連携
- (2) ネットワークを活用した読書活動の推進
- (3) 子どもの読書習慣形成に向けた新たな仕組みづくりの調査・研究

基本目標7：
子どもの読書活動の普及・啓発

- (1) 子どもの読書活動に関わる情報の収集と提供
- (2) 子ども読書の日等での啓発
- (3) 年齢ごとのブックリスト等の作成、優良図書の紹介

以下 ●：既存の施策 ○：新規の施策 ◇：一部新規の施策

【基本目標1】 計画的な資料収集と蔵書構成の充実

(1) 図書資料の収集・保存

- 社会状況や地域の課題等を踏まえ、市民の多様な要望に答えられる幅広い蔵書を構築するため、「朝霞市立図書館資料収集方針」に基づき、効果的で計画的な資料の収集・保存に努めるとともに、市民の教養、調査・研究に資する資料の計画的な収集に努めます。
- 資料収蔵スペースの確保、利便性の高い検索システムをもった図書館総合情報システムの採用に努め、必要な資料がいつでも、誰でも利用できるよう努めます。
- 電子書籍を含め、新しいメディアについて、調査研究に努めます。

(2) 視聴覚資料の収集・保存

- 視聴方法の主流が、これまでのパッケージから配信へと大きく変化した状況を踏まえ、利用環境の整備、資料収集について調査・研究を進めるとともに、これまでに収集した資料の提供、保存について検討を進めます。

(3) 地域・行政資料の収集・保存

- 貴重な財産である市の地域資料や行政資料を積極的に収集・保存し、身近な学習活動や調査・研究活動に活用できるようにします。
- 地域に関する出版物だけでなく、新聞記事、パンフレット等、産業や観光（シティ・プロモーション）の情報や、市民の著作物についても積極的に収集・保存・提供に努めます。
- 地域資料等の長期保存と高度な検索を可能にするため、資料のデジタル化について、調査・研究を進めます。

(4) その他資料の収集・保存

- 新聞・雑誌等の逐次刊行物については、各分野の基本的なものを中心に幅広く収集・保存をします。
- 読書バリアフリー法を踏まえ、図書館の利用に障害がある方や高齢者、それぞれの必要に配慮した、点字図書・録音図書・布絵本・大活字本・LLブックの収集・保存に努めるとともに、利用の促進をします。
- 外国人居住者に配慮した資料の収集・保存に努めるとともに、多文化共生を踏まえ、外国語資料の収集・保存に努めます。
- 電子図書館の必要な資料の選定と充実に努めます。また、図書館が収集、保存することを求められるデジタル資料については、長期保存や確実な所蔵を考慮し、計画的な収集・保存に努めます。

(5) 収集方針・除籍基準の定期的な見直し

- 社会環境の変化や図書館利用のあり方の変化などを踏まえ、定期的に資料収集方針や資料除籍基準の見直しに努めます。

【基本目標2】 資料・情報提供サービスの充実

(1) 課題解決・学習支援の充実

- 何かを知りたい、学びたいと思った時に、「行ってみよう」と思える図書館になるよう、課題解決に役立つ資料の他、新刊図書・雑誌・新聞・視聴覚資料等の迅速な確保や提供に努めます。
- レファレンスを通じて、課題解決のサポートに努めます。

(2) 電子情報サービスの充実

- 利用者が多様な情報を得られるよう、引き続き、インターネット閲覧端末の設置と公衆無線LANの提供を行います。
- いつでも、どこでも利用可能で、また、子どもから高齢者、障害のある方にも対応できる電子図書館サービスの充実と、利用の促進を図ります。
- 子どもから高齢者まで、利用者にとってわかりやすい操作、情報アクセスしやすい図書館総合情報システムを提供できるよう努めるとともに、情報セキュリティ対策を行います。
- 収集した資料・情報が的確に蓄積され、効率的・迅速に資料提供ができるよう、図書館総合情報システムの計画的な保守、更新にあたって、より利便性の高い機能を取り入れるための調査・研究を行います。
- ユニバーサルデザインやアクセシビリティ、多文化共生に配慮した図書館ホームページの提供に努めます。

(3) レファレンスサービスの充実

- レファレンスサービスは図書館において不可欠なサービスであることを認識し、担当職員の確保及び能力の向上を図ります。

- レファレンスサービスの周知に努め、利用者が気軽に質問ができる環境作りに努めるとともに、利用者の求める資料相談や調査研究・学習相談に迅速に対応するため、職員のレファレンス・スキルの向上に努めます。
- これまでのレファレンス記録を整理・活用するため、レファレンス事例集等の作成やデータベース化を進めるとともに、パスファインダーやリンク集の作成等に努めます。
- 国会図書館や県立図書館のレファレンス事例集の活用を図り、多様化するレファレンスの要望に対応します。
- 地域情報や小・中学校の調べ学習に対応したレファレンス業務の充実を図ります。
- ビジネス支援として、就職・転職・起業・職業能力開発・多様な仕事に関する資料等の収集に努めます。

(4) 情報発信の充実

- ◇ 図書館への関心を高め、利用の促進を図るため、図書館サービスに関連する情報を積極的・効果的に発信します。
- 広報、市のホームページに掲載する図書館情報や、図書館ホームページの充実を図るとともに、ユニバーサルデザインやアクセシビリティに配慮し、誰もがわかりやすく見やすい図書館情報づくりに努め、迅速な情報発信に努めます。
- 様々な事情や環境により、図書館を利用できない方や利用しにくい方、情報通信機器を利用しない方や利用できない方にも、図書館サービスが利用できるよう調査研究に努めます。
- 引き続き、図書館（本館）、北朝霞分館、各公民館図書室の相互連携が円滑に行えるよう、図書館ネットワーク機能の充実を図ります。
- 必要とする情報を容易に得ることができるよう、館内利用者用検索端末（OPAC）や図書館ホームページの資料検索機能をより利便性の高いものにするよう努めます。
- 予約システム、予約資料のメール連絡システムの充実を図るとともに、効率的な資料確保・情報の提供に努めます。

(5) 社会環境・出版環境の変化への対応

- 利便性やスマートデバイス(**)の進化、コロナ禍によるライフスタイルの変化を背景に電子書籍が普及し、紙媒体の減少等、出版環境の変化が見られます。電子書籍は、読書バリアフリーにも有効であることから、電子図書館の充実と利用の普及に努めます。

【基本目標3】 多様な利用者に応じた図書館サービスの充実

(1) あらゆる世代に向けた図書館サービス

- 赤ちゃんからシニア世代まで、どのような人生の段階でも役立つ資料とサービスの提供に努めます。
- 20代、30代の利用者が少なく、40代から60代の利用者が多い状況が続いています。多様な利用者のニーズや社会の動向を把握し、多様な学習資料や情報の収集と積極的な提供に努めます。
- 社会環境の変化が著しいなか、科学技術や産業の発展、世界情勢の変化等に適確に対応できるよう、引き続き、資料や情報の収集、提供に努めます。
- テーマ展示を一層充実させ、本と人の出会いの促進に努め、読書の楽しみを伝えて行きます。
- 誰もが利用しやすいよう施設のバリアフリー化を図り、安全・安心に利用できる環境づくりに努めます。
- 大活字本や視聴覚資料の充実及び拡大読書器等の機器・機材の整備・充実に努めるとともに、これらを知らない方のために周知に努めていきます。
- 高齢者の知識や経験を高める資料提供に努めるとともに、高齢者施設等の意向、要望等を踏まえた、除籍資料の提供などについて検討します。

(2) 障害のある人への図書館サービス

- 障害の有無に関係なく、誰もが利用しやすいよう、施設のバリアフリー化を図り、安全・安心に図書館を利用できる環境づくりに努めます。
- デイジー図書、点字資料・録音資料、大活字本やLLブック等の充実とそれに付随する機器類や「りんごの棚」(**)の整備・充実に努めるとともに、サービスが必要な方に情報が届くよう周知に努めます。
- ボランティア団体等とも連携を図り、事業実施時の手話通訳や図書館利用の際の支援、対面朗読や宅配サービスなど、サービスの充実に努めます。
- 読書バリアフリー法を踏まえ、デイジー図書等の他、いつでも、どこでも利用できる電子図書館の充実と周知に努めます。
- 障害福祉課等関係各課・各所との連携を図りながら、障害のある人や高齢者への理解促進を図るため、関連資料の収集・充実に努めます。

(3) 国際化に対応した図書館サービス

- 市内に在住・在勤・在学している日本語を母国語としない、または日本語を読むことが困難な方の積極的な蔵書活用を促進するため、図書館利用案内の作成や広報、ホームページ等でのわかりやすい情報提供に努めます。
- 市内に在住・在勤・在学する外国人に対応した外国語資料の収集・充実に努めます。
- 日本語を母国語としない方にもわかりやすいよう、やさしい日本語による館内案内等の作成などに努めます。

(4) 図書館を利用しにくい人への図書館サービス

- 図書館から離れた場所に住んでいる方や、子育て・介護中の方、様々な事情により図書館を利用できる時間が限られている方など、図書館を利用しにくい方々が、負担なく図書館資料の貸出、返却ができるよう、図書館サービスの向上に努めます。

【基本目標4】 図書館の効率的・効果的な運営

(1) 図書館総合情報システムの充実と環境整備

- 図書館資料や情報の的確な管理に努め、省力的・効率的な質の高いサービスを提供するとともに、情報セキュリティに留意し、引き続き、図書館総合情報システムの整備・充実に努めます。
- 図書館の居場所機能としての役割として心地よく過ごしていただくことや、ユニバーサルデザインの観点から、バリアフリー化を図り、高齢者・障害者及び幼児等、誰もが安全で安心して利用しやすい施設環境づくりに努めます。
- 地域の生涯学習の拠点、情報拠点として、地域資料のデジタル化の推進とともに、誰もが分かりやすい図書館ホームページとして、行政・生活・健康・医療・就職・ビジネス・地域情報等のリンク集の構築、充実に努めます。

(2) 市民協働の推進

- 伝統のある「図書館まつり」や「らいぶらりコンサート」の充実を図るとともに、新たな団体等も参加できる環境づくりに努め、市民参加や協働の機会をつくり、世代を超えた交流の場の形成に努めます。
- 利用者及び市民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、多様な図書館主催事業をとおして、様々な学習機会の提供に努めます。
- 読み聞かせや朗読などの図書館におけるボランティア活動は、利用者等が学習の成果を活用できる場となるとともに、図書館サービスの充実にもつながるため、図書館ボランティアが自発的な活動ができる環境整備に努めます。
- ライブラリーミーティング（利用者懇談会）や館内に設置する意見・要望箱等により、利用者の声を収集し、利用者・市民に親しまれる図書館運営に努めます。

(3) 他自治体・機関との連携強化

- 本市と志木市・和光市・新座市の4市では、図書館の相互利用の連携が行われています。また、埼玉県内の公共図書館とは、資料相互貸借の協定により、相互に効率的な蔵書検索・貸借を行っています。引き続き、図書館間の相互協力の充実に努め、利用者の利便性向上に努めます。
- 大学生の司書講習実習の受け入れや市内中学生の職業体験の受け入れ等を継続するほか、図書館関係団体、学校図書館関係者、司書講習実施大学等との情報交換など、連携に努めます。
- 図書館ネットワークサービスを構築する公民館図書室については、地域の図書室の実情に応じた運営ができるよう、蔵書構成等の支援に努めます。
- 貴重な地域・行政資料の収集・保存が適切に行えるよう、博物館との協力・連携に努めます。
- 図書館が有する専門的知識や情報提供により、博物館、公民館の主催事業を支援するとともに、連携を図り、魅力的な図書館事業の実施に努めます。また、各施設との情報共有・情報提供をとおして、図書館、各施設図書室全体での図書館利用が促進されるように努めます。

(4) 図書館職員の資質・能力の向上

- 専門的なサービス提供や図書館資料の体系的選択・組織化、利用者からの相談に的確に対応していくためには、専門性があり、経験豊富な職員を継続的に配置・確保していく必要があります。
また、職員には、図書館資料の選定・管理、レファレンス能力の向上や、図書館本館、北朝霞分館、各公民館図書室で構成する図書館ネットワークの維持・向上を図ることが求められます。このため、司書資格を有する職員の継続配置と育成に努めます。
- 図書館サービスを支えるためには、サービスを提供する職員の知識・技術の向上が不可欠です。先進事例等の情報収集や外部研修の参加をとおして、高度な知識を身につけ、課題解決支援に対応できる専門性の高い職員を育成します。

(5) 安全・安心に利用できる図書館利用環境の提供

- 図書館は不特定多数の人が来館する施設です。事件、事故のないよう、日頃から、安全管理マニュアルに基づき、安全・安心な図書館利用環境の構築に努めます。
- 風水害や地震、感染症等、従来想定していなかった事象に的確に対応できるよう、安全管理マニュアルの見直し・整備に努めます。
- 「図書館の自由に関する宣言」や関連法規等に基づき、個人情報保護の徹底に努めます。
- 利用者、特に子どもが安心して読書や事業を楽しめる空間となるよう、ハード面だけではなく図書館員と子どもがより近い関係を築けるよう、より積極的にフロアワークを行うよう努めます。

【基本目標5】 子どもの読書環境の整備・充実

(1) 家庭での子どもが読書を楽しむ環境づくり

- 子ども時代の読書の経験と環境が、その後の読書活動に大きな影響を与えます。家庭での読書活動が広がるように、学校、図書館、生涯学習施設及び関係機関が連携し、読書活動に対する保護者の理解を深めるとともに、読書環境の整備・充実を図っていきます。
- 乳幼児期の読み聞かせには、子どもの健やかな成長と親子の絆を深める大きな効果があります。子どもの成長過程での読書活動の重要性について、ブックスタート事業のほか、妊娠期の方やパートナー、保護者にも啓発していきます。
- 各学校や幼稚園、保育園ほか関係各施設での「読み聞かせ」活動を推進し、家庭で「本について親子で話す時間をつくる」こと、「保護者が読書をする姿を子どもに見せる、子どもと同じ場所で同じ時間に本を読む」ことを働きかけていきます。
- 各種講座、子育てサークル、健診、各種生涯学習事業等様々な機会を通じて子ども読書活動の啓発をするほか、地域の読み聞かせグループ、子育て・親子サークルの読書活動を支援します。

(2) 幼稚園・保育園での子どもが読書を楽しむ環境づくり

- 子どもが絵本等に触れあう機会の提供や読み聞かせを実施します。また、園児の家庭に読書の大切さの啓発と家庭での読み聞かせを働きかけます。
- 図書館の団体貸出やリサイクル図書も活用しながら、幼稚園・保育園の図書室、図書コーナーの絵本等の充実に努めます。
- 保護者の協力による文庫活動・貸出活動や、保護者会の読書推進活動の支援に努めます。
- 保護者・家庭に対して、本や読み聞かせのアドバイスや情報提供に努めます。また、「いっしょにあそぼう保育園で」等の地域に開かれた子育て支援活動の中において、絵本の紹介など保護者・家庭への啓発をおこないます。

(3) 学校での子どもが読書を楽しむ環境づくり

- 読書習慣を身につけ、学習習慣の向上と言語環境の充実を図るため、朝の一斉読書等を推進します。
- ボランティアや親子読書サークル等の協力を得て、子どもが本の楽しさを感じることができるよう、引き続き、学校活動に読み聞かせを取り入れます。
- 小・中学校の図書室の蔵書の管理及び図書の整備に努めます。また、学校図書館が、読書センターと学習情報センターの両方の機能をもつ拠点となるように、読書環境の整備・充実に努め、子どもたちの利用を促進します。
- 司書教諭、学校図書館司書、学校図書館支援員を中心とした校内組織の確立と活性化を進めるとともに、家庭での読書の有用性について啓発し、家庭で読書の時間をもってもらえるように、保護者等に働きかけます。

(4) 図書館での子どもが読書を楽しむ環境づくり

- 地域の子どもの読書活動の拠点として、乳幼児から青少年まで、子どもの発達段階に応じた幅広い図書館サービスを推進します。
- 子どもに合わせた良質な資料の収集・整理・保存に努め、適切な読書環境を整備し、児童コーナー、ティーンズコーナーの充実に努めます。

- ◇ 多様な子どもたちへ読書機会を提供するため、点字絵本、布絵本、Lブック、外国語資料の収集・提供、「りんごの棚」の周知と利用促進を図ります。
- 乳幼児期の絵本の出会いと読み聞かせの楽しさを伝えるブックスタート事業と、これに続く「赤ちゃん和妈妈・パパのおはなしタイム」の実施により、絵本を通じた親子の交流や読書活動のきっかけづくりを支援していきます。
- 子どもたちの読書への興味・関心に応じて、各種おはなし会や映画会、「えんじょいきっず」「書庫見学ツアー」「青少年講座」等の事業の開催を通じ、読書を楽しむ機会を提供していきます。また、読み聞かせ事業等で活躍する大型絵本や紙芝居など資料の収集、充実を図ります。
- ◇ 中学生・高校生の図書館利用の促進のため、関心・興味の高い内容をテーマとする展示や青少年対象講座を企画・開催するほか、中学・高校の学校図書館や生徒と協力し、中高生が参加できる展示や事業の開催に取り組みます。
- 幼稚園・保育園・学校等をはじめ、読書活動に携わるボランティア団体や関係機関等に団体貸出を行います。団体貸出に関する情報提供等、利用促進に向けた周知に努めます。
- 図書館で除籍した児童書をリサイクル図書として、保育園、幼稚園、小学校、児童館、放課後児童クラブ等での有効活用を図ります。
- 保護者、子ども読書活動推進ボランティア、読み聞かせグループ等に、家庭での読み聞かせ等の重要性の啓発、情報提供をし、保護者や子どもに関わる大人に向けた関連資料の紹介や展示の充実、リストの作成、講座の開催に努めます。
- 児童サービスは、専門性が高い分野です。司書等の専門職員の確保に努め、子どもの読書活動に関する知識・技術の習得、利用者からの図書についての相談、ボランティア活動の支援等に対応できるよう、職員の資質向上に努めます。

(5) 児童館での子どもが読書を楽しむ環境づくり

- 地域の学校やボランティア、図書館と連携して子どもの読書活動を推進するための事業の展開に努めます。
- 図書室図書の充実を図り、本に興味をもってもらうきっかけづくりに努めます。

- 保護者への読書に関する啓発に努めます。

(6) 放課後児童クラブでの子どもが読書を楽しむ環境づくり

- 読み聞かせを継続的に行いながら、様々な取組を通して、子どもが興味をもった本を読めるような支援に努めます。
- 学習支援として読書に親しむ機会づくりに取組むとともに、保育時間内に家庭ではできない部分を補えるように、読書時間の確保・推進に努めます。

(7) 子育て支援センターでの子どもが読書を楽しむ環境づくり

- 子どもが、遊びとともに気軽に読書に親しむことができる環境や、保護者による読み聞かせのきっかけづくりの場の提供に努めます。また、保護者への子どもの読書活動に関する情報提供にも努めます。

(8) 障害等で支援が必要な子どもが読書を楽しむ環境づくり

- 読みやすい本の導入や情報提供を行っていきます。関係施設職員は、支援が必要な子どもへの理解と資質向上が図れる研修参加の機会の確保に努めます。
- 支援が必要な子どもの読書活動の充実を図るため、関係施設では、家庭での本や絵本の使い方等を保護者に伝えていきます。また、自由に本を読む時間、読み聞かせをする時間、集会の際に本を活用する等、本に親しむ機会の確保に努めます。

(9) デジタル社会に対応した読書環境の整備・推進

- スマートフォンが身近な世代であり、目覚ましい電子書籍の普及やGIGAスクール構想の進展等により活字に親しむ機会も変化する中、デジタル社会に対応した読書環境の整備、デジタル資料やインターネットを活用した読書活動などの情報収集をしながら、電子図書館の活用に努めます。
- 読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障害者等が利用しやすいメディアの一つとして、電子図書館の充実と円滑な利用のための支援が行われるように、関係課等と連携を図りながらの提供に努めます。

【基本目標6】 家庭・学校・地域のネットワークの充実・強化

(1) 朝霞市子ども読書活動推進連絡会による連携

- 幼稚園・保育園・学校をはじめ、子どもの読書に関わる団体・機関が相互に協力・連携して推進する体制として「連絡会」を設置し、子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進するため、進捗状況の確認や取組内容の見直し、情報交換を行います。

(2) ネットワークを活用した読書活動の推進

- 子どもの読書活動を推進するため、「連絡会」を中心に、図書館と学校図書館の連携・協力、市関係部局、ボランティア団体等の関係者がそれぞれの役割を担いながら、相互の連携・協力による活動の推進に努めます。
- 家庭での読書が広がるよう、読み聞かせやおはなし会等の講座の開催や、これらの講座への職員・ボランティアの派遣に努めます。
- 幼稚園・保育園・学校・児童館・放課後児童クラブ等へ、読み聞かせ活動で使用する資料等の提供や団体貸出などを通じて、取組の支援に努めます。
- 図書館と学校の連携を図り、図書に関する情報の提供、学校図書館の資料の充実、資料選定の相談対応に努めます。
- 子どもの読書活動に関わる団体に必要な資機材の貸出、相談対応、各種情報提供に努めます。また、読み聞かせボランティア等の育成を支援するとともに、学校や地域等、活動の場を広げていきます。
- 市内高等学校の学校図書館や高校ネットワークの活動が活発になるよう、情報提供などの連携を図ります。

(3) 子どもの読書習慣形成に向けた新たな仕組みづくりの調査・研究

- 子どもの読書習慣の形成に向けて横断的・継続的な取組に対応できる新たな仕組みづくりのために、先進自治体等の取組について調査研究を行います。

【基本目標7】 子どもの読書活動の普及・啓発

(1) 子どもの読書活動に関わる情報の収集と提供

- 子どもの読書活動に関する情報を関係機関で収集し、子どもと家庭への情報提供に努めます。
- 子どもの読書活動情報を取りまとめて関係機関で共有化し、利用者への情報提供や各機関の活動に役立てていきます。
- 子どもの読書活動に関する多様な情報をタイムリーに、子どもと家庭に提供できるよう努めます。

(2) 子ども読書の日等での啓発

- 広報あさか、市・図書館ホームページ等を活用し、子どもと大人に「子ども読書の日」や「読書週間」を中心に、子どもの読書に関連する施策の周知に努め、子どもの読書活動の大切さについて広く普及・啓発を図ります。
- 学校、子育て支援施設、放課後児童クラブ等関係機関においても、「子ども読書の日」等について広く周知に努めます。

(3) 年齢ごとのブックリスト等の作成、優良図書の紹介

- 図書館や学校等で子どもたちの成長段階に応じたブックリストを作成し、配布先等の拡大を図りながら、優良図書の紹介に努めます。
- 図書館・公民館図書室、学校図書館等での、優良図書の展示・紹介に努めます。

第4章 計画の推進に向けて

1. 評価指標と目標

計画の進行管理を行うため、次のとおり基本目標ごとに評価指標を設定し、毎年度自己評価を実施し、達成に努めていきます。

【基本方針1】市民の学びを支える拠点としての図書館を目指します

指標①：蔵書点数

説明：適正な蔵書管理による図書館（本館・分館、公民館図書室）全館の蔵書数（雑誌、視聴覚資料、紙芝居を含む。）

設定根拠：継続的に図書購入費が予算措置されることを前提として、蔵書目標値を設定。

目 標：	年度	令和6年度実績	令和12年度目標値
		556,998点	560,000点

指標②：人口1人当たりの貸出冊数

説明：人口1人当たりの図書館（本館・分館、公民館図書室）全館の蔵書数（雑誌、視聴覚資料を除く）

設定根拠：令和6年度の市の実績及び県内平均4.56冊を踏まえ、目標値を設定。

目 標：	年度	令和6年度実績	令和12年度目標値
		4.96冊	5.0冊

指標③：電子図書館商用コンテンツ保有数

説明：期間限定コンテンツ、期間なしコンテンツを合わせた年度末における商用コンテンツの保有数

設定根拠：継続的に電子図書権利取得料が予算措置されることを前提として、目標値を設定。

目 標：	年度	令和6年度実績	令和12年度目標値
		3,770点	4,500点

指標④：レファレンス件数

説明：利用者の相談に応じて、必要とする資料や情報を提供し、学習や調査・研究の支援について、職員が対応した件数

設定根拠：令和6年度実績を踏まえ、継続的にレファレンスが継続されるとともに、目標年度まで5%増を見込み設定。

目 標：	年度	令和6年度実績	令和12年度目標値
		335件	350件

指標⑤：司書資格保有率

説明：常勤職員総数のうち、司書・司書補資格を有する職員の割合

設定根拠：令和6年度実績を基本として現状維持していくことを前提として、図書館職員の司書資格保有者を確保・育成していくために設定。

指標	年度	令和6年度実績	令和12年度目標値
		55.0%	55.0%以上

【基本方針2】市民の豊かな読書活動を支える図書館を目指します

指標①：バリアフリー資料等の貸出点数

説明：大活字本、点字本、布絵本、LLブック、DAISYの合計貸出点数

設定根拠：令和6年度実績を踏まえ、目標年度まで10%増を見込み設定。

指標	年度	令和6年度実績	令和12年度目標値
		2,270点	2,500点

指標②：電子図書館の貸出点数

説明：電子図書館の貸出点数

設定根拠：令和6年度実績を踏まえ、目標年度まで10%増を見込み設定。

指標	年度	令和6年度実績	令和12年度目標値
		4,953点	5,448点

【基本方針3】多様な活動を支援する図書館を目指します

指標①：来館者数

説明：図書館（本館・分館）の来館者数の合計

設定根拠：コロナ禍以降、貸出を伴わない滞在型の需要も伸びているため、令和6年度実績を踏まえ目標値を設定。

指標	年度	令和6年度実績	令和12年度目標値
		413,081人	425,000人

指標②：利用者満足度

説明：来館者アンケートによる総合的な満足度

設定根拠：令和6年度アンケート結果を踏まえ目標値を設定。

指標	年度	令和6年度実績	令和12年度目標値
		89.3%	90.0%

【基本方針4】すべての子どもが読書に親しむまちを目指します

指標①：不読率

説明：一定期間に1冊も本を読んでいない人の割合

設定根拠：令和5年度全国学校図書館協議会データ、目標値を設定。

目 標：	年度	令和6年度実績	令和12年度目標値
	小学生	18.5%	8.5%以下
	中学生	24.3%	23.4%以下
	高校生	65.9%	48.3%以下

指標②：読書が好きな子どもの割合

説明：アンケートで「本を読むのが好き」と答えた子どもの割合

設定根拠：令和6年度実績に5%増として目標値を設定。

目 標：	年度	令和6年度実績	令和12年度目標値
	小学生	56.9%	59.8%以上
	中学生	39.5%	41.5%以上
	高校生	36.1%	37.9%以上

指標③：ブックスタート・パック配布率

説明：4か月検診受診者に対するブック配布率

設定根拠：令和6年度実績を踏まえ、全員配布を目指し目標値を設定。

目 標：	年度	令和6年度実績	令和12年度目標値
		99.1%	100.0%

【埼玉県市町村図書館活動調査に基づく指標】

指標①：図書購入費

説明：図書館（本館・分館、公民館図書室）全館の図書購入費

設定根拠：令和6年度の市の実績及び県内平均16,296千円を踏まえ、目標値を設定。

目 標：	年度	令和6年度実績	令和12年度目標値
		28,288千円	28,288千円

指標②：人口1人当たりの図書購入費

説明：市民一人当たりの図書購入費（本館・分館、公民館図書室全館の図書購入費）

設定根拠：令和6年度の市の実績及び県内平均140円を踏まえ、目標値を設定。

目 標：	年度	令和6年度実績	令和12年度目標値
		196円	196円

指標③：蔵書冊数

説明：適正な蔵書管理による図書館（本館・分館、公民館図書室）全館の蔵書数（雑誌、視聴覚資料を除く。）

設定根拠：令和6年度の市の実績及び県内平均377,163冊を踏まえ、目標値を設定。

目標：年度	令和6年度実績	令和12年度目標値
	526,552冊	530,000冊

指標④：人口1人当たり蔵書冊数

説明：人口1人当たりの図書館（本館・分館、公民館図書室）全館の蔵書数（雑誌、視聴覚資料を除く）

設定根拠：令和6年度の市の実績及び県内平均3.25冊を踏まえ、目標値を設定。

目標：年度	令和6年度実績	令和12年度目標値
	3.65冊	4.00冊

指標⑤：個人の貸出冊数

説明：図書館（本館・分館、公民館図書室）全館の団体を除く貸出冊数（雑誌、視聴覚資料を除く）

設定根拠：令和6年度の市の実績及び県内平均530,223冊を踏まえ、目標値を設定。利用者の多様な要望に応える資料の充実に努め、各種図書館サービスや情報提供により、増加を目指す。

目標：年度	令和6年度実績	令和12年度目標値
	714,052冊	750,000冊

指標⑥：人口1人当たりの貸出冊数【再掲載】

説明：人口1人当たりの図書館（本館・分館、公民館図書室）全館の蔵書数（雑誌、視聴覚資料を除く）

設定根拠：令和6年度の市の実績及び県内平均4.56冊を踏まえ、目標値を設定。

目標：年度	令和6年度実績	令和12年度目標値
	4.96冊	5.0冊

2. 計画の進行管理と評価

第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画は、ふたつの計画を一本化し、図書館や朝霞市の現状を検証した上で、今後のより良い図書館づくりや子どもの読書活動の推進に向け、計画的・段階的に実施していく計画となります。

基本方針として、

1. 市民の学びを支える拠点としての図書館を目指します
2. 市民の豊かな読書活動を支える図書館を目指します
3. 多様な活動を支援する図書館を目指します
4. すべての子どもが読書に親しむまちを目指します

の4点を設定しました。

それぞれの施策について、サービス向上のための方向性を確認しながら継続していくことを示していますが、計画の推進にあたっては、各施策の費用対効果や社会状況等を考慮しながら、より有効な展開を行う必要があるため、計画に位置付けた施策の評価指標及び数値目標について、毎年度、点検や評価を行い、それを基に実情に即した対応や修正を加えていくことが重要であることから、各目標の評価指標及び数値目標について、適正に進行管理していくとともに自己評価を行います。

また、図書館が行う自己評価については、「朝霞市立図書館協議会」及び「朝霞市子ども読書活動推進連絡会」に報告するとともに、評価及び意見を伺うものとなります。

あわせて、日常の館運営を通して得られる各種統計資料や、他図書館との比較や県内図書館水準との比較等による量的評価、来館者アンケートによる図書館利用の満足度測定による質的評価を行いながら、計画の推進に努めていきます。

なお、本図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画については、今後の経済情勢や図書館を取り巻く状況の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

【用語の補足】

** ICT (P6、11)

「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略。スマートフォン、パソコン、インターネットなどのデジタル技術を使って情報収集・処理・伝達を円滑にするための技術の総称。

** 読書バリアフリー法 (P6、16、17)

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の通称。障害の有無に関わらず、全ての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる社会を目指す法律。2019年6月に施行。

** YA世代 (P15)

「Young Adult (ヤングアダルト)」の略で、主に中学生・高校生を中心とした10代「子どもでも大人でもない世代」を指す。

** スマートデバイス (P31)

高度な情報処理を行う電子機器の総称。一般的には、インターネットに接続してアプリやサービスを利用できるスマートフォンやタブレット、スマートウォッチなどの多機能端末。通信、エンターテインメント、健康管理など多岐にわたる用途で活用される。

** りんごの棚 (P32)

大きな活字、点字、触って楽しめるもの、写真だけで読むものなど、だれもが楽しめる本などを集めた棚。読書に困難のある子どものためにスウェーデンの公立図書館で始まり、日本の公共図書館でも広まっている。

第5章 資料

○第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画 策定経過

令和5年度

年月日	内容等
令和6年 2月14日	令和5年度第2回朝霞市子ども読書活動推進連絡会 第4次朝霞市子ども読書活動推進計画の策定について
令和6年 2月16日	令和5年度第2回朝霞市立図書館協議会 第4次朝霞市立図書館サービス基本計画と第4次朝霞市子ども読書活動推進計画策定について

令和6年度

令和6年 7月31日	令和6年度第1回朝霞市立図書館協議会 第4次朝霞市立図書館サービス基本計画、第4次朝霞市子ども読書活動推進計画策定に関するアンケート(案)について
令和6年 8月 7日	令和6年度第1回朝霞市子ども読書活動推進連絡会 第4次子ども読書活動推進計画策定に関するアンケート(案)について
令和7年 2月12日 (午前)	令和6年度第2回朝霞市立図書館協議会 第4次朝霞市図書館サービス基本計画、第4次朝霞市子ども読書活動推進計画策定に伴う会議日程について
令和7年 2月12日 (午後)	令和6年度第2回朝霞市子ども読書活動推進連絡会 第4次子ども読書活動推進計画策定に関するアンケートについて

令和7年度

令和7年 6月 3日	令和7年度第1回朝霞市立図書館協議会 ①図書館サービス基本計画策定に関するアンケート結果について ②朝霞市子ども読書活動推進計画策定に関するアンケート(案)について ③(仮称)第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書推進計画の策定について
令和7年 8月26日	令和7年度第2回朝霞市立図書館協議会 朝霞市子ども読書活動推進計画策定に関するアンケート結果について
令和7年11月25日	令和7年度第3回朝霞市立図書館協議会 第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画(素案)について
令和8年 1月16日 ～ 2月14日	市民コメント・職員コメントの実施
令和8年 2月 9日	令和7年度第1回朝霞市子ども読書活動推進連絡会 第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画(素案)について
令和8年 2月24日	令和7年度第4回朝霞市立図書館協議会 第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画(案)について審議
平成8年 3月18日	朝霞市教育委員定例会第3回 図書館協議会 第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画(案)を議決

○朝霞市立図書館協議会委員名簿（令和7年度）

◎会長 ○副会長

1号委員(学校関係者)	小石川 知治(朝霞市立朝霞第二中学校長)
2号委員(社会教育団体)	◎ 有永 克司(図書館友の会)
4号委員(公民館運営審議会委員)	○ 大野 良雄(公民館運営審議会)
5号委員(家庭教育の向上)	鈴木 恭子(公募委員) ~令和8年1月15日 岡田 一成(公募委員) 令和8年1月16日~
6号委員(学識経験者)	伊藤 孝人(埼玉県立朝霞高等学校長) ~令和8年1月15日 佐藤 成美(埼玉県立朝霞西高等学校長) 令和8年1月16日~
6号委員(学識経験者)	石川 敬史(十文字学園女子大学 教育人文学部教授)
6号委員(学識経験者)	駒牧 容子(朝霞市議会議員) ~令和8年1月15日 黒川 滋(朝霞市議会議員) 令和8年1月21日~

○朝霞市子ども読書活動推進連絡会名簿（令和7年度）

◎会長 ○副会長

障害福祉課	安藤 達也
子ども未来課	渡辺 友紀
保育課	大野 亮太
教育指導課	齋藤 実紀
生涯学習・スポーツ課	○ 荒井 誠
西朝霞公民館	島田 洋
小学校	遠藤 早香(朝霞市立朝霞第二小学校)
中学校	山崎 早智子(朝霞市立朝霞第五中学校)
高等学校	前田 美香子(埼玉県立朝霞高等学校)
	立木 茉梨(埼玉県立朝霞西高等学校)
幼稚園	矢崎 久美子(さいか幼稚園)
保育園	西島 瑞恵(浜崎保育園)
児童館	夏目 与義(ひざおり児童館)
放課後児童クラブ	野呂 高寛(根岸台放課後児童クラブ)
子育て支援センター	松島 雅子(きたはら子育て支援センター)
児童発達支援センター	河合 由紀(みつばすみれ学園)
図書館	◎ 増田 潔

○市民コメント、職員コメントの結果と対応について

第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画（素案）に関する意見を市民等及び職員から募集しました。

①公表資料

第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画（素案）

②資料閲覧場所

市役所（市政情報コーナー）、内間木支所、各出張所、各公民館、図書館（本館、北朝霞分館）、市ホームページ

③意見を提出できる方

市内に在住・在勤・在学されている方、市内に事務所・事業所を有する方、この案件に利害関係を有する方

④意見募集期間

令和8年1月16日（金）から令和8年2月14日（土）まで

⑤提出意見者数及び意見数

（1）市民コメント

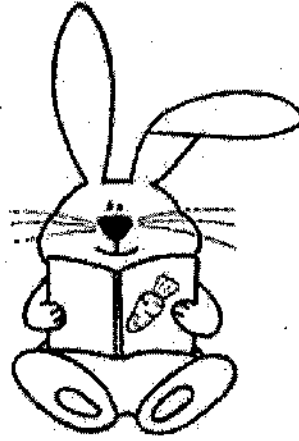
意見提出者なし

（2）職員コメント

2名、6件

⑥市民コメント、職員コメントに対する対応

意見の内容を踏まえ、一部文言を修正しました



図書館うさぎ

第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画（案）
令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

編集・発行 朝霞市教育委員会
朝霞市立図書館
発行 令和8年3月

〒351-0016
朝霞市青葉台1-7-26
TEL 048(466)8686
URL <https://www.city.asaka.lg.jp>

この計画はUDフォント^{*}を使用しています。

※UDフォント(ユニバーサルデザインフォント)とは、
多くの人に分かりやすく、読みやすいように工夫
されたデザイン文字です。

朝霞市民スポーツ大会について

本年度の朝霞市民スポーツ大会は70回の節目の開催となり、参加者は11地区の自治会町内会のほか、一般の参加者も含め約5,200人と盛況となったが、以下の課題を踏まえ開催方法のあり方について検討したい。

〈現状の課題〉

1. 自治会町内会の参加数の減少

以前は自治会町内会の参加が20地区を超えていたが、現在は10地区前後と減少するとともに、自治会町内会内においても参加者を募るのに苦慮している状況が続いている。

2. 雨天中止時の予算執行

市民スポーツ大会が雨天中止となった場合でも、準備に関わる経費が8割程度執行されてしまう状況である。

以前は雨天の場合、翌日に順延としていたが、自治会町内会の参加者の減少に伴い、雨天中止とした経緯がある。

3. 他自治体の実施状況

他の自治体においては、自治会町内会の地区対抗型ではなく、市民参加型で各種スポーツの体験ができるようなスポーツフェスティバル形式への切り替えが進んでいる。

4. 令和7年度 スポーツに関するアンケートの調査結果

朝霞市スポーツ推進計画（令和3年～令和12年）の中間評価を行うため、令和7年度に実施したアンケートでは、「市スポーツ事業（市民スポーツ大会・ロードレース大会・市民スポーツ教室）に参加したことはありますか。」という問いに82.2%の方が「参加したことはない」と回答があった。

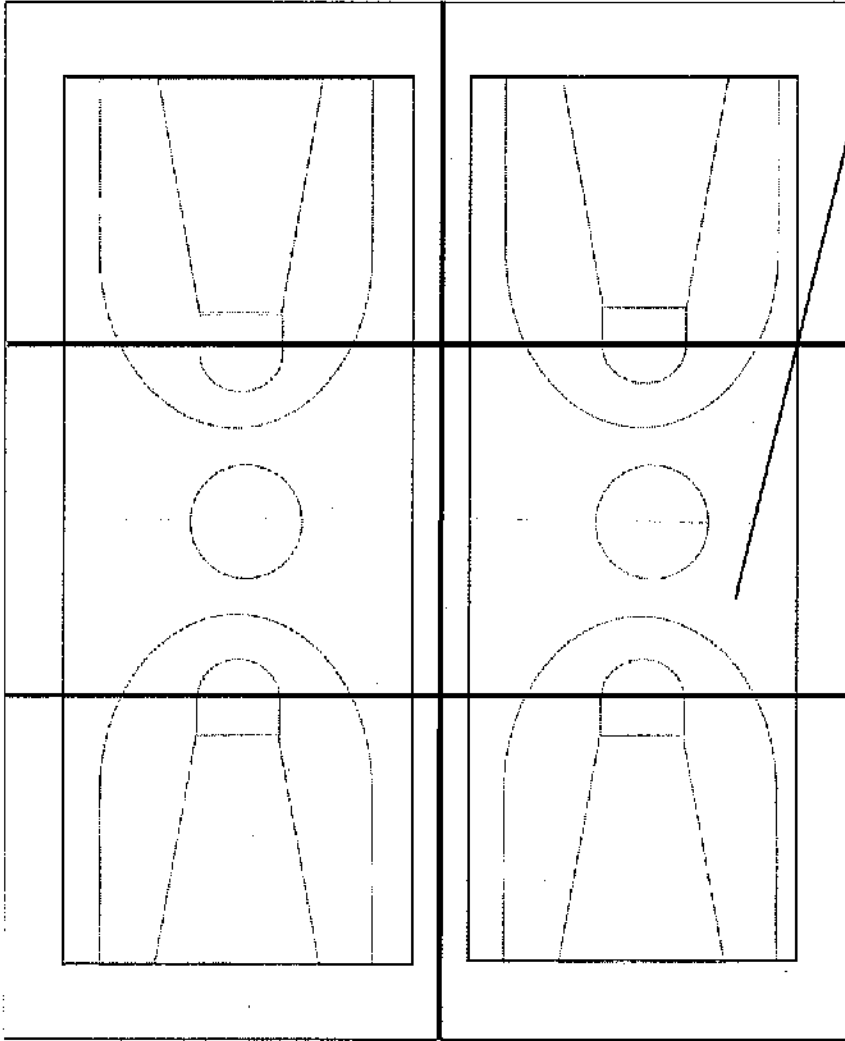
同計画では、「20歳以上の市民のうち、60%が週1回以上スポーツを行う」ことを目標としており、市民がスポーツへの関心を高め、参加しやすい機会の充実に求められている。

〈開催方法の例〉

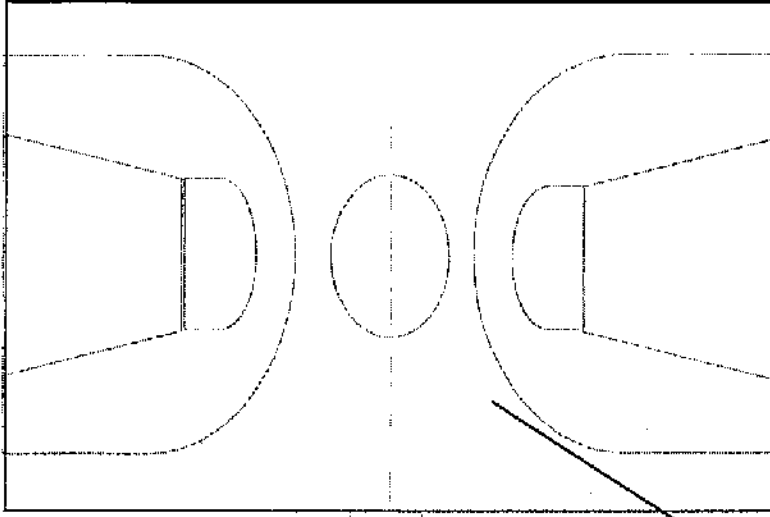
自治会町内会の参加を残しつつ、「雨天時も開催が可能な総合体育館を含めたスポーツフェスティバル形式」などについて検討する。

(仮称) スポーツフェスティバル 会場イメージ

総合体育館メインアリーナ



総合体育館サブアリーナ

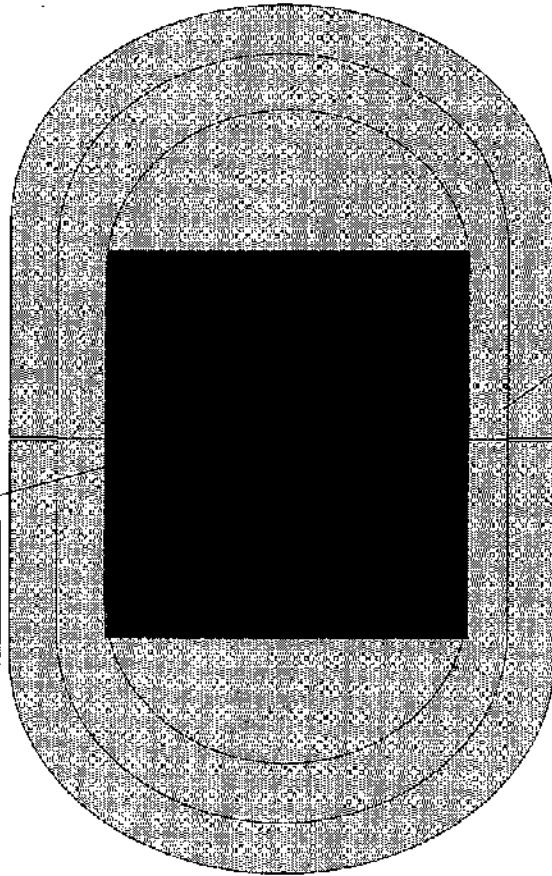


- ・各種スポーツ体験
- ・本橋選手 バスケ教室
- ・デブアスリート バドミントン体験
- ・ポッチャ体験
- ・スポーツ玉入れ
- ・はいはいコンテスト
- など

(仮称) スポーツフェスティバル 会場イメージ

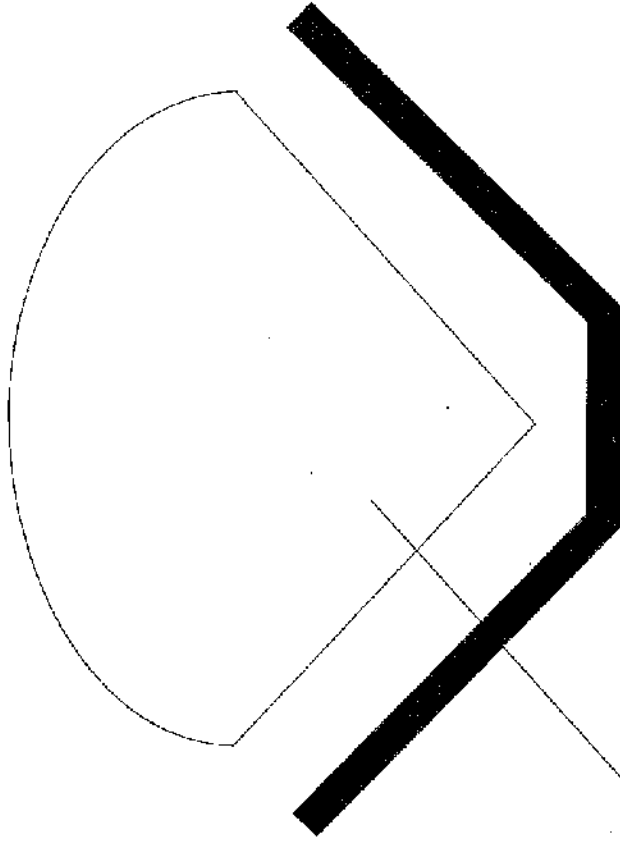
朝霞中央公園陸上競技場

- ・各種スポーツ体験
- ・サッカーフリーキック
- ・綱引き
- など



- ・地区対抗トライラノサウルスレース
(一般参加含)
- ・土井選手 陸上教室
- など

朝霞中央公園野球場



- ・野球、ソフトボール体験
- ・テニール
- ・西武ライオンズ野球教室
- など